

平成 27 年

奈良市議会 3 月定例会
提出議案

奈良市

目 次

奈良市報告第 7 号	株式会社奈良市清美公社の事業計画の報告について……………	1
〃 第 8 号	奈良市市街地開発株式会社の事業計画の報告について……………	11
〃 第 9 号	公益財団法人奈良市生涯学習財団の事業計画の報告について……………	16
〃 第 10 号	一般財団法人奈良市総合財団の事業計画の報告について……………	25
奈良市議案第 10 号	平成 27 年度奈良市一般会計予算……………	41
〃 第 11 号	平成 27 年度奈良市住宅新築資金等貸付金特別会計予算……………	49
〃 第 12 号	平成 27 年度奈良市国民健康保険特別会計予算……………	51
〃 第 13 号	平成 27 年度奈良市土地区画整理事業特別会計予算……………	55
〃 第 14 号	平成 27 年度奈良市市街地再開発事業特別会計予算……………	58
〃 第 15 号	平成 27 年度奈良市公共用地取得事業特別会計予算……………	60
〃 第 16 号	平成 27 年度奈良市駐車場事業特別会計予算……………	62
〃 第 17 号	平成 27 年度奈良市介護保険特別会計予算……………	64
〃 第 18 号	平成 27 年度奈良市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算……………	67
〃 第 19 号	平成 27 年度奈良市針テラス事業特別会計予算……………	69
〃 第 20 号	平成 27 年度奈良市後期高齢者医療特別会計予算……………	71
〃 第 21 号	平成 27 年度奈良市病院事業会計予算……………	(別冊)
〃 第 22 号	平成 27 年度奈良市水道事業会計予算……………	(別冊)
〃 第 23 号	平成 27 年度奈良市都祁水道事業会計予算……………	(別冊)
〃 第 24 号	平成 27 年度奈良市月ヶ瀬簡易水道事業会計予算……………	(別冊)
〃 第 25 号	平成 27 年度奈良市下水道事業会計予算……………	(別冊)
〃 第 26 号	奈良市附属機関設置条例の全部改正について……………	74
〃 第 27 号	奈良市行政手続条例の一部改正について……………	79

奈良市議案第 28 号	奈良市職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について……………	82
ク 第 29 号	奈良市職員の退職手当に関する条例の一部改正について……………	86
ク 第 30 号	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について……………	87
ク 第 31 号	教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について……………	91
ク 第 32 号	奈良市手数料条例の一部改正について……………	93
ク 第 33 号	奈良市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の制定について……………	107
ク 第 34 号	奈良市墓地条例の一部改正について……………	110
ク 第 35 号	奈良市国民健康保険条例の一部改正について……………	111
ク 第 36 号	奈良市介護保険条例の一部改正について……………	112
ク 第 37 号	奈良市ならまちセンター条例の一部改正について……………	115
ク 第 38 号	奈良市体育施設条例の一部改正について……………	116
ク 第 39 号	奈良市営住宅条例の一部改正について……………	117
ク 第 40 号	奈良市改良住宅条例の一部改正について……………	124
ク 第 41 号	奈良市コミュニティ住宅条例の一部改正について……………	131
ク 第 42 号	奈良市立学校設置条例の一部改正について……………	139
ク 第 43 号	奈良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について……………	140
ク 第 44 号	包括外部監査契約の締結について……………	141
ク 第 45 号	市道路線の廃止について……………	142
ク 第 46 号	市道路線の認定について……………	147
ク 第 47 号	町の区域等の変更について……………	177
ク 第 48 号	町の区域の変更について……………	180
ク 第 49 号	町の区域の変更について……………	183
ク 第 50 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	186

奈良市議案第 51 号	固定資産評価審査委員会の委員の選任について……………	187
〃 第 52 号	固定資産評価審査委員会の委員の選任について……………	190

株式会社奈良市清美公社の事業計画の報告について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社奈良市清美公社の事業計画を次のとおり報告する。

平成27年2月27日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 平成27年度事業計画書

平成27年度株式会社奈良市清美公社事業計画書

自 平成27年4月1日

至 平成28年3月31日

株式会社奈良市清美公社は、次の各受託業務及び受託外許認可業務等を実施する。

(受託業務)

- し尿収集運搬及び手数料の徴収に関する業務
- 公園・広場等の清掃、公衆便所の清掃、地下道等の清掃に関する業務
- 環境清美センター事務厚生棟・駐車場棟、環境清美工場の清掃に関する業務
- 東部地域・月ヶ瀬地域・都祁地域・精華地域・高円山離宮、鉢伏地域・中高層住宅・平城第1、第2団地及び奈良市市街地地域（一部）の一般家庭ごみ収集運搬、東部地域・中高層住宅及び環境清美センター内再生資源回収コーナーの再生資源（空き缶・空きびん・ペットボトル・飲料用紙パック）収集運搬、発泡スチロール製食品トレイ、環境清美工場の焼却灰及び非鉄の運搬に関する業務
- 犬・猫等の動物捕獲・運搬・飼育に関する業務

(受託外許認可業務等)

- 浄化槽の清掃・保守点検及び雑排水管洗浄に関する業務
- 建物清掃に関する業務

これらの業務の遂行にあたっては、誠実に遂行するとともに、公共下水道の普及に伴うし尿収集運搬及び浄化槽清掃業務の減少する社会情勢下にあつて、一層これに代わる業務の拡大と開発に努め、事業の効率化を図り、公益事業所として公共への奉仕をモットーに生活環境の保全と美化の推進に寄与せんとするものである。

1. 業務の方針

(受託業務)

- (1) 業務の運営については、常に適正な処理を行い、市民の生活環境をより清潔に保ち、公衆衛生の向上を目標に、その効率的運用を図る。

(受託外許認可業務等)

- (1) 浄化槽の清掃については、浄化槽法施行規則第3条の規定に基づいて行い、実施にあたっては計画的かつ円滑な運用を図る。また、高圧洗浄機による雑排水管洗浄業務の拡大にも積極的に市場の開拓に努める。
- (2) 建物清掃については、環境美化に努める。

2. 作業計画

(受託業務)

- (1) し尿収集運搬については、対象家庭の状況及び交通事情等を勘案し、早朝からの作業を行い、受託外許認可業務等との連携を図り、全車両の効率的な運用を図る。

また、汲取手数料の徴収事務については、口座振替制度への移行を促進し、収納率の向上を図る。

○汲取作業件数

- ・定額制汲取 約1,873件(月平均)
- ・一般従量制汲取 約85件(月平均)
- ・事業所等従量制汲取 約204件(月平均)

- (2) 公園・広場等の清掃業務については、当社現有諸機(器)材と人員の効率的な運用により作業を実施する。

○都市公園、ちびっ子広場、広場緑地、近隣公園

計 572か所

○街路樹等のかん水

- ・西部第475号線
- ・西部第24号線

- 西部第38号線他1路線
- 西大寺一条線
- 奈良北2号線、北部第595・604・611号線
- 中部第1124号線

計 6路線

(3) 公衆便所の清掃業務については、利用者の状況を考慮し、早朝作業による効率的な運用により業務を実施する。

- 近鉄高の原駅前
- J R平城山駅前

計 2か所

(4) 地下道等清掃業務については、利用状況等を考慮し、計画的に実施する。

- 近鉄新大宮駅前地下道
- 近鉄新大宮駅西側地下道
- J R平城山駅旅客通路
- J R平城山駅西側歩道橋
- 近鉄高の原駅歩道橋及び広場
- 近鉄学園前駅前歩道橋

計 (6か所) 13,792㎡

(5) 建物清掃業務については、作業実施基準仕様書により日常及び特別清掃を年間計画に基づき実施する。

○環境清美センター事務厚生棟清掃業務

床面積等 8,001.54㎡

○環境清美センター駐車場棟清掃業務

床面積等 8,249.32㎡

○環境清美工場清掃業務

床面積等 1,924.71㎡

(6) 東部地域・月ヶ瀬地域・都祁地域・精華地域・高円山離宮、鉢伏地域・中高層住宅・平城第1、第2団地及び奈良市市街地地域（一部）の一般家庭ごみの収集運搬、東部地域・中高層住宅及び環境清美センター内再生資源回収コーナーの再生資源収集運搬、発泡スチロール製食品トレイ収集運搬の各業務については、収集計画に基づき実施する。

また、環境清美工場より発生する焼却灰及び非鉄の大阪湾広域臨海環境整備センター堺基地への運搬業務については、受託条件による年間計画に基づき実施する。

○家庭ごみ及び再生資源（※印は家庭ごみのみ）

・東部地域（田原・柳生・大柳生・東里・狭川）	2, 150世帯
・月ヶ瀬地域 ※（月ヶ瀬）	499世帯
・都祁地域 ※（並松・吐山・都祁・六郷）	2, 131世帯
・精華地域 ※	302世帯
・高円山離宮、鉢伏地域 ※	32世帯
・中高層住宅（独立行政法人都市再生機構）	8, 630世帯
・平城第1・第2団地※（独立行政法人都市再生機構）	2, 000世帯
・市街地家庭系ごみ地域（一部）※	54, 814世帯
・環境清美センター内再生資源回収コーナー	1か所

○発泡スチロール製食品トレイ

・市役所・出張所・公民館・人権文化センター等	30か所
------------------------	------

○焼却灰運搬

・年間運搬量	2, 550 t
--------	----------

○非鉄運搬

・年間運搬量	3, 000 t
--------	----------

(7) 犬・猫等の動物捕獲・運搬・飼育に関する業務については、保健所の指導・指示のもと、迅速かつ効率的に実施する。

(受託外許認可業務等)

(1) 浄化槽の清掃・保守点検、雑排水管洗浄業務、建物清掃業務については、受託業務との連携を図り、効率的な運用により作業を実施する。

○浄化槽清掃業務	6 1 1 件 (月平均)
○浄化槽保守点検業務	3 2 3 件 (月平均)
○雑排水管洗浄業務	7 件 (月平均)
○建物清掃業務	1 か所

(作業体制)

(1) 従業員数

事務職	1 0 名 (内臨時 2 名)
現業職	1 0 7 名 (内臨時 6 6 名)
	計 1 1 7 名

(2) 車両台数

バキューム車	1 2 台
パッカー車	3 0 台
貨物車他	2 2 台
営業車	3 台
	計 6 7 台

3. 事業予算の概要

(収入の部)

受託事業収入	<u>6 7 5, 8 9 1 千円</u>
--------	------------------------

(内 訳)

し尿収集運搬及び手数料徴収事務受託収入	1 6 5, 7 1 5
公園・広場等清掃業務受託収入	6 0, 0 2 7
公衆便所清掃業務受託収入	1, 4 3 5
地下道等清掃業務受託収入	3, 3 6 1
環境清美センター・駐車場棟清掃業務受託収入	8, 9 0 4

環境清美工場清掃業務受託収入	5, 0 2 9
東部地域・精華地域等一般家庭ごみ収集運搬業務受託収入	2 4, 9 1 1
月ヶ瀬・都祁地域ごみ収集運搬業務受託収入	3 4, 6 5 7
中高層住宅一般家庭ごみ収集運搬業務受託収入	8 5, 8 0 4
市街地家庭系ごみ収集運搬業務委託収入	2 1 0, 6 0 0
一般家庭ごみ収集地域の大型ごみ収集運搬業務受託収入	1 4, 5 2 8
東部地域再生資源収集運搬業務受託収入	4, 0 7 0
中高層住宅再生資源収集運搬業務受託収入	7, 0 8 7
環境清美センター内再生資源分別及び運搬業務受託収入	2, 2 7 9
発泡スチロール製食品トレイ収集運搬業務受託収入	3, 3 8 8
焼却灰運搬業務受託収入	1 2, 4 0 9
非鉄運搬業務受託収入	1 1, 6 0 0
犬・猫等の捕獲・運搬・飼育業務受託収入	1 8, 4 3 0
音声館清掃業務受託収入	1, 6 5 7
受託外許認可事業等収入	<u>1 3 0, 2 0 4 千円</u>
(内 訳)	
浄化槽清掃・保守点検業務収入	1 2 8, 5 5 8
雑排水管洗浄業務収入	1, 6 4 6
事業外収入	<u>1 7 1 千円</u>
(内 訳)	
受取利息	1 7 1
収 益 合 計	<u>8 0 6, 2 6 6 千円</u>
(支出の部)	
事業直接費	6 3 5, 3 9 6 千円
(内 訳)	
人 件 費	4 2 2, 5 5 6
法定福利費	6 9, 8 4 1

福利厚生費	14,612	被服費	3,960
燃料費	36,724	修繕費	26,099
事故整理費	700	公租公課	7,056
保険料	9,299	消耗品費	8,259
旅費交通費	2,296	雑費	7,584
減価償却費	26,410		

一般管理費 110,911千円

(内 訳)

人件費	73,249	法定福利費	11,993
福利厚生費	2,079	公租公課	2,227
水道光熱費	2,288	修繕費	731
保険料	238	消耗品費	1,696
旅費交通費	55	燃料費	329
通信費	2,417	交際費	145
図書費	246	広告費	95
会議費	252	調査研究費	20
支払手数料	4,168	賃借料	5,884
減価償却費	2,740	雑費	59

事業外費用 59,959千円

(内 訳)

雑損失	254	消費税	59,705
-----	-----	-----	--------

予備費 0千円

費用合計 806,266千円

当期利益金 0千円

予 定 貸 借 対 照 表

平成28年3月31日

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	【439,335】	【流動負債】	【60,246】
現金・預金	353,180	未払金	34,168
未収入金	15,928	未払法人税等	119
受託事業未収金	64,274	前受金	0
手数料未収金	2,654	預り金	6,221
貯蔵品	3,041	仮受金	489
前払費用	759	手数料未払金	2,654
仮払法人税等	0	未払消費税	16,595
立替金	0	【固定負債】	【251,825】
貸倒引当金	△ 501	退職給与引当金	251,825
		負債合計	312,071
【固定資産】	【155,792】	純 資 産 の 部	
(有形固定資産)	(144,972)	【株主資本】	【283,056】
建物	81,205	資本金	10,000
建物附属設備	4,924	(利益剰余金)	(273,056)
構築物	581	その他利益剰余金	273,056
機械器具	38	任意積立金	70,000
車両運搬具	11,185	繰越利益剰余金	203,056
什器備品	4,904		
電話設備	172		
土地	41,963		
(無形固定資産)	(3,024)		
電話加入権	310		
地役権	300		
ソフトウェア	2,414		
(投資その他の資産)	(7,796)		
出資金	1,430		
長期貸付金	5,875		
保証金	10		
リサイクル預託金	481		
		純資産合計	283,056
資産合計	595,127	負債・純資産合計	595,127

予 定 損 益 計 算 書

自 平成27年4月1日

至 平成28年3月31日

(単位：千円)

科 目	金 額	額
【売 上 高】		
受託事業収入	625,827	
浄化槽収入	118,919	
高压洗浄収入	1,524	
建物清掃収入	0	746,270
【売上原価】		
事業直接原価	635,396	△ 635,396
売上総利益金額		110,874
【販売費及び一般管理費】	110,911	△ 110,911
営業利益金額		△ 37
【営業外収益】		291
受取利息	171	
受取配当金	5	
雑収入	115	
【営業外費用】		△ 254
支払利息	0	
雑損失	254	
経常利益金額		0
【特別利益】		0
貸倒引当金戻入益	0	
退職給与引当金戻入益	0	
【特別損失】		△ 207
資産廃棄損	0	
貸倒引当金繰越損	25	
貸倒損失	182	
退職給与引当金繰入損	0	
税引前当期純利益金額	0	△ 207
法人税、住民税及び事業税	188	△ 188
当期純利益金額	△ 395	△ 395

奈良市市街地開発株式会社の
事業計画の報告について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、奈良市市街地開発株式会社の事業計画を次のとおり報告する。

平成27年2月27日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 平成27年度事業計画書

平成27年度奈良市市街地開発株式会社事業計画書

自 平成27年4月1日

至 平成28年3月31日

奈良市市街地開発株式会社を設立以来、市内における新しい都市拠点の形成を目指し、市街地開発の効率的推進を図るとともに、開発事業等により建設された建築物の管理運営事業等を行い、地域社会と調和した都市づくりの推進に努めております。

1 事業方針

新しい都市拠点の形成を目指し、市街地開発事業によるJR奈良駅前再開発第1ビルの商業床の管理運営、近鉄学園前駅南再開発ビル管理組合業務代行及び奈良市営駐車場の管理等を行い、地域社会と調和した都市づくりの推進を図るとともに、経営の改善を進めます。

2 業務内容

- (1) JR奈良駅前再開発第1ビル商業床の管理運営
- (2) JR奈良駅西口周辺の市営駐車場の管理運営
(奈良市営JR奈良駅第1・第2・なら100年会館駐車場)
- (3) 近鉄学園前駅南地区再開発ビルの管理業務
- (4) 奈良市営西部会館駐車場の管理運営
- (5) 前各号に関連又は付帯する事業

3 事業予算の概要

単位：千円

(収入の部)

事業収入		224,200
商業床等管理収入		105,600
駐車場管理運営収入		73,600
学園前再開発ビル関係受託収入		45,000
事業外収入（利息収入）		300
収入合計		<u>224,500</u>

(支出の部)

事業費用		<u>219,500</u>
------	--	----------------

内訳

人件費	14,300	修繕費	410
福利厚生費	3,200	会議費	20
委託費	93,000	手数料	3,600
賃借料	56,600	公租公課費	500
共益費	39,000	諸会費	40
販促費	600	旅費交通費	10
消耗品費	3,700	保険料	650
通信費	350	雑費	1,200
燃料費	20	減価償却費	2,300

(当期利益金)

5,000

予 定 貸 借 対 照 表

平成28年3月31日

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
【流動資産】	【171,446】	【流動負債】	【37,895】
現金及び預金	152,484	未払外注費	7,490
未収入金	12,400	未払費用	2,000
前払費用	5,800	前受金	1,905
預け金	762	預り金	200
【固定資産】	【21,550】	売上預り金	26,000
(有形固定資産)	(21,100)	未払法人税等	300
建物	17,762	【固定負債】	【33,211】
建物附属設備	16,448	預り保証金	33,211
車両運搬具	795	負債の部計	71,106
什器備品	150		
減価償却累計額	△14,055	純資産の部	
(無形固定資産)	(400)	【株主資本】	【121,890】
電話加入権	400	[資本金]	[100,000]
(投資その他の資産)	(50)	[資本剰余金]	[18,700]
保証金	50	[利益剰余金]	[3,190]
		繰越利益剰余金	3,190
		(うち当期純利益)	(5,000)
		純資産の部計	121,890
資産の部計	192,996	負債・純資産の部計	192,996

予 定 損 益 計 算 書

自 平成27年4月1日

至 平成28年3月31日

科 目	金 額	
		千円
【売上高】		
売上高	224,200	224,200
【販売費及び一般管理費】		
営業利益	219,200	219,200
		5,000
【営業外収益】		
受取利息	30	
雑収入	270	300
経常利益		5,300
税引前当期純利益		5,300
法人税等充当額		300
当期純利益		5,000

公益財団法人奈良市生涯学習財団の
事業計画の報告について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、公益財団法人奈良市生涯学習財団の事業計画を次のとおり報告する。

平成27年2月27日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 平成27年度事業計画書

平成27年度公益財団法人奈良市生涯学習財団事業計画書

自 平成27年4月1日

至 平成28年3月31日

1. 事業方針

公益財団法人奈良市生涯学習財団は、市民の教養の向上・健康の増進・情操の純化を図り、生活文化の振興・社会福祉の増進に寄与することを目的として、実際生活に即する教育・学術及び文化に関する各種の事業を行うとともに、市民の立場に立った施設運営を行い、だれでも、いつでも、どこでも学べる学習環境の醸成と整備を促進する。

さらに、地域における「学びの場」・「地域づくりの拠点」としての機能を強化し、自己学習・相互学習・家庭教育に加えて、地域の課題解決に向けた学習活動の場及び学びの成果を生かせる場を提供し、その機能の充実を図る。また、公民館自主グループを育成し、生涯学習における指導者やボランティアの裾野を広げる。これらにより、地域の教育力を高め、市民がその力を地域で発揮できるよう、公民館での取組の充実を図るとともに、学びの成果が活力ある地域づくりに繋がる生涯学習活動を推進する。

加えて、生涯学習に関する情報収集や調査研究に努め、学習情報の提供や学習相談を行う。また、各種事業の企画・運営に職員のもつ特技を生かし、経費削減につなげる。

2. 事業実施計画

社会教育・生涯学習に関する事業を幅広く展開していくために、次の7分類の全てにおいて事業を開催する。

- | | |
|---------------|---------------------|
| 01 教養・文化・国際交流 | 05 家庭生活・市民生活・娯楽 |
| 02 教育・福祉・人権 | 06 健康・衛生・環境 |
| 03 芸術・芸能 | 07 体育・スポーツ・レクリエーション |
| 04 科学・情報・産業技術 | |

(1) 協定事業

奈良市から指定を受け、指定管理者として事業方針に基づいた事業を展開する。

① 公民館事業

生涯学習センター・公民館の活性化と、高まる市民の学習意欲と多様なニーズに

応えることをめざし、社会教育・生涯学習に関する各種の事業を行う。また、次の5重点分野の全てにおいての事業開催を全施設必須とすることにより、奈良市全域における充実した事業展開をめざす。

重点分野：高齢者・男女・青少年・家庭教育・現代的課題

大型館においては、大人数を収容できる等の施設の特長を生かした事業を展開する。また、地元大学との連携による事業など、高度な学習機会の提供を図る。

地区館においては、地域の特性・課題や地域住民のニーズ等に即した事業展開を行う。また、地域の学校や各種の活動団体、関係各課・機関との連携を図る。

その他、充実した社会教育・生涯学習関連情報を市民がいつでも手軽に検索・活用することができるよう、インターネットを利用した情報発信を積極的に行う。また、パソコン講座を開催し、情報格差の解消に努める。

② 公民館管理運営事業

市民がいつでも気軽に利用できる地域の生涯学習の場として、公民館の機能強化と市民の立場に立った施設運営を図るとともに、公民館の適正かつ効率的な管理運営を行う。

(2) 自主事業

当財団の取組をより多くの人々にPRするとともに外部収入を獲得するため、職員の特技や専門性を生かし、講師派遣等の事業展開を行う。また、自主財源の確保と事業内容の充実のため、外部資金による事業開催にも取組を進める。

さらに、奈良市の関連諸施策と連携し、市民の生活環境の向上や学習機会の拡大を図り、個人の学習にとどまらず学習の成果を生かせるような事業展開に努める。

[指定管理施設]

生涯学習センター	延床面積	3,588㎡
中部公民館	延床面積	4,359㎡
西部公民館	延床面積	3,337㎡
南部公民館	延床面積	980㎡
三笠公民館	延床面積	752㎡
田原公民館	延床面積	550㎡

富雄公民館	延床面積	7 0 1 m ²
柳生公民館	延床面積	3 3 5 m ²
若草公民館	延床面積	7 5 0 m ²
登美ヶ丘公民館	延床面積	5 9 9 m ²
興東公民館	延床面積	4 2 9 m ²
春日公民館	延床面積	5 4 3 m ²
二名公民館	延床面積	5 0 1 m ²
京西公民館	延床面積	5 3 8 m ²
平城西公民館	延床面積	4 9 9 m ²
伏見公民館	延床面積	5 1 6 m ²
富雄南公民館	延床面積	5 0 4 m ²
平城公民館	延床面積	5 7 1 m ²
飛鳥公民館	延床面積	5 0 1 m ²
都跡公民館	延床面積	5 1 8 m ²
登美ヶ丘南公民館	延床面積	5 0 0 m ²
平城東公民館	延床面積	5 0 0 m ²
月ヶ瀬公民館	延床面積	1, 8 4 6 m ²
都祁公民館	延床面積	4 2 5 m ²

収 支 予 算 書

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

(単位：千円)

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減	備 考
I 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
① 基本財産運用収入	70	70	0	
基本財産利息収入	70	70	0	
② 協定事業収入	581,903	563,728	18,175	
指定管理受託収入	581,200	563,000	18,200	
講座受講料収入	703	728	△ 25	
③ 自主事業収入	7,890	6,375	1,515	
講師派遣収入	50	50	0	
事業収入	7,740	6,225	1,515	
助成金収入	100	100	0	
④ 雑収入	275	275	0	
受取利息	25	25	0	
雑収入	250	250	0	
事業活動収入計	590,138	570,448	19,690	
2. 事業活動支出				
(1) 事業費支出	575,318	556,080	19,238	
① 人件費支出	370,135	362,569	7,566	
役員報酬支出	2,479	2,495	△ 16	
給料支出	136,108	137,244	△ 1,136	
賃金支出	93,899	87,676	6,223	
職員手当支出	65,179	63,747	1,432	
福利厚生支出	52,612	51,549	1,063	
賞与引当金繰入支出	19,858	19,858	0	
② 事業経費支出	205,183	193,511	11,672	
諸謝金支出	8,951	8,460	491	
旅費交通費支出	676	589	87	
消耗品費支出	6,173	7,681	△ 1,508	
燃料費支出	1,482	2,012	△ 530	
会議費支出	216	267	△ 51	
印刷製本費支出	1,139	1,005	134	
光熱水料費支出	62,272	51,569	10,703	
修繕費支出	2,643	3,471	△ 828	
医薬材料費支出	28	31	△ 3	
通信運搬費支出	2,375	2,591	△ 216	
減価償却費支出	852	852	0	
手数料支出	2,320	2,398	△ 78	
保険料支出	1,844	2,049	△ 205	
委託費支出	61,564	68,242	△ 6,678	
賃借料支出	20,794	15,654	5,140	
負担金支出	283	277	6	
広告料支出	300	240	60	
租税公課支出	31,271	26,123	5,148	

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減	備 考
(2) 管理費支出	14,820	14,368	452	
① 人件費支出	12,681	12,486	195	
役員報酬支出	2,478	2,494	△ 16	
給料支出	3,777	3,808	△ 31	
賃金支出	2,606	2,433	173	
職員手当支出	1,809	1,769	40	
福利厚生支出	1,460	1,431	29	
賞与引当金繰入支出	551	551	0	
② 管理経費支出	2,139	1,882	257	
旅費交通費支出	168	159	9	
消耗品費支出	171	213	△ 42	
会議費支出	6	7	△ 1	
光熱水料費支出	1,728	1,431	297	
通信運搬費支出	66	72	△ 6	
事業活動支出計	590,138	570,448	19,690	
事業活動収支差額	0	0	0	
II 予備費支出	0	0	0	
当期収支差額	0	0	0	
前期繰越収支差額	0	0	0	
次期繰越収支差額	0	0	0	

予 定 貸 借 対 照 表

平成28年3月31日

(単位：千円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	48,263	52,825	△ 4,562
未収金	182	182	0
流動資産合計	48,445	53,007	△ 4,562
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金	50,000	50,000	0
基本財産合計	50,000	50,000	0
その他固定資産			
リース資産	1,704	2,556	△ 852
その他固定資産合計	1,704	2,556	△ 852
固定資産合計	51,704	52,556	△ 852
資産合計	100,149	105,563	△ 5,414
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	25,577	30,339	△ 4,762
預り金	2,459	2,259	200
賞与引当金	20,409	20,409	0
リース債務	852	852	0
流動負債合計	49,297	53,859	△ 4,562
2. 固定負債			
リース債務	852	1,704	△ 852
固定負債合計	852	1,704	△ 852
負債合計	50,149	55,563	△ 5,414
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
地方公共団体補助金	50,000	50,000	0
指定正味財産合計	50,000	50,000	0
(うち基本財産への充当額)	50,000	50,000	0
2. 一般正味財産			
正味財産合計	50,000	50,000	0
負債及び正味財産合計	100,149	105,563	△ 5,414

予 定 正 味 財 産 増 減 計 算 書

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

(単位：千円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
事業活動収入	590,138	570,448	19,690
基本財産運用収入	70	70	0
基本財産利息収入	70	70	0
協定事業収入	581,903	563,728	18,175
指定管理受託収入	581,200	563,000	18,200
講座受講料収入	703	728	△ 25
自主事業収入	7,890	6,375	1,515
講師派遣収入	50	50	0
事業収入	7,740	6,225	1,515
助成金収入	100	100	0
雑収入	275	275	0
受取利息	25	25	0
雑収入	250	250	0
経常収益計	590,138	570,448	19,690
(2) 経常費用			
事業費	575,318	556,080	19,238
人件費	370,135	362,569	7,566
役員報酬	2,479	2,495	△ 16
給料	136,108	137,244	△ 1,136
賃金	93,899	87,676	6,223
職員手当	65,179	63,747	1,432
福利厚生	52,612	51,549	1,063
賞与引当金繰入	19,858	19,858	0
事業経費	205,183	193,511	11,672
諸謝金	8,951	8,460	491
旅費交通費	676	589	87
消耗品費	6,173	7,681	△ 1,508
燃料費	1,482	2,012	△ 530
会議費	216	267	△ 51
印刷製本費	1,139	1,005	134
光熱水料費	62,272	51,569	10,703
修繕費	2,643	3,471	△ 828
医薬材料費	28	31	△ 3
通信運搬費	2,375	2,591	△ 216
減価償却費	852	852	0
手数料	2,320	2,398	△ 78
保険料	1,844	2,049	△ 205
委託費	61,564	68,242	△ 6,678
賃借料	20,794	15,654	5,140
負担金	283	277	6
広告料	300	240	60
租税公課	31,271	26,123	5,148

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
管理費	14,820	14,368	452
人件費	12,681	12,486	195
役員報酬	2,478	2,494	△ 16
給料	3,777	3,808	△ 31
賃金	2,606	2,433	173
職員手当	1,809	1,769	40
福利厚生	1,460	1,431	29
賞与引当金繰入	551	551	0
管理経費	2,139	1,882	257
旅費交通費	168	159	9
消耗品費	171	213	△ 42
会議費	6	7	△ 1
光熱水料費	1,728	1,431	297
通信運搬費	66	72	△ 6
經常費用計	590,138	570,448	19,690
当期經常増減額	0	0	0
2. 經常外増減の部			
(1) 經常外収益			
經常外収益計	0	0	0
(2) 經常外費用			
經常外費用計	0	0	0
当期經常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	0	0	0
一般正味財産期首残高	0	0	0
一般正味財産期末残高	0	0	0
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	50,000	50,000	0
指定正味財産期末残高	50,000	50,000	0
III 正味財産期末残高	50,000	50,000	0

一般財団法人奈良市総合財団の
事業計画の報告について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、一般財団法人奈良市総合財団の事業計画を次のとおり報告する。

平成27年2月27日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1. 平成27年度事業計画書

平成27年度一般財団法人奈良市総合財団事業計画書

自 平成27年4月1日

至 平成28年3月31日

1 事業方針

一般財団法人奈良市総合財団は、平成24年4月に統合した7つの財団法人の設立趣旨及び活動内容を踏まえ、それぞれが果たしてきた役割をより効率的・効果的に担っていくため、設立したものである。

統合した各財団法人が積み重ねてきた実績及び培ってきた知識・経験・技術を有する人材等の経営資源を戦略的に活用できる組織並びに多様化する市民ニーズに応える団体として、文化・スポーツ・武道の普及振興事業、「ならまち」・「都祁地域」の歴史・文化資産等を活用した地域振興事業及び中小企業勤労者に対する福祉事業を行い、もって文化の創造及び福祉の増進に寄与しようとするものである。

2 事業内容

奈良市から指定管理者の指定を受けて実施する公の施設の管理運営事業、歴史・文化資産等を活用した地域振興事業等を行う。財団の活動内容、管理運営する各施設の設立趣旨等を踏まえ、「文化事業グループ」「スポーツ・武道事業グループ」「まちづくり振興事業グループ」の3グループ体制で事業を推進する。

【文化事業グループ】

国際文化観光都市奈良の文化の向上及び発信に努め、市民の美術鑑賞と創作活動の活性化による地域社会づくりに寄与するための事業を行う。また、地域経済の担い手である中小企業勤労者を対象に、福祉の向上と生活の安定を図るべく総合的な福祉事業を実施する。

・なら100年会館

奈良県内最大のホールという特色を生かし、有名アーティストのコンサート等、市民に多様な鑑賞の機会を提供し、また、創造の場・創作拠点として様々なニーズに対応できる利用者のためのホールを目指す。

奈良の心とオペラを融合とした「万葉オペラ・ラボ事業」を通じて“奈良ならではの”創造文化の輝きと魅力を発信すると共に、歴史、伝統、創造性を活かした「奈良の魅

力再発見能楽普及事業」等を実施する。また、奈良の文化力向上に寄与する事業として若手演奏家の育成事業を開催する他、小学校へのオーケストラ出張授業等のアウトリーチ事業をはじめ多彩なワークショップを実施し、未来を担う子ども達に芸術の素晴らしさを知り、学び、体験する機会を提供する。

- 奈良市美術館

奈良市教育委員会、奈良市美術家協会との共催による作品展や公募市展「なら」を開催する。また、大学等との連携協力事業として各種講座を開催する。

その他展示事業として、奈良の近代における美術や文化を発掘する「奈良を観る」をシリーズ企画し、第2回目として奈良市・月ヶ瀬村・都祁村の合併10周年を記念する展覧会を開催する。さらに奈良と関わりの深い画家・須田剋太を取り上げて紹介する。

- 奈良市北部会館市民文化ホール

奈良大学と連携して「奈良の文化・歴史」をテーマにした市民公開講座を開催する。また、市民の豊かな交流活動を推進し、地域の方々の健康増進、交流の場とすることを目的に、平城ニュータウン文化協会等と連携して平城ニュータウン地区文化祭を開催する。

- 奈良市杉岡華邨書道美術館

展示作品を中心に列品解説講座や書道に関連した幅広い分野をテーマに講演する書道文化講座、初心者でもすぐに生かせる書道実技講座、子ども向けの筆書き体験コーナー、学芸員による作品解説会を開催する。また、平成26年度に発足した友の会会員の方々に展覧会等の情報発信をし、普及活動を行う。

展覧会事業については、企画展として現代書壇の巨匠に焦点を当て紹介するシリーズ展の「謙慎の書②青山杉雨の門流 梅原清山と寄鶴文社選抜展」と、明治から平成にかけてのかな書の発展を検証する「近現代かな書の流れ」シリーズの2回目となる「大字かな運動の展開」展を、杉岡華邨作品による館蔵品展と共に開催する。

- 奈良市勤労者総合福祉センター

勤労者をはじめ広く市民を対象として、パソコン教室や社交ダンス講座等の各種教室を開催し、トレーニング指導を行う。

- 勤労者福祉サービスセンター事業部門

市内の中小企業の事業所に対し、福祉事業の内容について広報を行い、会員加入の促進を行う。また、会員及びその家族を対象に、日帰りバスツアー等の福利厚生事業、会

員の相互扶助を基本とした各種給付事業、健康管理事業及び貸付斡旋事業を行う。

(指定管理施設)

なら100年会館

奈良市美術館

奈良市北部会館市民文化ホール

奈良市杉岡華邨書道美術館

奈良市勤労者総合福祉センター

【スポーツ・武道事業グループ】

各種体育・スポーツ事業等を開催してその普及振興を図り、市民の心身の健全な発達に寄与するための事業を行う。また、剣道・柔道その他武道の振興を図る。

また、平成27年度より一部共同体として指定管理を行うミズノスポーツサービス株式会社・美津濃株式会社（以下「ミズノ」という。）とも連携を図り、引き続きJリーグを目指すサッカーチーム「奈良クラブ」及びプロバスケットボールチーム「バンビシヤス奈良」と提携し各スクールを開催、バスケットボールスクールにおいては、新たに中学生の部門を増設し、将来のトップアスリートを輩出することを目的に事業展開を行う。さらに、スポーツ事業を得意分野とするミズノと協力し、各施設を有効活用しながら新規事業を開催する。

武道普及振興事業として、剣道・柔道・槍術等、各種武道関連団体との連携、協力のもと、武道人口の裾野を広げるべく、マスメディア等広報を活用し武道教室、演武会の更なる発展、活性化を図る。

(指定管理施設)

奈良市緑ヶ丘球場

奈良市中央体育館

奈良市中央第二体育館

奈良市南部生涯スポーツセンター体育館

奈良市西部生涯スポーツセンター体育館

奈良市青山プール

奈良市西部生涯スポーツセンター屋内温水プール

奈良市柏木コート

奈良市黒谷コート

奈良市平城第一コート
奈良市平城第二コート
奈良市青山コート
奈良市佐保山コート
奈良市西部生涯スポーツセンターコート
奈良市南部生涯スポーツセンターコート
奈良市柏木球技場
奈良市黒谷球技場
奈良市平城第一球技場
奈良市平城第二球技場
奈良市中ノ川球技場
奈良市奈良阪球技場
奈良市登美ヶ丘球技場
奈良市西部生涯スポーツセンター球技場
奈良市南部生涯スポーツセンター球技場
奈良市西部生涯スポーツセンターゲートボール場
奈良市南部生涯スポーツセンター多目的コート
奈良市西部生涯スポーツセンタークラブハウス
奈良市中央武道場
奈良市中央第二武道場
奈良市弓道場
奈良市鴻ノ池相撲場

【まちづくり振興事業グループ】

なら・まほろば景観まちづくり条例に基づく奈良町都市景観形成地区を中心とした「ならまち」において、地域文化を振興するとともに伝統的文化、芸能及び工芸を継承することにより、「ならまち」の活性化と市民文化の発展に寄与するための事業を行う。

また、都祁地域において、市民の文化芸術の振興及び都祁地域と市街地住民との交流促進に努め、生涯スポーツ宣言地域として各種クラブ団体等による幅広い施設利用を図り、地域の発展に寄与するための事業を行う。

- ならまち振興事業部門

文化振興、地域活性化及び広報啓発を目的として、講座・展示会・わらべうたフェスタ・伝統文化鑑賞会・マップ制作等を実施する。また、受託事業として、町家バンク・ナイトカルチャー・出前カルチャーを実施する。

- 奈良市ならまちセンター

奈良公園一帯で開催されるイベントである「なら燈花会」の期間に合わせて野外で行う「ならまち篝火コンサート」、近年大変人気のあるフラダンスに注目した「フラダンスフェスティバル」や「正倉院展」に合わせた文化講演会「正倉院展見どころ講座」を開催する。また、奈良らしい音楽をテーマにした「ならまちコンサート」、奈良町落語館と共催で「ならまち落語会」、市民の方々の総合文化芸術祭として「ならまちいきいきフェスティバル」を開催する。

- 奈良市音声館

奈良に伝わる“わらべうた”の伝承を行い、あらゆる世代を対象とした「ならまちわらべうた教室」を通年で開講する。また、奈良の歴史や文化の伝承として、創作ミュージカル「二月堂良弁杉」の定期公演をはじめ、奈良の民話子どもミュージカルや大型紙芝居、エントランスコンサートの定期公演を行う。

また、幼稚園・保育園へのわらべうた遊び指導講師派遣、大人と子どもが一緒に楽しめるコーラス教室や子ども邦楽教室・お茶教室を開催し、子どもたちに伝統文化や音楽を学ぶ場を提供する。

- なら工芸館

奈良伝統工芸の振興発展を図ることを目的として、奈良の工芸作家等との連携により、工芸作品の展示・販売・制作実演や子ども工芸体験教室、各種工芸教室を開催する。

また、奈良伝統工芸後継者育成事業にも取り組み、研修者の支援を行う。

- 入江泰吉記念奈良市写真美術館

写真家・入江泰吉氏の功績を顕彰することを目的として、入江泰吉記念写真賞実行委員会主催のもと、奈良市との共催事業として「入江泰吉記念写真賞・ならPHOTO CONTEST」受賞作品展を写真美術館と東京で開催する。

写真の普及活動として、「高畑写真倶楽部」をはじめ各種講座や県内の高校写真部との連携事業を展開する。また、大阪府立大学及び高岡市万葉歴史館と連携し、入江作品を通した万葉コンソーシアム事業を開催する。さらに、奈良国立博物館及び奈良県立美術館と連携し、3館の周遊を促進するイベントの開催や観覧料の割引を実施し、日本文

化の原点ともいえる奈良の文化財と歴史景観の魅力の発信、新しい奈良文化の創造を目的とする奈良トライアングルミュージアムズ連携事業を行う。

- 入江泰吉旧居

写真家・入江泰吉氏のひととなりを知り得る事業を開催し、氏の功績を顕彰する。また写真美術館と協同し、暗室を利用した独自の事業や写真講座等のワークショップを開催する。さらに、奈良市きたまちの活動団体と連携し、地域の活性や観光振興につながる事業を開催する。

- 奈良市ならまち格子の家

ならまち観光の見所紹介等の案内業務及び「ならまちの歴史と町並み紹介」の常設展示、ならまち振興事業部門自主事業による伝統文化鑑賞会やパネル展を実施し、奈良の町家の生活様式に直接触れる機会を観光客や市民に提供する。

- 奈良市都祁交流センター等3施設（都祁体育館・都祁生涯スポーツセンター）

都祁地域の地域間・世代間交流事業として、野外体験事業「アウトドアしようぜ！第3弾・第4弾」を6月と7月に開催する。また、中高年者対象の健康づくり体験として、「都祁を歩く！」を開催する。講師指導の下、ウォーキング教室も交えながら改めて都祁の魅力を再発見する。音楽の里づくり事業として、認定こども園や小中学校へのアウトリーチや楽器体験のワークショップ・ファミリー向けミニコンサート等を開催する。未就学の子ども達を対象に「おはなし会」（ブラックシアター、絵本や紙芝居の読み聞かせ、新刊紹介）を開催する。

また、広報活動の一環として「施設だより」を発行する。

（指定管理施設）

奈良市ならまちセンター

奈良市音声館

なら工藝館

入江泰吉記念奈良市写真美術館

入江泰吉旧居

奈良市ならまち格子の家

奈良市都祁交流センター

奈良市都祁体育館

奈良市都祁生涯スポーツセンターコート

奈良市都祁生涯スポーツセンター球技場

奈良市都祁生涯スポーツセンター多目的コート

奈良市都祁生涯スポーツセンタークラブハウス

収 支 予 算 書

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

(単位：千円)

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減	備 考
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
① 基本財産運用益	45	38	7	
基本財産受取利息	45	38	7	
② 特定資産運用益	14	14	0	
特定資産受取利息	14	14	0	
③ 受取入会金	205	200	5	
受取入会金	205	200	5	
④ 受取会費	39,885	39,315	570	
受取会費	39,885	39,315	570	
⑤ 事業収益	146,560	165,745	△ 19,185	
入場料収益	36,038	55,401	△ 19,363	
観覧料収益	2,180	472	1,708	
共催金収益	8,948	7,990	958	
受講料収益	82,924	88,009	△ 5,085	
出品料収益	750	750	0	
協賛金収益	2,605	780	1,825	
参加費収益	1,865	1,666	199	
普及事業収益	420	54	366	
小売業収益	8,921	9,220	△ 299	
受取手数料	1,509	1,003	506	
その他収益	400	400	0	
⑥ 受取補助金等	1,412,660	1,426,880	△ 14,220	
受取指定管理料	1,260,800	1,277,228	△ 16,428	
受取地方公共団体補助金	141,860	118,600	23,260	
事業受託収益	7,450	21,700	△ 14,250	
受取民間助成金	2,550	9,352	△ 6,802	
⑦ 受取負担金	35,095	34,100	995	
受取負担金	35,095	34,100	995	
⑧ 雑収益	5,253	5,543	△ 290	
受取利息	52	105	△ 53	
雑収益	1,001	1,748	△ 747	
運営協力金等収益	4,200	3,690	510	
経常収益計	1,639,717	1,671,835	△ 32,118	

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減	備 考
(2) 經常費用				
① 事業費	1,581,424	1,633,805	△ 52,381	
役員報酬	96	96	0	
給料手当	527,541	576,844	△ 49,303	
臨時雇賃金	34,780	32,709	2,071	
福利厚生費	94,046	103,917	△ 9,871	
旅費交通費	3,672	2,538	1,134	
通信運搬費	9,966	9,017	949	
減価償却費	63	135	△ 72	
消耗什器備品費	1,951	2,043	△ 92	
消耗品費	32,931	27,814	5,117	
修繕費	11,864	7,825	4,039	
印刷製本費	20,892	20,581	311	
燃料費	2,611	3,009	△ 398	
光熱水料費	286,167	264,089	22,078	
賃借料	33,374	38,094	△ 4,720	
保険料	8,400	9,036	△ 636	
諸謝金	59,356	53,215	6,141	
租税公課	51,702	51,075	627	
支払負担金	4,021	3,917	104	
支払助成金	69,052	68,789	263	
委託費	312,121	336,127	△ 24,006	
会議費	317	256	61	
支払手数料	8,170	9,362	△ 1,192	
広告宣伝費	3,726	3,077	649	
仕入	1,395	2,207	△ 812	
原材料費	1,229	1,085	144	
医薬材料費	1,421	1,374	47	
雑費	560	5,574	△ 5,014	
② 管理費	74,795	50,493	24,302	
役員報酬	12,720	6,447	6,273	
給料手当	44,159	29,038	15,121	
福利厚生費	10,038	6,198	3,840	
旅費交通費	55	66	△ 11	
通信運搬費	324	510	△ 186	
減価償却費	20	33	△ 13	
消耗品費	406	443	△ 37	
修繕費	50	100	△ 50	
燃料費	39	39	0	
賃借料	3,744	3,734	10	
保険料	7	7	0	
諸謝金	710	720	△ 10	
租税公課	170	163	7	
支払負担金	462	577	△ 115	
委託費	1,712	2,217	△ 505	
支払手数料	179	201	△ 22	

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減	備 考
経常費用計	1,656,219	1,684,298	△ 28,079	
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 16,502	△ 12,463	△ 4,039	
評価損益等計	0	0	0	
当期経常増減額	△ 16,502	△ 12,463	△ 4,039	
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	
(2) 経常外費用				
経常外費用計	0	0	0	
当期経常外増減額	0	0	0	
税引前当期一般正味財産増減額	△ 16,502	△ 12,463	△ 4,039	
当期一般正味財産増減額	△ 16,502	△ 12,463	△ 4,039	
一般正味財産期首残高	68,239	66,822	1,417	
一般正味財産期末残高	51,737	54,359	△ 2,622	
II 指定正味財産増減の部				
一般正味財産への振替額	0	0	0	
一般正味財産への振替額	0	0	0	
当期指定正味財産増減額	0	0	0	
指定正味財産期首残高	86,004	86,004	0	
指定正味財産期末残高	86,004	86,004	0	
III 正味財産期末残高	137,741	140,363	△ 2,622	

予 定 貸 借 対 照 表

平成28年3月31日

(単位：千円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
I 資産の部				
1. 流動資産				
現金預金	73,636	102,490	△ 28,854	
現金	770	770	0	
普通預金	72,866	101,720	△ 28,854	
未収金	736	444	292	
前払金	1,516	1,152	364	
商品	2,274	2,275	△ 1	
たな卸資産	1,415	1,415	0	
流動資産合計	79,577	107,776	△ 28,199	
2. 固定資産				
(1) 基本財産				
定期預金	50,000	50,000	0	
基本財産合計	50,000	50,000	0	
(2) 特定資産				
減価償却引当預金	2,795	2,762	33	
書道芸術振興積立金	36,623	38,084	△ 1,461	
永年在会給付事業積立預金	19,810	22,268	△ 2,458	
運営基金積立準備預金	6,982	6,777	205	
共済事業引当預金	2,992	3,608	△ 616	
記念事業費積立預金	8,089	8,089	0	
特定資産合計	77,291	81,588	△ 4,297	
(3) その他の固定資産				
車両運搬具	33	66	△ 33	
什器備品	0	49	△ 49	
その他固定資産合計	33	115	△ 82	
固定資産合計	127,324	131,703	△ 4,379	
資産合計	206,901	239,479	△ 32,578	
II 負債の部				
1. 流動負債				
前受金	6,250	6,250	0	
未払金	57,942	66,861	△ 8,919	
預り金	4,968	12,125	△ 7,157	
流動負債合計	69,160	85,236	△ 16,076	
2. 固定負債				
固定負債合計	0	0	0	
負債合計	69,160	85,236	△ 16,076	

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
Ⅲ 正味財産の部				
1. 指定正味財産				
寄付金	86,004	86,004	0	
指定正味財産合計	86,004	86,004	0	
(うち基本財産への充当額)	(50,000)	(50,000)	(0)	
(うち特定資産への充当額)	(36,004)	(36,004)	(0)	
2. 一般正味財産	51,737	68,239	△ 16,502	
(うち特定資産への充当額)	(41,287)	(45,585)	(△ 4,298)	
正味財産合計	137,741	154,243	△ 16,502	
負債及び正味財産合計	206,901	239,479	△ 32,578	

予 定 正 味 財 産 増 減 計 算 書

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

(単位：千円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
① 基本財産運用益	45	50	△ 5	
基本財産受取利息	45	50	△ 5	
② 特定資産運用益	14	13	1	
特定資産受取利息	14	13	1	
③ 受取入会金	205	200	5	
受取入会金	205	200	5	
④ 受取会費	39,885	39,797	88	
受取会費	39,885	39,797	88	
⑤ 事業収益	146,560	130,895	15,665	
入場料収益	36,038	38,273	△ 2,235	
観覧料収益	2,180	481	1,699	
共催金収益	8,948	11,138	△ 2,190	
受講料収益	82,924	71,183	11,741	
出品料収益	750	750	0	
協賛金収益	2,605	500	2,105	
参加費収益	1,865	1,640	225	
普及事業収益	420	208	212	
小売業収益	8,921	5,280	3,641	
受取手数料	1,509	1,162	347	
その他収益	400	280	120	
⑥ 受取補助金等	1,412,660	1,414,344	△ 1,684	
受取指定管理料	1,260,800	1,268,883	△ 8,083	
受取地方公共団体補助金	141,860	115,972	25,888	
事業受託収益	7,450	21,651	△ 14,201	
受取民間助成金	2,550	7,838	△ 5,288	
⑦ 受取負担金	35,095	35,241	△ 146	
受取負担金	35,095	35,241	△ 146	
⑧ 受取寄付金	0	100	△ 100	
受取寄付金	0	100	△ 100	
⑨ 雑収益	5,253	5,942	△ 689	
受取利息	52	61	△ 9	
雑収益	1,001	2,191	△ 1,190	
運営協力金等収益	4,200	3,690	510	
経常収益計	1,639,717	1,626,582	13,135	

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
(2) 經常費用				
① 事業費	1,581,424	1,575,215	6,209	
役員報酬	96	96	0	
給料手当	527,541	544,726	△ 17,185	
臨時雇賃金	34,780	36,360	△ 1,580	
福利厚生費	94,046	101,921	△ 7,875	
旅費交通費	3,672	2,007	1,665	
通信運搬費	9,966	9,834	132	
減価償却費	63	73	△ 10	
消耗什器備品費	1,951	2,342	△ 391	
消耗品費	32,931	26,414	6,517	
修繕費	11,864	21,886	△ 10,022	
印刷製本費	20,892	17,733	3,159	
燃料費	2,611	2,701	△ 90	
光熱水料費	286,167	277,352	8,815	
賃借料	33,374	30,952	2,422	
保険料	8,400	8,101	299	
諸謝金	59,356	47,833	11,523	
租税公課	51,702	48,378	3,324	
支払負担金	4,021	3,896	125	
支払助成金	69,052	64,489	4,563	
委託費	312,121	313,041	△ 920	
会議費	317	290	27	
支払手数料	8,170	7,896	274	
広告宣伝費	3,726	3,035	691	
仕入	1,395	1,442	△ 47	
原材料費	1,229	291	938	
医薬材料費	1,421	1,464	△ 43	
雑費	560	662	△ 102	
② 管理費	74,795	50,376	24,419	
役員報酬	12,720	6,295	6,425	
給料手当	44,159	29,264	14,895	
福利厚生費	10,038	6,124	3,914	
旅費交通費	55	66	△ 11	
通信運搬費	324	334	△ 10	
減価償却費	20	33	△ 13	
消耗品費	406	416	△ 10	
修繕費	50	100	△ 50	
燃料費	39	39	0	
賃借料	3,744	3,828	△ 84	
保険料	7	4	3	
諸謝金	710	720	△ 10	
租税公課	170	181	△ 11	
支払負担金	462	642	△ 180	
委託費	1,712	2,217	△ 505	
支払手数料	179	113	66	

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
経常費用計	1,656,219	1,625,591	30,628	
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 16,502	991	△ 17,493	
評価損益等計	0	0	0	
当期経常増減額	△ 16,502	991	△ 17,493	
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	
(2) 経常外費用				
経常外費用計	0	0	0	
当期経常外増減額	0	0	0	
税引前当期一般正味財産増減額	△ 16,502	991	△ 17,493	
当期一般正味財産増減額	△ 16,502	991	△ 17,493	
一般正味財産期首残高	68,239	67,248	991	
一般正味財産期末残高	51,737	68,239	△ 16,502	
II 指定正味財産増減の部				
一般正味財産への振替額	0	0	0	
一般正味財産への振替額	0	0	0	
当期指定正味財産増減額	0	0	0	
指定正味財産期首残高	86,004	86,004	0	
指定正味財産期末残高	86,004	86,004	0	
III 正味財産期末残高	137,741	154,243	△ 16,502	

平成27年度奈良市一般会計予算

平成27年度奈良市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ127,300,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、26,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用。

平成27年2月27日提出

奈良市長 仲川元庸

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1. 市 税		51,669,346 ^{千円}
	1. 市 民 税	26,287,991
	2. 固 定 資 産 税	18,916,140
	3. 軽 自 動 車 税	450,163
	4. 市 た ば こ 税	1,895,622
	5. 特 別 土 地 保 有 税	194
	6. 入 湯 税	6,466
	7. 事 業 所 税	934,498
	8. 都 市 計 画 税	3,178,272
2. 地 方 譲 与 税		830,000
	1. 地 方 揮 発 油 譲 与 税	260,000
	2. 自 動 車 重 量 譲 与 税	570,000
3. 利 子 割 交 付 金		200,000
	1. 利 子 割 交 付 金	200,000
4. 配 当 割 交 付 金		850,000
	1. 配 当 割 交 付 金	850,000
5. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		450,000
	1. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	450,000
6. 地 方 消 費 税 交 付 金		5,400,000
	1. 地 方 消 費 税 交 付 金	5,400,000
7. ゴルフ場利用税交付金		300,000
	1. ゴルフ場利用税交付金	300,000
8. 自動車取得税交付金		180,000
	1. 自動車取得税交付金	180,000

款	項	金 額
9. 国有提供施設等所在 市町村助成交付金		3,434 ^{千円}
	1. 国有提供施設等所在 市町村助成交付金	3,434
10. 地方特例交付金		230,000
	1. 地方特例交付金	230,000
11. 地方交付税		14,550,000
	1. 地方交付税	14,550,000
12. 交通安全対策特別交付金		50,000
	1. 交通安全対策特別交付金	50,000
13. 分担金及び負担金		1,594,715
	1. 分 担 金	1,450
	2. 負 担 金	1,593,265
14. 使用料及び手数料		2,449,987
	1. 使 用 料	1,728,391
	2. 手 数 料	721,596
15. 国庫支出金		23,320,279
	1. 国庫負担金	18,821,447
	2. 国庫補助金	2,702,865
	3. 国庫委託金	133,557
	4. 国庫交付金	1,662,410
16. 県支出金		6,712,831
	1. 県負担金	5,375,264
	2. 県補助金	945,597
	3. 県委託金	308,838
	4. 県交付金	83,132

款	項	金 額
17. 財 産 収 入		174,652 ^{千円}
	1. 財 産 運 用 収 入	75,430
	2. 財 産 売 払 収 入	99,222
18. 寄 附 金		30,500
	1. 寄 附 金	30,500
19. 繰 入 金		595,976
	1. 基 金 繰 入 金	595,976
20. 諸 収 入		3,323,080
	1. 延滞金・加算金及び過料	190,001
	2. 預 金 利 子	2,910
	3. 貸 付 金 元 利 収 入	1,340,829
	4. 雑 入	1,789,340
21. 市 債		14,385,200
	1. 市 債	14,385,200
歳 入 合 計		127,300,000

歳 出

款	項	金 額
1. 議 会 費		774,137 ^{千円}
	1. 議 会 費	774,137
2. 総 務 費		15,327,762
	1. 総 務 管 理 費	11,559,945
	2. 企 画 費	1,612,274
	3. 徴 税 費	1,131,863

款	項	金 額
	4. 戶籍基本台帳民費	610,206 ^{千円}
	5. 選挙費	141,167
	6. 統計調査費	192,111
	7. 監査委員費	80,196
3. 民生費		53,560,361
	1. 社会福祉費	24,091,022
	2. 児童福祉費	16,240,105
	3. 生活保護費	13,050,618
	4. 国民年金事務費	178,616
4. 衛生費		10,577,873
	1. 保健衛生費	1,863,323
	2. 保健所費	1,794,055
	3. 清掃費	6,215,946
	4. 上水道費	704,549
5. 労働費		129,134
	1. 労働諸費	129,134
6. 農林水産業費		556,430
	1. 農林費	556,430
7. 商工費		1,578,868
	1. 商工費	1,578,868
8. 観光費		959,538
	1. 観光費	959,538
9. 土木費		8,869,334
	1. 土木管理費	152,729
	2. 道路橋梁費	2,436,532

款	項	金 額
	3. 河 川 費	288,740 ^{千円}
	4. 都 市 計 画 費	3,459,483
	5. 下 水 道 費	2,046,000
	6. 住 宅 費	485,850
10. 消 防 費		4,723,511
	1. 消 防 費	4,723,511
11. 教 育 費		12,711,973
	1. 教 育 総 務 費	2,532,376
	2. 小 学 校 費	2,423,661
	3. 中 学 校 費	1,688,944
	4. 高 等 学 校 費	1,119,775
	5. 幼 稚 園 費	1,208,775
	6. 社 会 教 育 費	1,401,886
	7. 保 健 体 育 費	2,336,556
12. 災 害 復 旧 費		39,000
	1. 農 林 水 産 業 施 設 災 害 復 旧 費	7,000
	2. 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	32,000
13. 公 債 費		17,405,977
	1. 公 債 費	17,405,977
14. 諸 支 出 金		36,102
	1. 地 元 公 共 事 業 基 金	33,102
	2. 財 政 調 整 基 金	2,000
	3. 減 債 基 金	1,000
15. 予 備 費		50,000
	1. 予 備 費	50,000
歳 出 合 計		127,300,000

第2表 継続費

1. 新規分

款	項	事業名	総額	年度	年割額
総務費	徴税費	固定資産路線価 付設業務	120,000	平成27年度	24,000
				平成28年度	67,000
				平成29年度	29,000
衛生費	清掃費	南部土地改良 清美事業第2工区 (東谷地区) 整備事業	2,100,000	平成27年度	700,000
				平成28年度	1,400,000

第3表 債務負担行為

1. 新規分

事	項	期	間	限	度	額
人事課事務労働者派遣業務		平成27年度から 平成28年度まで				7,600
税額通知書印刷等経費		平成27年度から 平成28年度まで				9,500
新斎苑環境評価業務委託		平成27年度から 平成28年度まで				32,000
クリーンセンター環境影響評価業務委託		平成27年度から 平成30年度まで				110,000

第4表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
庁舎等施設整備事業	千円 358,300	普通貸借 又は 債券発行	5.0%以内 (利率見直し 方式により当 該利率の見直 しを行った後 においては、 見直し後の利 率とする。)	政府資金については その融資条件により、 銀行その他の場合に は、その債権者との 協定による。ただし、 市財政の都合により 据置期間を短縮し、 もしくは繰上償還又 は低利に借換えする ことができる。
文化振興施設整備事業	83,900	〃	〃	〃
スポーツ施設整備事業	134,600	〃	〃	〃
福祉施設整備事業	254,700	〃	〃	〃
保健衛生施設整備事業	77,700	〃	〃	〃
清掃施設整備事業	584,800	〃	〃	〃
労働福祉施設整備事業	12,000	〃	〃	〃
土地基盤整備事業	32,100	〃	〃	〃
観光施設整備事業	33,100	〃	〃	〃
道 路 事 業	1,257,400	〃	〃	〃
河 川 事 業	146,500	〃	〃	〃
都 市 計 画 事 業	462,700	〃	〃	〃
公営住宅建設事業	136,300	〃	〃	〃
消防施設整備事業	720,800	〃	〃	〃
義務教育施設整備事業	1,874,000	〃	〃	〃
高等学校施設整備事業	120,100	〃	〃	〃
幼稚園施設整備事業	60,700	〃	〃	〃
社会教育施設整備事業	99,900	〃	〃	〃
災 害 復 旧 事 業	35,600	〃	〃	〃
退 職 手 当	1,400,000	〃	〃	〃
臨 時 財 政 対 策	6,500,000	〃	〃	〃
計	14,385,200			

平成27年度奈良市住宅新築資金等
貸付金特別会計予算

平成27年度奈良市の住宅新築資金等貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ16,400千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成27年2月27日提出

奈良市長 仲川元庸

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1. 繰 入 金		2,300 ^{千円}
	1. 一 般 会 計 繰 入 金	2,300
2. 諸 収 入		14,100
	1. 雑 入	14,100
歳 入 合 計		16,400

歳 出

款	項	金 額
1. 住 宅 新 築 資 金 等 費 貸 付 事 業 費		6,440 ^{千円}
	1. 総 務 管 理 費	6,440
2. 公 債 費		9,960
	1. 公 債 費	9,960
歳 出 合 計		16,400

平成27年度奈良市国民健康保険 特別会計予算

平成27年度奈良市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ42,500,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000,000千円と定める。

平成27年2月27日提出

奈良市長 仲川元庸

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1. 国民健康保険料		8,646,634 ^{千円}
	1. 国民健康保険料	8,646,634
2. 使用料及び手数料		120
	1. 手 数 料	120
3. 国庫支出金		8,336,424
	1. 国庫負担金	6,438,615
	2. 国庫補助金	1,897,809
4. 療養給付費交付金		1,284,918
	1. 療養給付費交付金	1,284,918
5. 前期高齢者交付金		10,600,000
	1. 前期高齢者交付金	10,600,000
6. 県 支 出 金		1,862,837
	1. 県 負 担 金	264,611
	2. 県 補 助 金	1,598,226
7. 共同事業交付金		8,836,000
	1. 共同事業交付金	8,836,000
8. 財 産 収 入		1,000
	1. 財 産 運 用 収 入	1,000
9. 繰 入 金		2,873,006
	1. 一般会計繰入金	2,873,006
10. 諸 収 入		59,061
	1. 延滞金及び過料	61
	2. 雑 入	54,200
	3. 療養費等指定公費返還金	4,800
歳 入 合 計		42,500,000

歳 出

款	項	金 額
1. 総 務 費		347,126 ^{千円}
	1. 総 務 管 理 費	270,025
	2. 賦 課 徴 収 費	76,379
	3. 運 営 協 議 会 費	722
2. 保 険 給 付 費		26,175,769
	1. 給 付 諸 費	26,175,769
3. 老 人 保 健 拠 出 金		1,300
	1. 老 人 保 健 拠 出 金	1,300
4. 後 期 高 齢 者 支 援 金 等		4,900,500
	1. 後 期 高 齢 者 支 援 金 等	4,900,500
5. 前 期 高 齢 者 納 付 金 等		5,500
	1. 前 期 高 齢 者 納 付 金 等	5,500
6. 介 護 納 付 金		1,850,000
	1. 介 護 納 付 金	1,850,000
7. 共 同 事 業 拠 出 金		8,836,030
	1. 共 同 事 業 拠 出 金	8,836,030
8. 保 健 事 業 費		321,475
	1. 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	278,850
	2. 保 健 事 業 費	42,625
9. 基 金 積 立 金		1,000
	1. 基 金 積 立 金	1,000
10. 公 債 費		15,000
	1. 公 債 費	15,000
11. 諸 支 出 金		45,800
	1. 還 付 及 び 還 付 加 算 金	41,000
	2. 療 養 費 等 指 定 公 費 立 替 金	4,800

款	項	金額
12. 予備費		500 ^{千円}
	1. 予備費	500
歳出合計		42,500,000

第2表 債務負担行為

1. 新規分

事項	期間	限度額
国民健康保険証印刷等経費	平成27年度から 平成28年度まで	6,300 ^{千円}
国民健康保険料通知書印刷等経費	平成27年度から 平成28年度まで	4,700

平成27年度奈良市土地区画 整理事業特別会計予算

平成27年度奈良市の土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,582,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

平成27年2月27日提出

奈良市長 仲川元庸

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1. 国 庫 支 出 金		687,281 ^{千円}
	1. 国 庫 交 付 金	687,281
2. 繰 入 金		1,019,654
	1. 一 般 会 計 繰 入 金	1,019,654
3. 諸 収 入		765
	1. 雑 入	765
4. 市 債		874,300
	1. 市 債	874,300
歳 入 合 計		2,582,000

歳 出

款	項	金 額
1. 西大寺駅南地区 土地区画整理事業費		1,574,000 ^{千円}
	1. 西大寺駅南地区 土地区画整理事業費	1,574,000
2. J R 奈良駅南地区 土地区画整理事業費		178,000
	1. J R 奈良駅南地区 土地区画整理事業費	178,000
3. 公 債 費		830,000
	1. 公 債 費	830,000
歳 出 合 計		2,582,000

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
西大寺駅南地区 土地区画整理事業	千円 788,700	普通貸借 又は 債券発行	5.0%以内 (利率見直し 方式により当 該利率の見直 しを行った後 においては、 見直し後の利 率とする。)	政府資金については その融資条件により、 銀行その他の場合に は、その債権者との 協定による。ただし、 市財政の都合により 据置期間を短縮し、 もしくは繰上償還又 は低利に借換えする ことができる。
J R 奈良駅南地区 土地区画整理事業	85,600	〃	〃	〃
計	874,300			

平成27年度奈良市市街地再開発
事業特別会計予算

平成27年度奈良市の市街地再開発事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ283,800千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成27年2月27日提出

奈良市長 仲川元庸

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1. 繰入金		283,800 ^{千円}
	1. 一般会計繰入金	283,800
歳入合計		283,800

歳出

款	項	金額
1. 公債費		283,800 ^{千円}
	1. 公債費	283,800
歳出合計		283,800

平成27年度奈良市公共用地
取得事業特別会計予算

平成27年度奈良市の公共用地取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ328,400千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成27年2月27日提出

奈良市長 仲川元庸

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1. 繰入金		328,400 ^{千円}
	1. 一般会計繰入金	328,400
歳入合計		328,400

歳出

款	項	金額
1. 公債費		328,400 ^{千円}
	1. 公債費	328,400
歳出合計		328,400

平成27年度奈良市駐車場事業
特別会計予算

平成27年度奈良市の駐車場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ313,900千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成27年2月27日提出

奈良市長 仲川元庸

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1. 使用料及び手数料		100,275 ^{千円}
	1. 使用料	100,275
2. 繰入金		213,314
	1. 一般会計繰入金	213,314
3. 諸収入		311
	1. 雑収入	311
歳入合計		313,900

歳出

款	項	金額
1. 駐車場事業費		103,000 ^{千円}
	1. 駐車場費	103,000
2. 公債費		210,900
	1. 公債費	210,900
歳出合計		313,900

平成27年度奈良市介護保険
特別会計予算

平成27年度奈良市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ26,951,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成27年2月27日提出

奈良市長 仲川元庸

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1. 保険料		6,235,482 ^{千円}
	1. 介護保険料	6,235,482
2. 国庫支出金		5,768,544
	1. 国庫負担金	4,717,701
	2. 国庫補助金	1,050,843
3. 支払基金交付金		7,249,030
	1. 支払基金交付金	7,249,030
4. 県支出金		3,742,231
	1. 県負担金	3,662,233
	2. 県補助金	79,998
5. 財産収入		7,832
	1. 財産運用収入	7,832
6. 繰入金		3,941,351
	1. 一般会計繰入金	3,941,351
7. 諸収入		6,530
	1. 雑収入	6,530
歳入合計		26,951,000

歳 出

款	項	金 額
1. 総 務 費		647,930 ^{千円}
	1. 総 務 管 理 費	327,801
	2. 賦 課 徴 収 費	23,011
	3. 介 護 認 定 審 査 会 費	297,118
2. 保 険 給 付 費		25,784,420
	1. 介 護 サービス等諸費	25,784,420
3. 地 域 支 援 事 業 費		448,008
	1. 介 護 予 防 事 業 費	104,986
	2. 包 括 的 支 援 事 業 費 ・ 任 意 事 業 費	343,022
4. 基 金 積 立 金		61,642
	1. 基 金 積 立 金	61,642
5. 諸 支 出 金		9,000
	1. 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	9,000
歳 出 合 計		26,951,000

平成27年度奈良市母子父子寡婦
福祉資金貸付金特別会計予算

平成27年度奈良市の母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ35,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成27年2月27日提出

奈良市長 仲川元庸

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1. 繰 入 金		1,661 ^{千円}
	1. 一 般 会 計 繰 入 金	1,661
2. 繰 越 金		5,306
	1. 繰 越 金	5,306
3. 諸 収 入		28,033
	1. 貸 付 金 元 利 収 入	27,833
	2. 雑 入	200
歳 入 合 計		35,000

歳 出

款	項	金 額
1. 母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 事 業 費		35,000 ^{千円}
	1. 総 務 管 理 費	1,970
	2. 貸 付 金	33,030
歳 出 合 計		35,000

平成27年度奈良市針テラス
事業特別会計予算

平成27年度奈良市の針テラス事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ91,100千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成27年2月27日提出

奈良市長 仲川元庸

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1. 使用料及び手数料		73,500 ^{千円}
	1. 使 用 料	73,500
2. 繰 入 金		17,600
	1. 一 般 会 計 繰 入 金	17,600
歳 入 合 計		91,100

歳 出

款	項	金 額
1. 公 債 費		91,100 ^{千円}
	1. 公 債 費	91,100
歳 出 合 計		91,100

平成27年度奈良市後期高齢者医療 特別会計予算

平成27年度奈良市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,294,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

平成27年2月27日提出

奈良市長 仲川元庸

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1. 後期高齢者医療保険料		4,233,114 ^{千円}
	1. 後期高齢者医療保険料	4,233,114
2. 使用料及び手数料		3
	1. 手 数 料	3
3. 繰 入 金		864,515
	1. 一 般 会 計 繰 入 金	864,515
4. 繰 越 金		25,000
	1. 繰 越 金	25,000
5. 諸 収 入		171,368
	1. 延滞金・加算金及び過料	300
	2. 償還金及び還付加算金	15,000
	3. 雑 入	156,068
歳 入 合 計		5,294,000

歳 出

款	項	金 額
1. 総 務 費		85,466 ^{千円}
	1. 総 務 管 理 費	74,088
	2. 徴 収 費	11,378
2. 後 期 高 齢 者 医 療 金 広 域 連 合 納 付 金		5,052,467
	1. 後 期 高 齢 者 医 療 金 広 域 連 合 納 付 金	5,052,467
3. 保 健 事 業 費		156,067
	1. 健康保持増進事業費	156,067
歳 出 合 計		5,294,000

第2表 債務負担行為

1. 新規分

事 項	期 間	限 度 額
後期高齢者医療保険料通知書印刷等経費	平成27年度から 平成28年度まで	千円 2,700
後期高齢者健康診査受診券印刷等経費	平成27年度から 平成28年度まで	1,800

奈良市附属機関設置条例の全部改正について

奈良市附属機関設置条例の全部を次のように改正しようとする。

平成27年2月27日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市附属機関設置条例

奈良市附属機関設置条例（昭和28年奈良市条例第24号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めのあるものを除くほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び第202条の3第1項並びに地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条の規定に基づき、市長、教育委員会及び公営企業管理者（以下「執行機関等」という。）の附属機関の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 執行機関等の附属機関として、別表に掲げる附属機関を置く。

（委任）

第3条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営について必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関等が定める。ただし、当該附属機関が2以上の執行機関等に属するときは、そのいずれかの執行機関等が定めることができる。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

附属機関 の属する 執行機関 等	附属機関	担任する事務
---------------------------	------	--------

市長	奈良市表彰審査委員会	有功表彰、功労表彰及び善行表彰についての審査及び答申に関する事務
	奈良市名誉市民審議委員会	奈良市名誉市民の顕彰の適否についての審議及び答申に関する事務
	奈良市総合計画審議会	本市のまちづくりの基本方向を明らかにし、総合的かつ計画的な行政運営を図るための新たな総合計画の策定についての調査審議及び答申並びに建議に関する事務
	奈良市特別職報酬等審議会	特別職報酬等についての審議及び答申に関する事務
	奈良市職員分限懲戒審査委員会	職員の分限処分（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第2項第1号の規定によるものを除く。）及び懲戒処分の基礎となる事実並びに同法の適用についての審査に関する事務
	奈良市法令審査会	本市の条例及び重要な規則の制定改廃その他法令に関する事案の審査に関する事務
	奈良市バリアフリー基本構想推進協議会	奈良市バリアフリー基本構想推進についての調査審議に関する事務
	奈良市住居表示審議会	住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）に基づき施行する住居表示整備事業並びに地方自治法に基づく町の区域及びその名称の変更等についての市長への答申及び調査審議に関する事務
	奈良市人権施策協議会	人権施策についての重要事項の調査審議に関する事務
	奈良市地域福祉推進会議	社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定による地域福祉計画の策定及び進捗に関する事項についての調査審議に関する事務
	奈良市生活困窮者等自立支援事業業務委託事業者審査選定委員会	奈良市生活困窮者等自立支援事業を実施する事業者の審査に関する事務
	老人ホーム入所判定委員会	養護老人ホームの入所措置及び入所継続の要否判定に関する事務

奈良市介護保険等施設設置選考審査委員会	介護保険等施設の設置・運営主体となる事業者の審査に関する事務
奈良市幼保施設運営事業者選定委員会	市立幼稚園、保育所及びこども園の民間移管に係る事業者の審査に関する事務
奈良市民間保育所等選考審査委員会	民間保育所等の設置・運営主体となる事業者の審査に関する事務
奈良市地域子育て支援拠点事業実施団体審査委員会	奈良市地域子育て支援拠点事業の実施団体の審査及び評価に関する事務
奈良市食育推進会議	食育推進についての重要事項の審議に関する事務
奈良市予防接種健康被害調査委員会	予防接種による健康被害に関する事項の調査審議に関する事務
奈良市精神保健福祉連絡協議会	精神保健福祉活動事業及び自殺対策に関する重要事項についての調査審議に関する事務
奈良市エイズ対策推進会議	エイズ対策に関する重要事項についての審議に関する事務
奈良市結核対策評価推進会議	結核対策に関する重要事項についての審議に関する事務
奈良市難病対策地域協議会	難病対策に関する重要事項についての審議に関する事務
奈良市市有施設の屋根貸し太陽光発電事業者選定委員会	市有施設の屋根貸し太陽光発電事業者の選定に関する事務
奈良市住宅用太陽光発電モデルプラン選定委員会	奈良市住宅用太陽光発電普及啓発事業の検討、審査及び採択に関する事務
奈良市クリーンセンター建設計画策定委員会	奈良市クリーンセンター建設計画の策定等に関する事務

	奈良市ラブホテル及びぱちんこ屋等建築等規制審議会	ラブホテル及びぱちんこ屋等の建築等の規制に関する事項についての調査審議及び答申に関する事務
	奈良市入札監視委員会	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）の趣旨に沿った公共工事等に関する入札及び契約の適正化を図るために必要な事項についての調査審議に関する事務
	奈良市建設工事総合評価審査委員会	本市が発注する建設工事における総合評価落札方式による契約手続のうち、落札者決定基準の決定及び落札者の決定に当たっての審査に関する事務
	奈良市消防賞じゆつ金等審査会	奈良市消防賞じゆつ金及び殉職者特別賞じゆつ金条例（昭和39年奈良市条例第11号）による賞じゆつ金又は殉職者特別賞じゆつ金の授与の要件及び功績等の程度の審査に関する事務
	奈良市消防団員等公務災害補償審査会	奈良市消防団員及び消防に協力援助した者に対する災害補償についての審査に関する事務
教育委員会	奈良市立小・中学校通学区域検討委員会	市立小学校及び中学校の通学区域の設定又は変更についての調査審議及び答申に関する事務
	奈良市教職員分限懲戒審査委員会	市立学校に勤務する県費負担教職員の分限処分（地方公務員法第28条第2項第1号の規定によるものを除く。）及び懲戒処分に関する人事内申又は同法に規定のない訓告処分等の措置等の基礎となる事実についての審査に関する事務
	奈良市教育支援委員会	障害等により特別な支援を必要とする幼児、児童及び生徒の就学指導及び教育支援を行うための調査審議に関する事務
市長及び教育委員会	奈良市景観審議会	景観の形成、歴史的風土保存区域及び歴史的風土特別保存地区並びに風致地区の区域内における行為の規制並びに屋外広告物の規制に関する事項についての調査審議及び答申並びに建議に関する事務
	なら歴史まちづくり推進協議会	奈良市歴史的風致維持向上計画の作成及び変更に関する協議及び認定並びに同計画の実施に係る連絡調整に関する事務

	奈良市史編集審議会	奈良市史編集についての調査及び審議に関する事務
	奈良市プロポーザル審査委員会	本市が発注する委託業務等の随意契約の締結に当たり、当該業務ごとに行うプロポーザル方式による事業者の選定についての審議及び審査に関する事務
公営企業 管理者	奈良市上下水道事業運営審議会	水道事業、簡易水道事業及び下水道事業の運営についての重要事項の調査審議及び答申に関する事務
	奈良市企業局プロポーザル審査委員会	奈良市企業局が発注する委託業務等の随意契約の締結に当たり、当該業務ごとに行うプロポーザル方式による事業者の選定についての審議及び審査に関する事務
	奈良市企業局建設工事総合評価審査委員会	奈良市企業局が発注する建設工事における総合評価落札方式による契約手続のうち、落札者決定基準の決定及び落札者の決定に当たっての審査に関する事務

(提案理由)

要綱等により設置している審議会等についての見直しを行った結果、地方自治法上の附属機関に該当するものについては条例で定める必要があるため、改正しようとするものである。

奈良市行政手続条例の一部改正について

奈良市行政手続条例の一部を次のように改正しようとする。

平成27年2月27日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市行政手続条例の一部を改正する条例

奈良市行政手続条例（平成11年奈良市条例第19号）の一部を次のように改正する。

目次中「第4章 行政指導（第30条—第35条）」を

「第4章 行政指導（第30条—第35条）」
に改める。

第4章の2 処分等の求め（第35条の2）」

第2条第5号中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第3条中「第4章」を「第4章の2」に改め、同条第7号中「名あて人」を「名宛人」
に改め、同条第8号中「かかわる」を「関わる」に改める。

第4条中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第13条第1項中「名あて人」を「名宛人」に改め、同項第1号イ中「はく奪」を「剥奪」
に改め、同条第2項第5号中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第14条第1項及び第2項、第15条第1項及び第3項並びに第22条第3項中「名あて人」
を「名宛人」に改める。

第25条中「かんがみ」を「鑑み」に改める。

第28条中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第33条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を
同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、本市の機関が許認可等をする権限
又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対し
て、次に掲げる事項を示さなければならない。

(1) 当該権限を行使し得る根拠となる法令又は条例等の条項

- (2) 前号の条項に規定する要件
- (3) 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由

第34条の次に次の1条を加える。

(行政指導の中止等の求め)

第34条の2 法令又は条例等に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）の相手方は、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした本市の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 当該行政指導の内容
- (3) 当該行政指導がその根拠とする法律又は条例の条項
- (4) 前号の条項に規定する要件
- (5) 当該行政指導が前号の要件に適合しないと思料する理由
- (6) その他参考となる事項

3 当該本市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。

第4章の次に次の1章を加える。

第4章の2 処分等の求め

第35条の2 何人も、法令又は条例等に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分（その根拠となる規定が条例等に置かれているものに限る。）又は行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する本市の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所

- (2) 法令又は条例等に違反する事実の内容
 - (3) 当該処分又は行政指導の内容
 - (4) 当該処分又は行政指導の根拠となる法律又は条例等の条項
 - (5) 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由
 - (6) その他参考となる事項
- 3 当該行政庁又は本市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
(奈良市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する条例の一部改正)
- 2 奈良市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する条例（平成3年奈良市条例第1号）の一部を次のように改正する。
第8条中「及び第3章」を「、第3章及び第4章の2」に改める。
(奈良市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正)
- 3 奈良市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成6年奈良市条例第26号）の一部を次のように改正する。
第9条中「及び第3章」を「、第3章及び第4章の2」に改める。
(奈良市税条例の一部改正)
- 4 奈良市税条例（昭和46年奈良市条例第12号）の一部を次のように改正する。
第3条の2第2項中「第33条第3項」を「第33条第4項」に、「第33条第2項」を「第33条第3項」に改める。

(提案理由)

行政手続法の改正の趣旨を踏まえ、行政指導の中止等の求め及び処分等の求めの手續等に係る規定を追加する等所要の改正を行おうとするものである。

奈良市職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について

奈良市職員の自己啓発等休業に関する条例を次のように制定しようとする。

平成27年2月27日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市職員の自己啓発等休業に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の5第1項、第5項及び第6項の規定に基づき、職員の自己啓発等休業（同条第1項に規定する自己啓発等休業をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(自己啓発等休業の承認)

第2条 任命権者は、職員が申請した場合において、公務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、当該職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、大学等課程の履修（法第26条の5第1項に規定する大学等課程の履修をいう。以下同じ。）又は国際貢献活動（同項に規定する国際貢献活動をいう。以下同じ。）のための休業をすることを承認することができる。

(自己啓発等休業の期間)

第3条 法第26条の5第1項の条例で定める期間は、次の各号に掲げる休業の区分に応じ、当該各号に定める期間以内の期間とする。

- (1) 大学等課程の履修のための休業 2年（大学等課程の履修の成果をあげるために特に必要な場合として規則で定める場合は、3年）
- (2) 国際貢献活動のための休業 3年

(教育施設)

第4条 法第26条の5第1項の条例で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に規定する大学（当該大学に置か

れる同法第91条に規定する専攻科及び同法第97条に規定する大学院を含む。)

(2) 学校教育法第1条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち、当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものであって同法第104条第4項第2号の規定により大学又は大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置く教育施設（自己啓発等休業をしようとする職員が当該課程を履修する場合に限る。）

(3) 前2号に掲げる教育施設に相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）

(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める教育施設

（奉仕活動）

第5条 法第26条の5第1項の条例で定める奉仕活動は、次に掲げる奉仕活動とする。

(1) 独立行政法人国際協力機構が独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第4号の規定に基づき自ら行う派遣業務の目的となる開発途上地域における奉仕活動（当該奉仕活動を行うために必要な国内における訓練その他の準備行為を含む。）

(2) 前号に掲げる奉仕活動のほか、外国の都市等において行われる当該都市等との国際交流の促進に資する奉仕活動のうち職員として参加することが適当であると任命権者が認めるもの

（自己啓発等休業の承認の申請）

第6条 自己啓発等休業の承認の申請は、自己啓発等休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該期間中の大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容を明らかにしてしなければならない。

（自己啓発等休業の期間の延長）

第7条 自己啓発等休業をしている職員は、当該自己啓発等休業を開始した日から引き続き自己啓発等休業をしようとする期間が第3条各号に定める期間を超えない範囲において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、任命権者に対し、自己啓発等休業の期間の延長を申請することができる。

2 自己啓発等休業の期間の延長は、任命権者が認める特別の事情がある場合を除き、1回に限るものとする。

3 第2条の規定は、自己啓発等休業の期間の延長の承認について準用する。

（自己啓発等休業の承認の取消事由）

第8条 法第26条の5第5項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- (1) 自己啓発等休業をしている職員が、正当な理由なく、その者が在学している課程を休学し、若しくはその授業を頻繁に欠席していること又はその者が参加している奉仕活動（第5条に規定する奉仕活動をいう。以下同じ。）の全部若しくは一部を行っていないこと。
- (2) 自己啓発等休業をしている職員が、その者が在学している課程を休学し、停学にされ、又はその授業を欠席していること、その者が参加している奉仕活動の全部又は一部を行っていないことその他の事情により、当該職員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生ずること。

（報告等）

第9条 自己啓発等休業をしている職員は、任命権者から求められた場合のほか、次に掲げる場合には、当該職員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動の状況について任命権者に報告しなければならない。

- (1) 当該職員が、その申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動を取りやめた場合
- (2) 当該職員が、その在学している課程を休学し、停学にされ、若しくはその授業を欠席している場合又はその参加している奉仕活動の全部若しくは一部を行っていない場合
- (3) 当該職員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生じている場合

2 任命権者は、自己啓発等休業をしている職員から前項の規定による報告を求めるほか、当該職員と定期的に連絡を取ることで、十分な意思疎通を図るものとする。

（職務復帰後における号給の調整）

第10条 自己啓発等休業をした職員が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該自己啓発等休業の期間を大学等課程の履修又は国際貢献活動のためのもののうち、職員としての職務に特に有用であると認められるものにあつては100分の100以下、それ以外のものにあつては100分の50以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給の日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

（退職手当の取扱い）

第11条 奈良市職員の退職手当に関する条例（昭和59年奈良市条例第6号。以下「退

職手当条例」という。) 第7条の4第1項及び第8条第4項の規定の適用については、自己啓発等休業をした期間は、退職手当条例第7条の4第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。

- 2 自己啓発等休業をした期間についての退職手当条例第8条第4項の規定の適用については、同項中「その月数の2分の1に相当する月数(地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しなかつた期間については、その月数)」とあるのは、「その月数(地方公務員法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業の期間中の同項に規定する大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容が公務の能率的な運営に特に資するものと認められることその他の規則で定める要件に該当する場合については、その月数の2分の1に相当する月数)」とする。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(提案理由)

公務を取り巻く社会環境の変化に対応できるよう、職員に自発性や自主性を活かした幅広い能力開発や国際協力の機会を提供する自己啓発等休業制度を導入しようとするものである。

奈良市職員の退職手当に関する条例の一部改正について

奈良市職員の退職手当に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

平成27年2月27日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

奈良市職員の退職手当に関する条例（昭和59年奈良市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「次条第2項並びに第5条第1項」を「この項、次条第2項並びに第5条第1項第4号」に改める。

第8条第5項第2号中「第55条」を「第8条第3項」に改める。

第10条第6項第3号中「除く。」の次に「第8項第2号において同じ。」を加え、同条第8項第1号中「応募者」を「応募」に改め、同項第2号中「（第6項第3号に規定する故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠つた場合における懲戒処分を除く。）」を削り、同条第13項第3号中「前項」を「第10項若しくは前項」に、「除く。）」を「除く。）。」に改め、同項第4号中「第6項第3号に規定する」を削る。

第12条第2項中「すべて」を「全て」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（提案理由）

引用する法律の条項ずれの修正等、所要の規定の整備を行おうとするものである。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定しようとする。

平成27年2月27日提出

奈良市長 仲川元庸

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(奈良市職員倫理条例の一部改正)

第1条 奈良市職員倫理条例（平成25年奈良市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「（教育長を除く。）」を削る。

(奈良市法令遵守の推進に関する条例の一部改正)

第2条 奈良市法令遵守の推進に関する条例（平成19年奈良市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「副市長」の次に「、教育長」を加える。

(奈良市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 奈良市報酬及び費用弁償に関する条例（昭和27年奈良市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条中第2項を削り、第3項を第2項とする。

別表第1中

教育委員会	委員長	月額	150,000円
	委員	日額	14,000円

を

「

教育委員会の委員	日額	14,000円
----------	----	---------

」に改める。

(教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第4条 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和45年奈良市条例第8号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

教育長の給与に関する条例

第1条中「教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第17条第2項」を「地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3項」に改め、「勤務時間その他の勤務条件」を削る。

第6条第4項中「48月」を「36月」に改める。

第8条を削り、第9条を第8条とする。

(奈良市教育長の退職手当の特例に関する条例の一部改正)

第5条 奈良市教育長の退職手当の特例に関する条例（平成25年奈良市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条中「教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例」を「教育長の給与に関する条例」に改める。

(奈良市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第6条 奈良市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年奈良市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第1条中「教育長並びに」を削る。

(職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第7条 職員等の旅費に関する条例（昭和27年奈良市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表3項中「前2項以外の」を削る。

(奈良市教育職員の退職年金等に関する条例の一部改正)

第8条 奈良市教育職員の退職年金等に関する条例（昭和35年奈良市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号ア及び同条第4項第6号中「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」を「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に改める。

(奈良市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正)

第9条 奈良市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例（平成20年奈良市条例第4号）の一部を次のように改正する。

本則中「第24条の2第1項」を「第23条第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(奈良市職員倫理条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の際現に在職する教育長（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。以下「改正法」という。）による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第16条第1項の教育長をいう。以下同じ。）が改正法附則第2条第1項の規定により引き続き教育長として在職する間（以下「在職期間」という。）においては、第1条の規定による改正後の奈良市職員倫理条例の規定は適用せず、同条の規定による改正前の奈良市職員倫理条例の規定は、なおその効力を有する。

(奈良市法令遵守の推進に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

3 在職期間においては、第2条の規定による改正後の奈良市法令遵守の推進に関する条例の規定は適用せず、同条の規定による改正前の奈良市法令遵守の推進に関する条例の規定は、なおその効力を有する。

(奈良市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

4 在職期間においては、第3条の規定による改正後の奈良市報酬及び費用弁償に関する条例の規定は適用せず、同条の規定による改正前の奈良市報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、なおその効力を有する。

(教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

5 在職期間においては、第4条の規定による改正後の教育長の給与に関する条例の規定は適用せず、同条の規定による改正前の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の規定は、なおその効力を有する。

(奈良市教育長の退職手当の特例に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

6 在職期間においては、第5条の規定による改正後の奈良市教育長の退職手当の特例に関する条例の規定は適用せず、同条の規定による改正前の奈良市教育長の退職手当の特

例に関する条例の規定は、なおその効力を有する。

(奈良市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 7 在職期間においては、第6条の規定による改正後の奈良市一般職の職員の給与に関する条例の規定は適用せず、同条の規定による改正前の奈良市一般職の職員の給与に関する条例の規定は、なおその効力を有する。

(職員等の旅費に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 8 在職期間においては、第7条の規定による改正後の職員等の旅費に関する条例の規定は適用せず、同条の規定による改正前の職員等の旅費に関する条例の規定は、なおその効力を有する。

(提案理由)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、関係条例を整備しようとするものである。

教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について

教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例を次のように制定しようとする。

平成27年2月27日提出

奈良市長 仲川元庸

教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例
(趣旨)

第1条 この条例は、奈良市教育委員会の教育長（以下「教育長」という。）の勤務時間、休日、休暇等に関し必要な事項を定めるとともに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第11条第5項の規定に基づき教育長の職務に専念する義務の特例について必要な事項を定めるものとする。

(勤務時間、休日、休暇等)

第2条 教育長の勤務時間、休日、休暇等については、奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成6年奈良市条例第50号）の適用を受ける職員の例による。ただし、同条例中「任命権者」とあるのは「教育委員会」と、「規則」とあるのは「教育委員会規則」とする。

(職務に専念する義務の免除)

第3条 教育長の職務に専念する義務の免除については、職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年奈良市条例第6号）の適用を受ける職員の例による。ただし、同条例中「任命権者又はその委任を受けた者」とあるのは「教育委員会」と、「市長」とあるのは「教育委員会」とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に在職する教育長（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。以下「改正法」という。）による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第16条第1項の教育長をいう。以下同じ。）が改正法附則第2条第1項の規定により引き続き教育長として在職する間は、この条例の規定は、適用しない。

(提案理由)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務専念義務の特例に関し必要な事項を定めようとするものである。

奈良市手数料条例の一部改正について

奈良市手数料条例の一部を次のように改正しようとする。

平成27年2月27日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市手数料条例の一部を改正する条例

奈良市手数料条例（平成12年奈良市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第3項中「1件（一つの税目ごとに一つの年度をもって1件とみなす。）」を「1枚」に改める。

別表第22項中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

別表第46項を次のように改める。

46	検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料	建築基準法第7条の6第1項第1号若しくは第2号（同法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく仮使用の認定の申請又は同法第18条第24項第1号若しくは第2号（同法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく仮使用の認定の申請に対する審査	1件につき 120,000円
----	---------------------------------	---	-------------------

別表中第76の2項を第76の2の2項とし、第76項の次に次のように加える。

76の2	1の既存不適格建築物の他の敷地への移転に関する制限の緩和に係る認定申請手数料	建築基準法第86条の7第4項の規定に基づく1の既存不適格建築物の他の敷地への移転に関する制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	1件につき 27,000円
------	--	---	------------------

別表第76の5項を次のように改める。

76の5	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査（次項に規定する審査を除く。）	床面積の合計が100平方メートル以内の場合	次に掲げる区分に応じ、それぞれ1件につき次に定める額 ア 一戸建ての住宅の場合（イ及びウに係るものを除く。）55,000円 イ 一戸建ての住宅であって、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（市長が定める基準に適合しないものを除く。）の交付を受けたもの（以下この項及び第76の7項において「住宅性能評価適合住宅」という。）である場合（ウに係るものを除く。）20,000円 ウ 一戸建ての住宅であって、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関のうち市長が定めるものにより、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項各号（第3号及び第6号を除く。）に掲げる基準に適合すると認められた計画（以下この項及び第76の7項において「長期使用構造等適合計画」という。）である場合 10,000円 エ 共同住宅等の場合（オ及びカに係るものを除く。） アに掲げる額を申請
------	--------------------	---	-----------------------	--

			<p>に係る住戸数で除して得た金額</p> <p>オ 共同住宅等であって、住宅性能評価適合住宅である場合（カに係るものを除く。） 28,000円を申請に係る住戸数で除して得た金額</p> <p>カ 共同住宅等であって、長期使用構造等適合計画である場合 ウに掲げる額を申請に係る住戸数で除して得た金額</p>	
		<p>床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内の場合</p>	<p>次に掲げる区分に応じ、それぞれ1件につき次に定める額</p> <p>ア 一戸建ての住宅の場合（イ及びウに係るものを除く。） 71,000円</p> <p>イ 一戸建ての住宅であって、住宅性能評価適合住宅である場合（ウに係るものを除く。） 24,000円</p> <p>ウ 一戸建ての住宅であって、長期使用構造等適合計画である場合 12,000円</p> <p>エ 共同住宅等の場合（オ及びカに係るものを除く。） アに掲げる額を申請に係る住戸数で除して得た金額</p> <p>オ 共同住宅等であって、住宅性能評価適合住宅である場合（カに係るものを除く。） 37,000円を申請に係る住戸数で除して得た金額</p> <p>カ 共同住宅等であって、長期使用構造等適合計画</p>	<p>次に掲げる区分に応じ、それぞれ1件につき次に定める額</p> <p>ア 一戸建ての住宅の場合（イ及びウに係るものを除く。） 71,000円</p> <p>イ 一戸建ての住宅であって、住宅性能評価適合住宅である場合（ウに係るものを除く。） 24,000円</p> <p>ウ 一戸建ての住宅であって、長期使用構造等適合計画である場合 12,000円</p> <p>エ 共同住宅等の場合（オ及びカに係るものを除く。） アに掲げる額を申請に係る住戸数で除して得た金額</p> <p>オ 共同住宅等であって、住宅性能評価適合住宅である場合（カに係るものを除く。） 37,000円を申請に係る住戸数で除して得た金額</p> <p>カ 共同住宅等であって、長期使用構造等適合計画</p>

	である場合 ウに掲げる額を申請に係る住戸数で除して得た金額
床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内の場合	次に掲げる区分に応じ、それぞれ1件につき次に定める額 ア 一戸建ての住宅の場合（イ及びウに係るものを除く。） 119,000円 イ 一戸建ての住宅であって、住宅性能評価適合住宅である場合（ウに係るものを除く。） 34,000円 ウ 一戸建ての住宅であって、長期使用構造等適合計画である場合 17,000円 エ 共同住宅等の場合（オ及びカに係るものを除く。） アに掲げる額を申請に係る住戸数で除して得た金額 オ 共同住宅等であって、住宅性能評価適合住宅である場合（カに係るものを除く。） 63,000円を申請に係る住戸数で除して得た金額 カ 共同住宅等であって、長期使用構造等適合計画である場合 ウに掲げる額を申請に係る住戸数で除して得た金額
床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合	次に掲げる区分に応じ、それぞれ1件につき次に定める額 ア 一戸建ての住宅の場合（イ及びウに係るものを除く。） 185,000円 イ 一戸建ての住宅であっ

				<p>て、住宅性能評価適合住宅である場合（ウに係るものを除く。） 53,000円 ウ 一戸建ての住宅であって、長期使用構造等適合計画である場合 26,000円 エ 共同住宅等の場合（オ及びカに係るものを除く。） アに掲げる額を申請に係る住戸数で除して得た金額 オ 共同住宅等であって、住宅性能評価適合住宅である場合（カに係るものを除く。） 99,000円を申請に係る住戸数で除して得た金額 カ 共同住宅等であって、長期使用構造等適合計画である場合 ウに掲げる額を申請に係る住戸数で除して得た金額</p>
		<p>床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内の場合（一戸建ての住宅にあっては、1,000平方メートルを超えるもの）</p>		<p>次に掲げる区分に応じ、それぞれ1件につき次に定める額 ア 一戸建ての住宅の場合（イ及びウに係るものを除く。） 359,000円 イ 一戸建ての住宅であって、住宅性能評価適合住宅である場合（ウに係るものを除く。） 89,000円 ウ 一戸建ての住宅であって、長期使用構造等適合計画である場合 36,000円 エ 共同住宅等の場合（オ及びカに係るものを除く。） アに掲げる額を申請に係る住戸数で除して得た金額</p>

	<p>オ 共同住宅等であって、住宅性能評価適合住宅である場合（カに係るものを除く。） 183,000円を申請に係る住戸数で除して得た金額</p> <p>カ 共同住宅等であって、長期使用構造等適合計画である場合 ウに掲げる額を申請に係る住戸数で除して得た金額</p>
<p>床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合（一戸建ての住宅を除く。）</p>	<p>次に掲げる区分に応じ、それぞれ1件につき次に定める額を申請に係る住戸数で除して得た金額</p> <p>ア イ又はウに係るもの以外の場合 636,000円</p> <p>イ 住宅性能評価適合住宅である場合（ウに係るものを除く。） 311,000円</p> <p>ウ 長期使用構造等適合計画である場合 64,000円</p>
<p>床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合（一戸建ての住宅を除く。）</p>	<p>次に掲げる区分に応じ、それぞれ1件につき次に定める額を申請に係る住戸数で除して得た金額</p> <p>ア イ又はウに係るもの以外の場合 1,088,000円</p> <p>イ 住宅性能評価適合住宅である場合（ウに係るものを除く。） 477,000円</p> <p>ウ 長期使用構造等適合計画である場合 107,000円</p>
<p>床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,</p>	<p>次に掲げる区分に応じ、それぞれ1件につき次に定める額を申請に係る住戸数で除して得た金額</p> <p>ア イ又はウに係るもの以</p>

			000平方メートル以内の場合 (一戸建ての住宅を除く。)	<p>外の場合 2,006,000円</p> <p>イ 住宅性能評価適合住宅である場合(ウに係るものを除く。) 864,000円</p> <p>ウ 長期使用構造等適合計画である場合 174,000円</p>
			床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内の場合 (一戸建ての住宅を除く。)	<p>次に掲げる区分に応じ、それぞれ1件につき次に定める額を申請に係る住戸数で除して得た金額</p> <p>ア イ又はウに係るもの以外の場合 2,862,000円</p> <p>イ 住宅性能評価適合住宅である場合(ウに係るものを除く。) 1,177,000円</p> <p>ウ 長期使用構造等適合計画である場合 213,000円</p>
			床面積の合計が30,000平方メートルを超える場合 (一戸建ての住宅を除く。)	<p>次に掲げる区分に応じ、それぞれ1件につき次に定める額を申請に係る住戸数で除して得た金額</p> <p>ア イ又はウに係るもの以外の場合 3,505,000円</p> <p>イ 住宅性能評価適合住宅である場合(ウに係るものを除く。) 1,423,000円</p> <p>ウ 長期使用構造等適合計画である場合 227,000円</p>

別表第76の7項を次のように改める。

76の7	長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第5条第1項	変更に係る床面積の合計が100平方メートル以内の場合	1件につき8,000円と次に掲げる額を合算した額(共同住宅等の場合においては、合算した額を申請に係る住戸数で除して得た金
------	----------------------	--	----------------------------	--

		<p>から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査（次項に規定する審査を除く。）</p>	<p>合</p>	<p>額)</p> <p>ア 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に係る変更（以下この項において「第1号変更」という。）の場合（イに係るもの及び長期使用構造等適合計画である場合を除く。） 39,000円</p> <p>イ 住宅性能評価適合住宅に係る第1号変更の場合 11,000円（一戸建ての住宅の場合にあっては、3,000円）</p> <p>ウ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第2号、第4号又は第5号に係る変更（以下この項において「第2号等変更」という。）の場合（長期使用構造等適合計画である場合を除く。） 6,000円</p> <p>エ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第3号に係る変更（以下「第3号変更」という。）の場合 2,000円</p>
		<p>変更に係る床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内の場合</p>	<p>1件につき10,000円と次に掲げる額を合算した額（共同住宅等の場合にあっては、合算した額を申請に係る住戸数で除して得た金額）</p> <p>ア 第1号変更の場合（イに係るもの及び長期使用構造等適合計画である場合を除く。） 52,000円</p> <p>イ 住宅性能評価適合住宅に係る第1号変更の場合 17,000円（一戸建ての住宅の場合にあっては、4,000円）</p>	

	<p>ウ 第2号等変更の場合 (長期使用構造等適合計画である場合を除く。) 7,000円</p> <p>エ 第3号変更の場合 2,000円</p>
<p>変更に係る床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内の場合</p>	<p>1件につき14,000円と次に掲げる額を合算した額(共同住宅等の場合にあつては、合算した額を申請に係る住戸数で除して得た金額)</p> <p>ア 第1号変更の場合(イに係るもの及び長期使用構造等適合計画である場合を除く。) 92,000円</p> <p>イ 住宅性能評価適合住宅に係る第1号変更の場合 36,000円(一戸建ての住宅の場合にあつては、7,000円)</p> <p>ウ 第2号等変更の場合(長期使用構造等適合計画である場合を除く。) 10,000円</p> <p>エ 第3号変更の場合 2,000円</p>
<p>変更に係る床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合</p>	<p>1件につき24,000円と次に掲げる額を合算した額(共同住宅等の場合にあつては、合算した額を申請に係る住戸数で除して得た金額)</p> <p>ア 第1号変更の場合(イに係るもの及び長期使用構造等適合計画である場合を除く。) 143,000円</p> <p>イ 住宅性能評価適合住宅に係る第1号変更の場合 57,000円(一戸建ての住宅の場合にあつては、7,000円)</p>

	<p>は、11,000円)</p> <p>ウ 第2号等変更の場合（長期使用構造等適合計画である場合を除く。）</p> <p>16,000円</p> <p>エ 第3号変更の場合</p> <p>2,000円</p>
<p>変更に係る床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内の場合（一戸建ての住宅の場合）</p> <p>あつては、1,000平方メートルを超えるもの)</p>	<p>1件につき34,000円と次に掲げる額を合算した額（共同住宅等の場合にあつては、合算した額を申請に係る住戸数で除して得た金額)</p> <p>ア 第1号変更の場合（イに係るもの及び長期使用構造等適合計画である場合を除く。）</p> <p>291,000円</p> <p>イ 住宅性能評価適合住宅に係る第1号変更の場合</p> <p>116,000円（一戸建ての住宅の場合にあつては、21,000円)</p> <p>ウ 第2号等変更の場合（長期使用構造等適合計画である場合を除く。）</p> <p>31,000円</p> <p>エ 第3号変更の場合</p> <p>2,000円</p>
<p>変更に係る床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合（一戸建ての住宅を除く。）</p>	<p>1件につき62,000円と次に掲げる額を合算した額を申請に係る住戸数で除して得た金額</p> <p>ア 第1号変更の場合（イに係るもの及び長期使用構造等適合計画である場合を除く。）</p> <p>530,000円</p> <p>イ 住宅性能評価適合住宅に係る第1号変更の場合</p> <p>205,000円</p>

		<p>ウ 第2号等変更の場合（長期使用構造等適合計画である場合を除く。） 42,000円</p> <p>エ 第3号変更の場合 2,000円</p>
<p>変更に係る床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合（一戸建ての住宅を除く。）</p>	<p>1件につき105,000円と次に掲げる額を合算した額を申請に係る住戸数で除して得た金額</p> <p>ア 第1号変更の場合（イに係るもの及び長期使用構造等適合計画である場合を除く。） 928,000円</p> <p>イ 住宅性能評価適合住宅に係る第1号変更の場合 317,000円</p> <p>ウ 第2号等変更の場合（長期使用構造等適合計画である場合を除く。） 52,000円</p> <p>エ 第3号変更の場合 2,000円</p>	
<p>変更に係る床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内の場合（一戸建ての住宅を除く。）</p>	<p>1件につき172,000円と次に掲げる額を合算した額を申請に係る住戸数で除して得た金額</p> <p>ア 第1号変更の場合（イに係るもの及び長期使用構造等適合計画である場合を除く。） 1,737,000円</p> <p>イ 住宅性能評価適合住宅に係る第1号変更の場合 596,000円</p> <p>ウ 第2号等変更の場合（長期使用構造等適合計画</p>	

	である場合を除く。) 94,000円 エ 第3号変更の場合 2,000円
変更に係る床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内の場合 (一戸建ての住宅を除く。)	1件につき211,000円と次に掲げる額を合算した額を申請に係る住戸数で除して得た金額 ア 第1号変更の場合(イに係るもの及び長期使用構造等適合計画である場合を除く。) 2,524,000円 イ 住宅性能評価適合住宅に係る第1号変更の場合 838,000円 ウ 第2号等変更の場合(長期使用構造等適合計画である場合を除く。) 125,000円 エ 第3号変更の場合 2,000円
変更に係る床面積の合計が30,000平方メートルを超える場合 (一戸建ての住宅を除く。)	1件につき225,000円と次に掲げる額を合算した額を申請に係る住戸数で除して得た金額 ア 第1号変更の場合(イに係るもの及び長期使用構造等適合計画である場合を除く。) 3,121,000円 イ 住宅性能評価適合住宅に係る第1号変更の場合 1,039,000円 ウ 第2号等変更の場合(長期使用構造等適合計画である場合を除く。)

				157,000円 エ 第3号変更の場合 2,000円
--	--	--	--	----------------------------------

別表中第108の7項を第108の9項とし、第108の2項から第108の6項までを2項ずつ繰り下げ、第108項の次に次のように加える。

108 の2	高度管理医療 機器等販売業 又は貸与業許 可申請手数料	医薬品医療機器等法第39条第 1項の規定に基づく高度管理医 療機器又は特定保守管理医療機 器（以下「高度管理医療機器等 」という。）の販売業又は貸与 業の許可の申請に対する審査	1件につき 29,000円
108 の3	高度管理医療 機器等販売業 又は貸与業許 可更新申請手 数料	医薬品医療機器等法第39条第 4項の規定に基づく高度管理医 療機器等の販売業又は貸与業の 許可の更新の申請に対する審査 手数料	1件につき 11,000円

別表第109項及び第110項を次のように改める。

109	医薬品店舗販 売業又は高度 管理医療機器 等販売業若し くは貸与業許 可証書換え交 付手数料	医薬品医療機器等法施行令第4 5条第1項の規定に基づく医薬 品店舗販売業又は高度管理医療 機器等の販売業若しくは貸与業 の許可証の書換え交付	1件につき 2,000円
110	医薬品店舗販 売業又は高度 管理医療機器 等販売業若し くは貸与業許 可証再交付手 数料	医薬品医療機器等法施行令第4 6条第1項の規定に基づく医薬 品店舗販売業又は高度管理医療 機器等の販売業若しくは貸与業 の許可証の再交付	1件につき 2,900円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、

当該各号に定める日から施行する。

(1) 別表第3項の改正規定 公布の日

(2) 別表第22項の改正規定 平成27年5月29日

(3) 別表第46項の改正規定及び別表中第76の2項を第76の2の2項とし、第76項の次に次のように加える改正規定 平成27年6月1日

(経過措置)

2 この条例による改正後の奈良市手数料条例別表第3項の規定は、平成27年1月1日から適用する。

(提案理由)

法令改正に伴う新規事務について徴収する手数料の規定を追加する等所要の改正を行うとするものである。

奈良市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の 利用者負担等に関する条例の制定について

奈良市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例を次のように制定しようとする。

平成27年2月27日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例
(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）に基づく子どものための教育・保育給付（法附則第6条第1項の規定による保育費用の支払を含む。）に係る支給認定保護者又は扶養義務者が負担すべき費用（以下「利用者負担額」という。）その他市が設置する特定教育・保育施設の利用料等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(利用者負担額)

第3条 法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号及び第30条第2項各号に規定する支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市が定める額は、それぞれ当該規定の政令で定める額を限度として、規則で定める。

2 法附則第6条第4項に規定する額は、規則で定める。

(利用者負担額の徴収)

第4条 市長は、市が設置する特定教育・保育施設又は市が実施する特定地域型保育事業において、子どものための教育・保育給付に係る教育・保育を受けた支給認定子どもの支給認定保護者又は扶養義務者から、前条第1項に定める額を徴収する。

2 市長は、法附則第6条第4項の規定により、同条第1項に規定する特定保育所から保育を受けた保育認定子どもの支給認定保護者又は扶養義務者から前条第2項に定める額を徴収する。

(延長保育)

第5条 市長は、市が設置する特定教育・保育施設において、規則に定めるところにより実施する延長保育を受けた支給認定子どもの支給認定保護者又は扶養義務者から規則に定める延長保育の利用料を徴収する。

(一時預かり)

第6条 市長は、市が設置する特定教育・保育施設において、規則に定めるところにより実施する一時預かりを受けた支給認定子どもの支給認定保護者又は扶養義務者から規則に定める一時預かりの利用料を徴収する。

(利用者負担額の減免)

第7条 市長は、支給認定保護者又は扶養義務者が失業、疾病等により利用者負担額の支払が困難と認めるときその他特に必要と認めるときは、第4条の規定により徴収すべき利用者負担額を減免することができる。

(利用者負担額の不還付)

第8条 第4条の規定により徴収した利用者負担額は還付しない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(法附則第9条第1項の適用がある間の利用者負担額の経過措置)

2 法附則第9条第1項の適用を受ける間、同項第1号イ、第2号イ(1)及びロ(1)並びに第3号イ(1)及びロ(1)に規定する支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市が定める額は、それぞれ当該規定の政令で定める額を限度として、規則で定める。

(奈良市保育の実施に関する条例の廃止)

3 奈良市保育の実施に関する条例(昭和62年奈良市条例第4号)は、廃止する。

(奈良市立高等学校及び幼稚園における授業料等に関する条例の一部改正)

- 4 奈良市立高等学校及び幼稚園における授業料等に関する条例（昭和61年奈良市条例第9号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

奈良市立高等学校における授業料等に関する条例

第1条中「及び幼稚園」を削る。

第2条第1項中「（幼稚園にあつては、保育料。以下同じ。）」及び「（幼稚園にあつては、入園料。以下同じ。）」を削り、同項の表幼稚園の項を削り、同条第3項各号列記以外の部分中「又は在園」を削り、同項第1号中「又は入園」を削り、同項第2号中「若しくは休学又は退園（転園を含む。）若しくは休園」を「又は休学」に改める。

第3条第3項中「又は入園」を削る。

別表の2の表を削る。

(奈良市保育の実施に関する条例の廃止及び奈良市立高等学校及び幼稚園における授業料等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 附則第3項の規定による廃止前の奈良市保育の実施に関する条例の規定により徴収すべき保育料、教育保育料及び預かり保育料並びに前項の規定による改正前の奈良市立高等学校及び幼稚園における授業料等に関する条例の規定により徴収すべき保育料については、なお従前の例による。

(提案理由)

子ども・子育て支援法の施行に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関し必要な事項を定めるほか、関係条例の改廃を行おうとするものである。

奈良市墓地条例の一部改正について

奈良市墓地条例の一部を次のように改正しようとする。

平成27年2月27日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市墓地条例の一部を改正する条例

奈良市墓地条例（昭和43年奈良市条例第45号）の一部を次のように改正する。

別表奈良市七条町南山墓地の項中「120,000円」を「192,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（提案理由）

受益者負担の適正化を図るため、七条町南山墓地の当初使用料の額を引き上げようとするものである。

奈良市国民健康保険条例の一部改正について

奈良市国民健康保険条例の一部を次のように改正しようとする。

平成27年2月27日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市国民健康保険条例の一部を改正する条例

奈良市国民健康保険条例（昭和34年奈良市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第12条の6の10中「14万円」を「16万円」に改める。

第12条の12中「12万円」を「14万円」に改める。

第16条第1項第2号中「24万5千円」を「26万円」に改め、同項第3号中「45万円」を「47万円」に改め、同条第3項中「14万円」を「16万円」に改め、同条第4項中「12万円」を「14万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の奈良市国民健康保険条例の規定は、平成27年度以後の年度分の保険料について適用し、平成26年度分までの保険料については、なお従前の例による。

（提案理由）

国民健康保険法施行令の改正等を踏まえ、賦課限度額の引上げ及び保険料軽減対象世帯の拡充を行おうとするものである。

奈良市介護保険条例の一部改正について

奈良市介護保険条例の一部を次のように改正しようとする。

平成27年2月27日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市介護保険条例の一部を改正する条例

奈良市介護保険条例（平成12年奈良市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第4条中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改め、同条第1号中「25,400円」を「29,500円」に改め、同条第2号中「25,400円」を「41,400円」に改め、同条第3号中「39,500円」を「41,400円」に改め、同条第4号中「56,500円」を「53,200円」に改め、同条第9号中「112,900円」を「135,900円」に改め、同号を同条第13号とし、同号の前に次の1号を加える。

(12) 次のいずれかに該当する者

ア 合計所得金額が1,000万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。） 124,100円

第4条第8号イ中「部分を除く。）」の次に「又は次号イ」を加え、「98,800円」を「112,300円」に改め、同号を同条第11号とし、同号の前に次の1号を加える。

(10) 次のいずれかに該当する者

ア 合計所得金額が600万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ

((1)に係る部分を除く。)、次号イ又は第12号イに該当する者を除く。) 10
6,400円

第4条第7号イ中「又は次号イ」を「、次号イ、第11号イ又は第12号イ」に、「8
4,700円」を「100,400円」に改め、同号を同条第9号とし、同号の前に次の
1号を加える。

(8) 次のいずれかに該当する者

ア 合計所得金額が290万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者
イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を
適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ
(1)に係る部分を除く。)、次号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該
当する者を除く。) 88,600円

第4条第6号ア中「200万円」を「190万円」に改め、同号イ中「又は第8号イ」
を「、第9号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イ」に、「70,600円」を
「73,900円」に改め、同号を同条第7号とし、同条第5号ア中「125万円」を
「120万円」に改め、同号イ中「第7号イ又は第8号イ」を「第8号イ、第9号イ、第
10号イ、第11号イ又は第12号イ」に、「64,900円」を「68,000円」に
改め、同号を同条第6号とし、同号の前に次の1号を加える。

(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 59,100円

第6条第3項中「及びハ」を「及びニ」に、「若しくは第4号ロ」を「、第4号ロ若し
くは第5号ロ」に、「第5号イ、第6号イ若しくは」を「第6号イ、」に改め、「第7号
イ」の次に「、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ若しくは第12号イ」を加
え、「若しくは第4号又は」を「、第4号若しくは第5号又は」に、「第5号、第6号若
しくは第7号」を「第6号から第13号まで」に改める。

附則に次の1条を加える。

(介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置)

第7条 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に
関する法律(平成26年法律第83号)第5条の規定による改正後の法(次項において
「新法」という。)第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事
業については、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を
図るため、平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間を行わず、平成29

年4月1日から行うものとする。

- 2 新法第115条の45第2項第5号に掲げる事業については、その事業の実施に必要な準備のため、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に行わず、平成30年4月1日から行うものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の奈良市介護保険条例の規定は、平成27年度分の保険料から適用し、平成26年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

(提案理由)

平成27年度から平成29年度までの介護保険料を改定するほか、介護保険法の改正に伴い介護予防・日常生活支援総合事業等の開始期日を定めようとするものである。

奈良市ならまちセンター条例の一部改正について

奈良市ならまちセンター条例の一部を次のように改正しようとする。

平成27年2月27日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市ならまちセンター条例の一部を改正する条例

奈良市ならまちセンター条例（平成元年奈良市条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表企画展示コーナーの項を削る。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（提案理由）

ならまちセンターの市民文化ホールの企画展示コーナーを廃止しようとするものである。

奈良市体育施設条例の一部改正について

奈良市体育施設条例の一部を次のように改正しようとする。

平成27年2月27日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市体育施設条例の一部を改正する条例

奈良市体育施設条例（昭和60年奈良市条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第3 奈良市中央体育館の部会議室の項中 「会議室」 を

「会議室
(1室につき)」 に改め、同部トレーニング室の項を削り、同表奈良

市中央第二体育館の部に次のように加える。

ウェイトリフ ティング室	独占使用	450	600	900	1,200	1,650	2,250
	個人使用 (1人当たり)	150	200	300	/		

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(提案理由)

中央体育館のトレーニング室を会議室に改修し、中央第二体育館にウェイトリフティング室を新設しようとするものである。

奈良市営住宅条例の一部改正について

奈良市営住宅条例の一部を次のように改正しようとする。

平成27年2月27日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市営住宅条例の一部を改正する条例

奈良市営住宅条例（昭和61年奈良市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第6号中「改良住宅（）」を「改良住宅等（）」に、「改良住宅を」を「改良住宅等を」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が、市営住宅等に過去に入居者と同居していた場合において、未成年者であつたことその他の特別の事情がある場合は、この限りでない。

第6条第1項第7号に後段として次のように加える。

この場合においては、前号ただし書の規定を準用する。

第12条第2項中「3月」を「3箇月」に改め、同条第3項中「明け渡すとき」を「明け渡したとき」に、「家賃」を「家賃、共益費（第20条の2第1項に規定する共益費をいう。）若しくは水道料金（第20条の3第1項に規定する水道料金をいう。））」に、「又は損害賠償金」を「、又は損害賠償金」に改める。

第13条の見出しを「（市営住宅入居請書）」に改め、同条中「1人」を削り、「請書」を「市営住宅入居請書」に改める。

第14条第2項ただし書を削る。

第16条第2号中「請書」を「市営住宅入居請書」に改める。

第17条第2項中「明け渡した日」の次に「。ただし、規則で定める方法により納付しようとするときは、この限りでない。」を加える。

第19条第1項中「畳の表替え、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する」を「次条第3号及び第4号に

掲げる」に改める。

第20条第3号中「ふすま」の次に「・網戸」を加え、同条第4号中「、点滅器」を削り、同条の次に次の3条を加える。

(共益費)

第20条の2 市長は、前条各号の費用のうち、入居者の共通の利益を図るため特に必要があると認めて規則で定める費用を、共益費として入居者から徴収する。

2 第17条(第1項ただし書、第3項及び第4項を除く。)の規定は、前項の共益費について準用する。

(水道料金)

第20条の3 市長は、第20条第1号に掲げる水道及び下水道の使用料のうち、市が設置した貯水槽から給水を行う住戸に係るもの(以下「水道料金」という。)を、入居者から徴収する。

2 毎月分の水道料金は、その翌々月の末日までに納付しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、市営住宅を明け渡したときは、明け渡した日までにその日の属する月の前々月分からその月分までの水道料金を納付しなければならない。ただし、規則で定める方法により納付しようとするときは、この限りでない。

4 水道料金の算定については、奈良市水道事業給水条例(昭和33年奈良市条例第14号)及び奈良市下水道条例(昭和51年奈良市条例第16号)の規定の例による。

(給水の停止)

第20条の4 市長は、入居者が水道料金を納付期限までに納付しないときは、当該入居者に対し、当該水道料金が納付されるまでの間、給水を停止することができる。

第29条第2項中「6月」を「6箇月」に改める。

第38条第1項第2号中「3月」を「3箇月」に改め、同条第3項中「対して」を「対し」に改め、同条第4項中「ついでには」を「ついで」に改める。

第38条の2の2から第38条の4までを次のように改める。

(駐車場の使用資格)

第38条の2の2 別表の2の表の共同施設の駐車場(以下「駐車場」という。)を使用することができる者は、次の各号の条件を具備する者でなければならない。

(1) 当該駐車場の属する市営住宅の入居者又は同居者であつて、自ら使用するため駐車場を必要としていること。ただし、介護等専ら当該市営住宅の入居者又は同居者のた

めに使用する必要があると認められるときは、この限りでない。

(2) 自動車の所有者又は自動車を使用する権利を有する者であること。

(3) この条例又はこれに基づく規則に違反していないこと。

(駐車場の使用申込み)

第38条の3 駐車場を使用しようとするときは、入居者は、市長の定めるところにより使用の申込みをしなければならない。

(駐車場使用者の選考)

第38条の4 前条の申込みをした者の数が使用させるべき駐車場の区画数を超える場合においては、市長が定める公開抽選の方法によつて駐車場の使用者を決定する。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、身体障害者その他の者で駐車場の使用が特に必要と認められるものについては、その者を優先的に駐車場の使用者として決定することができる。

第38条の4の次に次の9条を加える。

(使用者決定の通知)

第38条の4の2 市長は、駐車場の使用者を決定したときは、入居者に対し、駐車場の使用を開始できる日と区画を指定して、その旨を通知するものとする。

(駐車場敷金)

第38条の4の3 前条の通知を受けた入居者（以下次条から第38条の4の9までにおいて同じ。）は、前条の規定により指定された日（以下「指定使用日」という。）までに駐車場敷金を納付しなければならない。

2 前項の駐車場敷金の額は、当該使用を決定された駐車場の使用料（以下この条、第38条の4の5及び第38条の4の9において「使用料」という。）の3箇月分に相当する額とする。

3 第1項の規定により納付した駐車場敷金は、駐車場を返還したときに還付する。この場合において、使用料について未納の額があるとき、又は損害賠償金があるときは、それらの額を控除するものとする。

4 市長は、特別の事情がある場合において必要があると認めるときは、駐車場敷金の徴収を猶予し、又はその額を減免することができる。

5 第12条第4項の規定は、第1項の駐車場敷金について準用する。

(駐車場使用請書)

第38条の4の4 入居者は、指定使用日までに規則で定める駐車場使用請書を市長に提出しなければならない。

(駐車場使用料)

第38条の4の5 使用料は、指定使用日から駐車場を返還した日まで、入居者から徴収する。ただし、第38条の4の9第1項の規定による駐車場の使用の決定の取消し又は駐車場の返還の命令があつたときは、取消日又は返還の期日まで（当該返還の期日までに返還した場合を除く。）徴収する。

2 毎月の使用料は、1区画につき2,500円とする。

3 市長は、特別の事情がある場合において必要があると認めるときは、使用料の徴収を猶予し、又はその額を減免することができる。

4 第17条第2項及び第5項の規定は、第1項の使用料について準用する。

5 入居者が次条の規定による届出をしないで無断で駐車場の使用をやめた場合においては、第1項の規定にかかわらず、市長がその事実を知つた日までの使用料を徴収する。

(駐車場の返還)

第38条の4の6 入居者は、駐車場を返還しようとするときは、規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。

(駐車拒否)

第38条の4の7 市長は、次の各号の一に該当する自動車については、駐車を拒否することができる。

- (1) 駐車場の構造上駐車させることができない自動車
- (2) 発火性又は引火性の物品を積載している自動車
- (3) 駐車場の構造又は設備を毀損し、又は滅失するおそれがあると認められる自動車
- (4) 前3号に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障があると認められる自動車

(駐車場における禁止行為)

第38条の4の8 駐車場においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他の自動車の駐車を妨げること。
- (2) 駐車場の構造又は設備を毀損し、又は滅失すること。
- (3) 駐車場を自動車の駐車以外の用途に供すること。
- (4) 駐車場を第三者に転貸し、又はその使用の権利を他の者に譲渡すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障を及ぼすおそれがある行為をする

こと。

(駐車場使用決定の取消し等)

第38条の4の9 市長は、駐車場の管理上必要があると認めるとき、又は次の各号の一に該当するときは、入居者に対し、駐車場の使用決定を取り消し、又は駐車場の返還を命ずることができる。

- (1) 入居者が第38条の4の3第1項に規定する駐車場敷金を納付しないとき。
- (2) 入居者が第38条の4の4に規定する駐車場使用請書を提出しないとき。
- (3) 入居者が偽りその他不正の手段により、使用決定を受けたとき。
- (4) 入居者が使用料を3箇月以上滞納したとき。
- (5) 使用者が正当な事由によらないで15日以上駐車場を使用しないとき。
- (6) 入居者又は使用者が駐車場又はその附帯する設備を故意に毀損したとき。
- (7) 入居者又は使用者がこの条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- (8) 入居者が当該駐車場の属する市営住宅に入居しなくなつたとき。
- (9) 第38条の2の2第1号本文に規定する場合においては、使用者が当該駐車場の属する市営住宅に入居又は同居しなくなつたとき。
- (10) 第38条の2の2第1号ただし書に規定する場合においては、その必要がなくなつたとき。

2 前項の規定により駐車場の返還の命令を受けた入居者は、市長が指定する期日までに当該駐車場を返還しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による返還の命令を受けた入居者が前項の期限が到来しても駐車場を返還しないときは、入居者に対して、前項の期日の翌日から当該駐車場を返還するまでの期間について、毎月、第38条の4の5第2項に規定する使用料の額の2倍に相当する額以下で規則で定める額の金銭を徴収することができる。

4 第17条第5項の規定は、前項の金銭について準用する。

(市の損害賠償責任)

第38条の4の10 駐車場内の自動車の損傷又は盗難等については、市は、その賠償の責めを負わない。ただし、当該自動車の保管に関し市が善良なる管理者の注意を怠つたときは、この限りでない。

第43条中「、第34条並びに第38条の2の2から第38条の4まで」を「並びに第34条」に改め、「、第38条の2の2第2項及び第3項中「入居者又は同居者」とある

のは「入居者若しくは同居者又は社会福祉法人等」とを削る。

第47条中「第38条の4」を「第38条の2」に改める。

第51条中「又は敷金」を「、敷金、駐車場の使用料又は駐車場敷金」に改める。

別表中「（第3条関係）」を「（第3条・第38条の2の2関係）」に改め、同表の2
の表中

第2号市営住宅集会所	奈良市川上町	を
第2号市営住宅（第2—第9）児童遊園		
第3号市営住宅集会所	奈良市法蓮町	
第3号市営住宅（第1・第2）児童遊園		

第2号市営住宅集会所	奈良市川上町	に、
第2号市営住宅（第2—第9）児童遊園		
第2号市営住宅駐車場		
第3号市営住宅集会所	奈良市法蓮町	
第3号市営住宅（第1・第2）児童遊園		
第3号市営住宅駐車場		

第14号市営住宅集会所	奈良市南紀寺町三丁目	を
-------------	------------	---

第14号市営住宅集会所	奈良市南紀寺町三丁目	に、
第14号市営住宅駐車場		

第19号市営住宅児童遊園	奈良市紀寺町	を
--------------	--------	---

第19号市営住宅児童遊園	奈良市紀寺町	に、
第19号市営住宅駐車場		

第21号市営住宅児童遊園	奈良市油阪町
--------------	--------

を

第21号市営住宅児童遊園	奈良市油阪町
第21号市営住宅駐車場	奈良市油阪町及び西之阪町

に

改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第12条、第20条の2から第20条の4まで及び別表の2の表の改正規定は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正前の奈良市営住宅条例（以下「旧条例」という。）別表の2の表の共同施設については、平成28年3月31日までの間は、この条例による改正後の奈良市営住宅条例（以下「新条例」という。）第38条の2の2から第38条の4の10まで及び第51条の規定は適用せず、旧条例第38条の2の2から第38条の4までの規定は、なおその効力を有する。
- 3 新条例別表の2の表の共同施設については、新条例第38条の4の規定による平成28年4月1日以後の使用に係る駐車場の使用の決定に関し必要な手続その他の行為は、前2項の規定にかかわらず、平成28年3月31日以前においても、新条例の例によりすることができる。

(提案理由)

市営住宅の共益費及び水道料金の徴収方法並びに駐車場の管理方法の見直し等のため所要の改正を行おうとするものである。

奈良市改良住宅条例の一部改正について

奈良市改良住宅条例の一部を次のように改正しようとする。

平成27年2月27日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市改良住宅条例の一部を改正する条例

奈良市改良住宅条例（昭和47年奈良市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

第3条 削除

第5条第1項中「前各条及び第4項」を「前各条」に、「第16条まで、第17条（第3項及び第4項を除く。）、第19条から第21条まで、第22条（第2項第2号を除く。）、第23条（第3項第2号を除く。）、第24条、第25条」を「第25条まで、第26条（第2項を除く。）、第27条、第28条、第31条、第32条第1項」に、「第38条、第38条の2、第38条の5」を「第38条から第38条の5まで」に改め、「第51条の規定」の次に「（改良住宅店舗作業場の管理については、市営住宅条例第17条（次条に規定する場合を除く。）、第18条、第22条、第23条、第26条（第2項を除く。）、第27条、第28条、第31条及び第32条第1項の規定を除く。）」を加え、同項ただし書中「第22条第2項第1号、第23条第3項第1号、」を「第22条第2項第2号、第23条第3項第2号及び」に改め、「及び第38条の2」を削り、同条第2項から第5項までを次のように改める。

2 前項本文の場合において、市営住宅条例第6条第1項第2号中

「その者の収入がア、イ又はウに掲げる場合に依じ、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。

ア 次の(ア)から(オ)までのいずれかに該当する場合 214,000円

(ア) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定

する1級又は2級のいずれかに該当する程度の精神障害者であること。

(イ) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が(ア)に規定する精神障害の程度に相当する程度の知的障害者であること。

(ウ) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が前号イ(ア)、ウ、エ、カ又はキのいずれかに該当する者であること。 とあるのは

(エ) その者が60歳以上の者であり、かつ、現に同居し、又は同居しようとする親族のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者であること。

(オ) 現に同居し、又は同居しようとする親族に小学校就学の始期に達するまでの者があること。

イ 市営住宅が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚^{じん}災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において市長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 214,000円（当該災害発生の日から3年を経過した後は、158,000円）

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 158,000円 」

「 その者の収入が158,000円を超えないこと。 」と、市営住宅条例第17条第3項中「近傍同種の住宅の家賃（令第3条で定めるところにより算出した額をいう。以下同じ。）」とあるのは「近傍同種の住宅の家賃（令第3条で定めるところにより算出した額をいう。以下同じ。）（その額が法定限度額を超える場合にあつては法定限度額）」と、「近傍同種の住宅の家賃とする」とあるのは「近傍同種の住宅の家賃以下で市長が定める額とする」と、市営住宅条例第28条第1項中「近傍同種の住宅の家賃」とあるのは「近傍同種の住宅の家賃（その額が法定上限額（法定限度額に割増賃料を加えた額をいう。以下同じ。）を超える場合にあつては法定上限額）」と、市営住宅条例第48条第1項中「法第33条第1項」とあるのは「住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第29条第1項において準用する法第33条第1項」と読み替えるものとする。この場合において、市営住宅条例第28条第1項の規定によりその定

めるところによるとされる公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）第8条第2項中「近傍同種の住宅の家賃」とあるのは、「近傍同種の住宅の家賃（その額が法定上限額（法定限度額に割増賃料を加えた額をいう。以下同じ。）を超える場合にあっては法定上限額）」とする。

3 前項の法定限度額は、改良住宅、改良住宅店舗作業場及び店舗付改良住宅にあつては法第29条第3項でその例によることとされる公営住宅法の一部を改正する法律（平成8年法律第55号）の規定による改正前の公営住宅法第12条第1項の規定による額、小集落改良住宅及び小規模改良住宅にあつては「改良住宅等管理要領」第4第1項の規定による額とする。

4 第2項の割増賃料は、次の表の左欄に掲げる区分に応じてそれぞれ右欄に定める倍率を前項に規定する法定限度額に乗じた額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

入居者の収入	倍率
158,000円を超え、191,000円以下の場合	0.5
191,000円を超える場合	0.8

5 前項に規定する収入については、公営住宅法施行令第1条第3号の定めるところによる。

第5条に次の1項を加える。

6 第2項のほか、第1項の規定による市営住宅条例の規定の準用について必要な技術的読替えは、規則で定める。

第5条の次に次の2条を加える。

（改良住宅店舗作業場の家賃）

第5条の2 改良住宅店舗作業場の家賃は、毎年度、近傍同種の住宅の家賃（公営住宅法施行令第3条で定めるところにより算出した額をいう。）及び前条第3項に規定する法定限度額以下で、公営住宅法施行令第2条の規定の例により算出した額とする。この場合において、公営住宅法施行令第2条第2項中「次の表の上欄に掲げる入居者の収入の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額」とあるのは「次の表の上欄中104,000円以下の場合の下欄に定める額」とする。

2 市営住宅条例第17条（第3項を除く。）の規定は、前項の家賃について準用する。

(改良住宅店舗作業場の使用の承継)

第5条の3 改良住宅店舗作業場の使用者が死亡し、又は営業を継続することができなくなつた場合において、その死亡時又は営業を継続することができなくなつた時にその者とともに営業をしていた者は、市長の承認を受けて、引き続き、当該改良住宅店舗作業場を使用することができる。

2 市営住宅条例第13条の規定は、前項の場合について準用する。

3 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の承認をしてはならない。ただし、第2号又は第3号に掲げる場合において特別の事情により必要であると認めるときは、この限りでない。

(1) 当該承認を受けようとする者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員であるとき。

(2) 改良住宅店舗作業場が営業されていないとき。

(3) その他規則で定めるとき。

第6条の見出しを「(その他)」に改め、同条中「市長が」を「規則で」に改める。

別表中「(第2条・第3条関係)」を「(第2条関係)」に改め、同表の1の表中1戸当たり家賃月額欄を削り、同表の2の表西之阪地区改良住宅集会所の項の次に次のように加える。

西之阪地区改良住宅駐車場	奈良市油阪町及び西之阪町
--------------	--------------

別表の2の表中「横井地区改良住宅第一集会所」を「横井地区改良住宅集会所」に、同表中

「

畑中地区改良住宅集会所	奈良市畑中町
-------------	--------

」を

「

畑中地区改良住宅集会所	奈良市畑中町
畑中地区改良住宅駐車場	

」に

改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に改良住宅、改良住宅店舗作業場、店舗付改良住宅、小集落改良住宅及び小規模改良住宅（以下「改良住宅等」という。）の入居者の公募が開始され、かつ、同日以後に入居者の決定がされることとなる場合における当該公募に応じて入居の申込みをした者に係る入居者の資格としての収入の条件については、この条例による改正後の奈良市改良住宅条例（以下「新条例」という。）第5条第1項において読み替えて準用する奈良市営住宅条例（昭和61年奈良市条例第14号。以下「市営住宅条例」という。）第6条第1項（同項第2号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。新条例第5条第1項において準用する市営住宅条例第5条に規定する事由がある場合において同日前に改良住宅等の入居の申込みがされ、かつ、同日以後に入居者が決定されることとなる場合における当該改良住宅等の入居の申込みをした者に係る入居者の資格としての収入の条件についても、同様とする。
- 3 新条例第5条第1項において読み替えて準用する市営住宅条例第17条第3項又は第28条第1項の規定による家賃の決定及び新条例第5条第1項において準用する市営住宅条例第38条の4の規定による駐車場の使用の決定に関し必要な手続その他の行為は、前2項の規定にかかわらず、平成28年3月31日以前においても、新条例の例によりすることができる。
- 4 施行日において現に改良住宅等に入居又は使用している者の平成28年度から平成36年度までの各年度の家賃の額は、その者に係る新条例第5条第1項において読み替えて準用する市営住宅条例第17条第3項若しくは第6項若しくは第28条の規定による家賃又は新条例第5条の2第1項若しくは同条第2項において準用する市営住宅条例第17条第6項の規定による家賃の額がこの条例による改正前の奈良市改良住宅条例（以下「旧条例」という。）第3条の規定による家賃の額を超える場合にあっては新条例第5条第1項において読み替えて準用する市営住宅条例第17条第3項若しくは第6項若しくは第28条の規定による家賃又は新条例第5条の2第1項若しくは同条第2項において準用する市営住宅条例第17条第6項の規定による家賃の額から旧条例第3条の規定による家賃の額を控除して得た額に次の表の左欄に掲げる年度の区分に応じ同表の右欄に定める負担調整率を乗じて得た額に、旧条例第3条の規定による家賃の額を加えて得た額とする。ただし、その者が生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1

項に規定する被保護者で同法第11条第1項第3号の規定による住宅扶助を受けているもの又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けている者で中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第2項第2号の規定による住宅支援給付を受けているものである場合にあっては、この限りでない。

年度の区分	負担調整率
平成28年度	0.1
平成29年度	0.2
平成30年度	0.3
平成31年度	0.4
平成32年度	0.5
平成33年度	0.6
平成34年度	0.7
平成35年度	0.8
平成36年度	0.9

- 5 施行日において現に改良住宅等に入居している者及びその者が死亡し、又は退去した場合において、新条例第5条第1項において準用する市営住宅条例第23条第1項の承認を受けて、引き続き、当該改良住宅等に居住している者に係る収入超過者に対する措置については、新条例第5条第1項において準用する市営住宅条例第26条（第2項を除く。）、第27条、第28条、第31条及び第32条第1項の規定は、適用しない。
- 6 施行日において現に改良住宅等に入居又は使用している者は、住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第18条、「小集落地区等改良事業制度要綱等の廃止について」（平成14年3月29日国住整第1236号）による廃止前の「小集落地区等改良事業制度要綱」（昭和57年4月5日建設省住整発第26号）第13、「小規模住宅地区等改良事業制度要綱」（平成9年4月1日建設省住整発第46号）第9又は新条例第4条の規定により改良住宅等に入居又は使用している者とみなす。

(提案理由)

現在定額制の改良住宅等の家賃を入居者の収入等に応じて決定する応能応益的家賃に改めるとともに、入居収入基準及び駐車場の管理方法の見直し等のため所要の改正を行おうとするものである。

奈良市コミュニティ住宅条例の一部改正について

奈良市コミュニティ住宅条例の一部を次のように改正しようとする。

平成27年2月27日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市コミュニティ住宅条例の一部を改正する条例

奈良市コミュニティ住宅条例（平成4年奈良市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第1条中「並びに共同施設及びコミュニティ住宅附設駐車場」を「及び共同施設」に改める。

第2条中「子供」を「子ども」に、「及び管理事務所」を「管理事務所及び駐車場」に改め、同条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

第3条中「並びに共同施設及びコミュニティ住宅附設駐車場」を「及び共同施設」に改め、「別表第1」の次に「及び第2」を加える。

第5条を次のように改める。

第5条 削除

第6条第1項中「前各条及び第4項」を「前各条」に、「第16条まで、第17条（第3項及び第4項を除く。）、第19条から第21条まで、第22条（第2項第2号を除く。）、第23条（第3項第2号を除く。）、第24条、第25条」を「第25条まで、第26条（第2項を除く。）、第27条、第28条、第31条、第32条第1項」に、「第38条、第38条の2、第38条の5」を「第38条から第38条の5まで」に改め、同項ただし書中「第22条第2項第1号、第23条第3項第1号、」を「第22条第2項第2号、第23条第3項第2号及び」に、「及び第38条の2の規定」を「の規定（市営住宅条例第22条第2項第2号及び第23条第3項第2号の規定は、別表第2のコミュニティ住宅の管理に係る場合に限る。）」に改め、同条第2項から第5項までを次のように改める。

2 前項本文の場合において、市営住宅条例第6条第1項第2号中

「その者の収入がア、イ又はウに掲げる場合に依り、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。

ア 次の(ア)から(オ)までのいずれかに該当する場合 214,000円

(ア) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級又は2級のいずれかに該当する程度の精神障害者であること。

(イ) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が(ア)に規定する精神障害の程度に相当する程度の知的障害者であること。

(ウ) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が前号イ(ア)、ウ、エ、カ又はキのいずれかに該当する者であること。 とあるのは

(エ) その者が60歳以上の者であり、かつ、現に同居し、又は同居しようとする親族のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者であること。

(オ) 現に同居し、又は同居しようとする親族に小学校就学の始期に達するまでの者があること。

イ 市営住宅が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは^{じん}激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において市長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 214,000円（当該災害発生の日から3年を経過した後は、158,000円）

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 158,000円 」

「その者の収入が158,000円を超えないこと。 」と、市営住宅

条例第17条第3項中「近傍同種の住宅の家賃（令第3条で定めるところにより算出した額をいう。以下同じ。）」とあるのは「近傍同種の住宅の家賃（令第3条で定めるところにより算出した額をいう。以下同じ。）（その額が法定限度額を超える場合にあっては法定限度額）」と、「近傍同種の住宅の家賃とする」とあるのは「近傍同種の住

宅の家賃以下で市長が定める額とする」と、市営住宅条例第28条第1項中「近傍同種の住宅の家賃」とあるのは「近傍同種の住宅の家賃（その額が法定上限額（法定限度額に割増賃料を加えた額をいう。以下同じ。）を超える場合にあつては法定上限額）」と、市営住宅条例第38条の4の5第2項中「2,500円」とあるのは「別表第1の共同施設の駐車場については5,000円、別表第2の共同施設の駐車場については2,500円」と、市営住宅条例第48条第1項中「法第33条第1項の規定に基づき、市営住宅」とあるのは「コミュニティ住宅」と読み替えるものとする。この場合において、市営住宅条例第28条第1項の規定によりその定めるところによるとされる公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）第8条第2項中「近傍同種の住宅の家賃」とあるのは「近傍同種の住宅の家賃（その額が法定上限額（法定限度額に割増賃料を加えた額をいう。以下同じ。）を超える場合にあつては法定上限額）」とする。

3 前項の法定限度額は、「従前居住者用賃貸住宅等管理要領」（平成10年4月8日建設省住市発第18号）第4第1項の規定による額とする。

4 第2項の割増賃料は、次の表の左欄に掲げる区分に応じてそれぞれ右欄に定める倍率を前項に規定する法定限度額に乗じた額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

入居者の収入	倍率
158,000円を超え、191,000円以下の場合	0.5
191,000円を超える場合	0.8

5 前項に規定する収入については、公営住宅法施行令第1条第3号の定めるところによる。

第6条に次の1項を加える。

6 第2項のほか、第1項の規定による市営住宅条例の規定の準用について必要な技術的読替えは、規則で定める。

第7条から第20条までを削り、第21条を第7条とする。

第22条を削る。

別表第1中「（第3条、第5条、第13条関係）」を「（第3条・第6条関係）」に改め、同表の1の表家賃（月額）の欄及び第2号コミュニティ住宅の項を削り、同表の2の表中

第1号コミュニティ住宅子供の遊び場	奈良市三条本町	を
第1号コミュニティ住宅集会所		
第1号コミュニティ住宅管理事務所		

第1号コミュニティ住宅子どもの遊び場	奈良市三条本町	に
第1号コミュニティ住宅集会所		
第1号コミュニティ住宅管理事務所		
第1号コミュニティ住宅駐車場		

改め、同表第2号コミュニティ住宅集会所の項を削り、別表第1の3の表を削る。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第3条・第6条関係）

1 コミュニティ住宅

名称	位置	戸数	備考
第2号コミュニティ住宅	奈良市紀寺町	6	平成3年度建設耐火構造4階建・3LDK
		4	平成3年度建設耐火構造4階建・3DK
		4	平成3年度建設耐火構造4階建・2K
		6	平成5年度建設耐火構造4階建・3LDK
		4	平成5年度建設耐火構造4階建・3DK
		4	平成5年度建設耐火構造4階建・2K
		8	平成7年度建設耐火構造4階建・3LDK
		4	平成7年度建設耐火構造4階建・3DK

2 共同施設

名称	位置
第2号コミュニティ住宅集会所	奈良市紀寺町
第2号コミュニティ住宅駐車場	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第1条の改正規定、第2条の改正規定、第3条の改正規定（「並びに共同施設及びコミュニティ住宅附設駐車場」を「及び共同施設」に改める部分に限る。）、第6条第1項の改正規定（この条例による改正後の奈良市コミュニティ住宅条例（以下「新条例」という。）第6条第1項において奈良市営住宅条例（昭和61年奈良市条例第14号。以下「市営住宅条例」という。）第38条の2の2から第38条の4の10までを準用する部分に限る。）、第6条第2項から第5項までの改正規定（第6条第2項の改正規定中別表第1の共同施設の駐車場に係る部分に限る。）、第7条から第22条までの改正規定並びに別表第1の2の表及び3の表の改正規定（同表の2の表第2号コミュニティ住宅集会所の項を削る部分を除く。）は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成28年4月1日前にコミュニティ住宅の入居者の公募が開始され、かつ、同日以後に入居者の決定がされることとなる場合における当該公募に応じて入居の申込みをした者に係る入居者の資格としての収入の条件については、新条例第6条第1項において読み替えて準用する市営住宅条例第6条第1項（同項第2号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。新条例第6条第1項において準用する市営住宅条例第5条に規定する事由がある場合において同日前にコミュニティ住宅の入居の申込みがされ、かつ、同日以後に入居者が決定されることとなる場合における当該コミュニティ住宅の入居の申込みをした者に係る入居者の資格としての収入の条件についても、同様とする。
- 3 新条例第6条第1項において読み替えて準用する市営住宅条例第17条第3項又は第28条第1項の規定による家賃の決定及び新条例第6条第1項において準用する市営住宅条例第38条の4の規定による駐車場の使用の決定に関し必要な手続その他の行為は、

前2項の規定にかかわらず、平成28年3月31日以前においても、新条例の例によりすることができる。

- 4 平成28年4月1日において現にコミュニティ住宅に入居している者の平成28年度から平成36年度までの各年度の家賃の額は、その者に係る新条例第6条第1項において読み替えて準用する市営住宅条例第17条第3項又は第6項の規定による家賃の額がこの条例による改正前の奈良市コミュニティ住宅条例（以下「旧条例」という。）第5条の規定による家賃の額を超える場合にあっては新条例第6条第1項において読み替えて準用する市営住宅条例第17条第3項又は第6項の規定による家賃の額から旧条例第5条の規定による家賃の額を控除して得た額に次の表の左欄に掲げる年度の区分に応じ同表の右欄に定める負担調整率を乗じて得た額に、旧条例第5条の規定による家賃の額を加えて得た額とし、新条例別表第1のコミュニティ住宅においてはその者に係る新条例第6条第1項において読み替えて準用する市営住宅条例第28条の規定による家賃の額が旧条例第5条の規定による家賃の額に旧条例第6条第4項の規定による割増賃料を加えて得た額を超える場合にあっては新条例第6条第1項において読み替えて準用する市営住宅条例第28条の規定による家賃の額から旧条例第5条の規定による家賃の額及び旧条例第6条第4項の規定による割増賃料の額を控除して得た額に同表の左欄に掲げる年度の区分に応じ同表の右欄に定める負担調整率を乗じて得た額に、旧条例第5条の規定による家賃の額及び旧条例第6条第4項の規定による割増賃料の額を加えて得た額とし、新条例別表第2のコミュニティ住宅においてはその者に係る新条例第6条第1項において読み替えて準用する市営住宅条例第28条の規定による家賃の額が旧条例第5条の規定による家賃の額を超える場合にあっては新条例第6条第1項において読み替えて準用する市営住宅条例第28条の規定による家賃の額から旧条例第5条の規定による家賃の額を控除して得た額に同表の左欄に掲げる年度の区分に応じ同表の右欄に定める負担調整率を乗じて得た額に、旧条例第5条の規定による家賃の額を加えて得た額とする。ただし、その者が生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者で同法第11条第1項第3号の規定による住宅扶助を受けているもの又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付を

含む。)を受けている者で中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第2項第2号の規定による住宅支援給付を受けているものである場合にあっては、この限りでない。

年度の区分	負担調整率
平成28年度	0.1
平成29年度	0.2
平成30年度	0.3
平成31年度	0.4
平成32年度	0.5
平成33年度	0.6
平成34年度	0.7
平成35年度	0.8
平成36年度	0.9

- 5 平成28年4月1日において現に新条例別表第2のコミュニティ住宅に入居している者及びその者が死亡し、又は退去した場合において、新条例第6条第1項において準用する市営住宅条例第23条第1項の承認を受けて、引き続き、当該コミュニティ住宅に居住している者に係る収入超過者に対する措置については、新条例第6条第1項において準用する市営住宅条例第26条（第2項を除く。）、第27条、第28条、第31条及び第32条第1項の規定は、適用しない。
- 6 平成28年4月1日において現に新条例別表第1のコミュニティ住宅に入居している者及びその者が死亡し、又は退去した場合において、新条例第6条第1項において準用する市営住宅条例第23条第1項の承認を受けて、引き続き、当該コミュニティ住宅に居住している者に係る新条例第6条第1項において準用する市営住宅条例第22条第2項第2号の収入の要件については、新条例第6条第1項において準用する市営住宅条例第22条第2項第2号の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 7 平成28年4月1日において現に新条例別表第1のコミュニティ住宅に入居している者が死亡し、又は退去した場合に係る新条例第6条第1項において読み替えて準用する市営住宅条例第23条第3項第2号の収入の要件については、新条例第6条第1項にお

いて準用する市営住宅条例第23条第3項第2号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 8 平成28年4月1日において現に新条例別表第2のコミュニティ住宅に入居している者は、新条例第4条の規定によりコミュニティ住宅に入居している者とみなす。

(提案理由)

現在定額制のコミュニティ住宅の家賃を入居者の収入等に応じて決定する応能応益的家賃に改めるとともに、入居収入基準及び駐車場の管理方法の見直し等のため所要の改正を行おうとするものである。

奈良市立学校設置条例の一部改正について

奈良市立学校設置条例の一部を次のように改正しようとする。

平成27年2月27日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市立学校設置条例の一部を改正する条例

奈良市立学校設置条例（昭和39年奈良市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条の表小学校の部奈良市立精華小学校の項を削り、同表中学校の部奈良市立柳生中学校の項を削り、同部奈良市立興東中学校の項中「奈良市立興東中学校」を「奈良市立興東館柳生中学校」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（提案理由）

児童生徒数の減少による帯解小学校と精華小学校の統合及び柳生中学校と興東中学校の統合に伴い、所要の改正を行おうとするものである。

奈良市企業職員の給与の種類及び基準に関する 条例の一部改正について

奈良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

平成27年2月27日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

奈良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年奈良市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第10条の2中「除く。」の次に「次項において「週休日等」という。」を加え、同条に次の1項を加える。

2 前項に規定する場合のほか、同項の職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

第16条の次に次の1条を加える。

（自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与）

第16条の2 地方公務員法第26条の5第1項の承認を受けた職員には、同項の自己啓発等休業をしている期間については、給与を支給しない。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（提案理由）


市の給与制度に準じ、管理職員特別勤務手当の支給要件に、臨時又は緊急の必要による平日深夜の勤務を追加するほか、自己啓発等休業の期間は給与を支給しないこととするため改正しようとするものである。

包括外部監査契約の締結について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により、包括外部監査契約を締結するものとする。

平成27年2月27日提出

奈良市長 仲川元庸

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告 |
| 2 契約の始期 | 平成27年4月1日 |
| 3 契約の金額 | 12,000千円を上限とする額 |
| 4 契約の相手方 |  |

前川 英樹

公認会計士

奈良市議案第45号

市道路線の廃止について

次の市道路線を廃止しようとする。

平成27年2月27日提出

奈良市長 仲川元庸

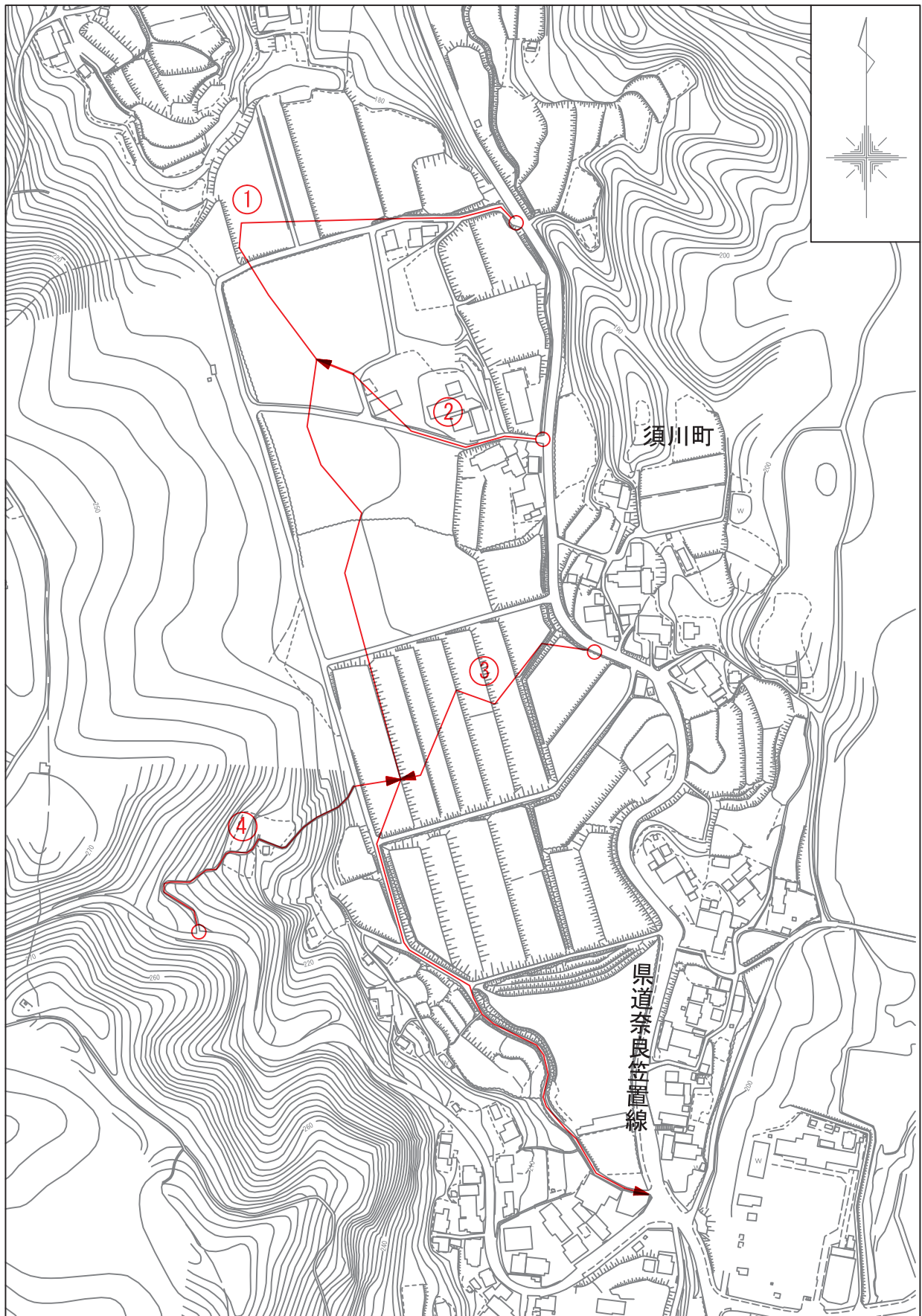
整理 番号	路 線 名	起 点	終 点	備 考 (m)
1	東 部 第 17 号 線	須川町 1185番地先から	北村町 786番地先まで	L = 1008.1 W = 1.8~8.5
2	東 部 第 18 号 線	須川町 1018番甲地先から	須川町 1145番地先まで	L = 180.3 W = 1.9~9.4
3	東 部 第 19 号 線	須川町 1002番1地先から	須川町 1043番地先まで	L = 183.9 W = 1.1~4.9
4	東 部 第 360 号 線	北村町 63番1地先から	須川町 940番地先まで	L = 235.6 W = 0.8~1.8
5	中 部 第 53 号 線	秋篠町 1410番1地先から	秋篠町 1397番1地先まで	L = 186.0 W = 1.9~4.9
6	西 部 第 1124 号 線	帝塚山南五丁目 1000番441地先から	帝塚山南五丁目 1000番441地先まで	L = 16.6 W = 6.2~7.5

①～③ 東部第17号線～東部第19号線

④ 東部第360号線



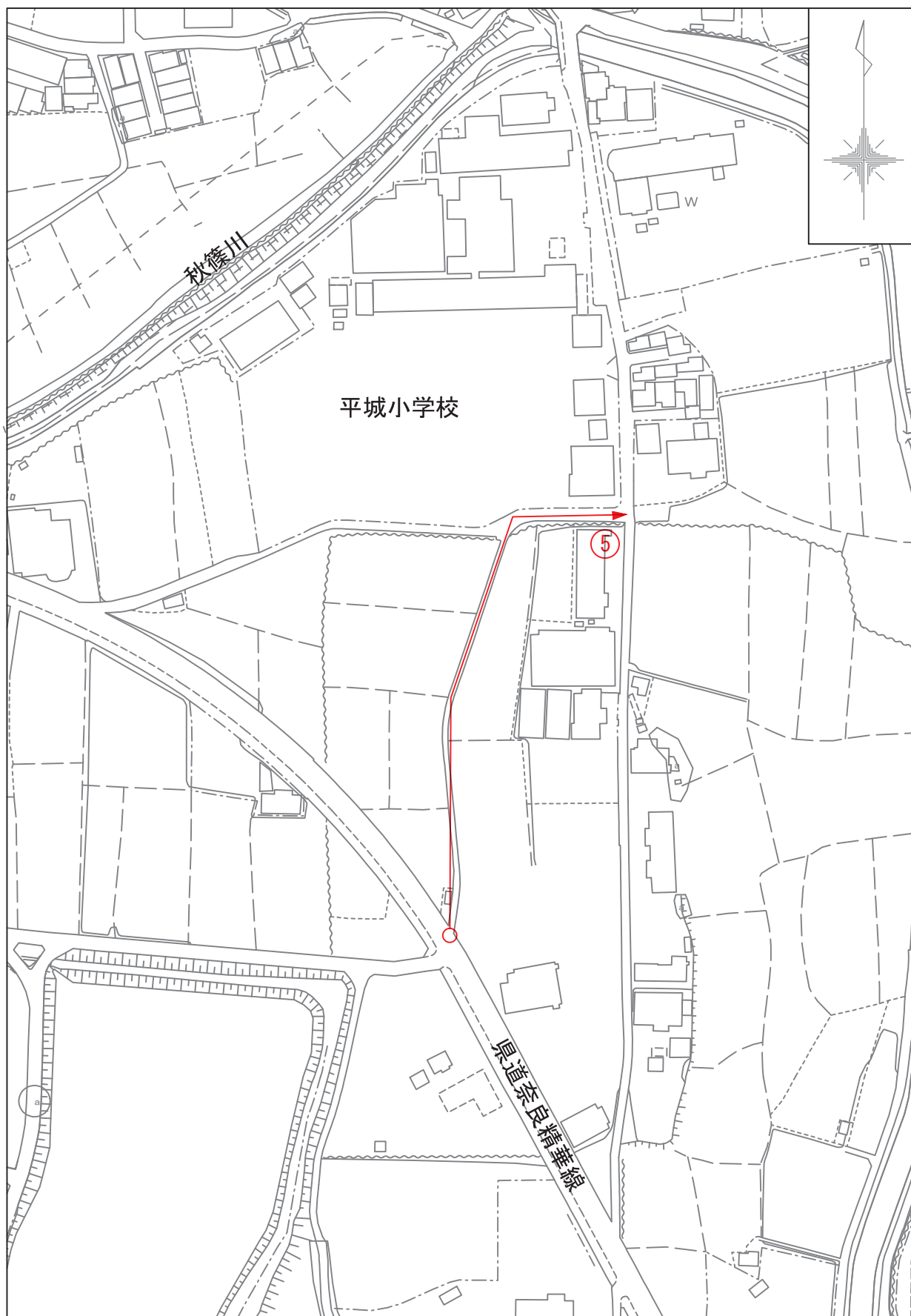
廃止しようとする路線



⑤ 中部第53号線



廃止しようとする路線



⑥ 西部第1124号線



廃止しようとする路線



奈良市議案第46号

市道路線の認定について

次の路線を本市の市道路線に認定しようとする。

平成27年2月27日提出

奈良市長 仲川元庸

整理番号	路線名	起 点	終 点	備 考 (m)
1	東部第17号線	須川町 1132番1地先から	北村町 786番地先まで	L = 955.6 W = 1.8~15
2	東部第18号線	須川町 1013番地先から	須川町 3464番地先まで	L = 176.6 W = 2.5~12
3	東部第19号線	須川町 3435番地先から	須川町 3448番地先まで	L = 157.8 W = 4.0~10.0
4	東部第360号線	北村町 63番1地先から	須川町 3418番地先まで	L = 205.6 W = 0.8~1.8
5	北部第763号線	高畑町 71番4地先から	高畑町 71番9地先まで	L = 92.0 W = 6.0~9.1
6	北部第764号線	高畑町 140番14地先から	高畑町 140番11地先まで	L = 62.0 W = 6.0~8.0
7	北部第765号線	大安寺六丁目 779番8地先から	大安寺六丁目 779番5地先まで	L = 50.0 W = 6.0~8.0
8	北部第766号線	南紀寺町二丁目 275番1地先から	南紀寺町二丁目 275番7地先まで	L = 41.0 W = 6.0~8.0
9	北部第767号線	法華寺町 329番5地先から	法華寺町 331番5地先まで	L = 41.0 W = 6.0~8.0
10	北部第768号線	佐保台一丁目 3571番262地先から	佐保台一丁目 3571番261地先まで	L = 360.0 W = 10.0
11	北部第769号線	佐保台一丁目 3571番78地先から	佐保台一丁目 3571番158地先まで	L = 290.0 W = 6.0
12	北部第770号線	佐保台一丁目 3571番27地先から	佐保台一丁目 3571番193地先まで	L = 360.0 W = 6.0
13	北部第771号線	佐保台一丁目 3571番235地先から	佐保台一丁目 3571番17地先まで	L = 225.0 W = 6.0
14	北部第772号線	佐保台一丁目 3571番215地先から	佐保台一丁目 3571番215地先まで	L = 250.0 W = 6.0
15	北部第773号線	佐保台一丁目 3571番87地先から	佐保台一丁目 3571番90地先まで	L = 105.0 W = 6.0
16	北部第774号線	佐保台一丁目 3571番173地先から	佐保台一丁目 3571番193地先まで	L = 155.0 W = 6.0
17	北部第775号線	佐保台一丁目 3571番35地先から	佐保台一丁目 3571番42地先まで	L = 95.0 W = 6.0
18	北部第776号線	佐保台一丁目 3571番44地先から	佐保台一丁目 3571番47地先まで	L = 55.0 W = 6.0
19	北部第777号線	佐保台一丁目 3571番166地先から	佐保台一丁目 3571番164地先まで	L = 33.0 W = 6.0~8.0
20	北部第778号線	佐保台一丁目 3571番117地先から	佐保台一丁目 3571番139地先まで	L = 40.0 W = 4.0

整理 番号	路 線 名	起 点	終 点	備 考 (m)
21	北部第779号線	佐保台一丁目 3571番83地先から	佐保台一丁目 3571番84地先まで	L = 16.0 W = 4.0
22	北部第780号線	佐保台一丁目 3571番259地先から	佐保台一丁目 3571番243地先まで	L = 22.0 W = 4.0
23	北部第781号線	佐保台一丁目 3571番19地先から	佐保台一丁目 3571番181地先まで	L = 76.0 W = 4.0
24	北部第782号線	法蓮町 618番3地先から	法蓮町 620番4地先まで	L = 62.4 W = 6.0~8.0
25	中部第53号線	秋篠町 1410番1地先から	秋篠町 1415番まで	L = 143.6 W = 1.9~3.5
26	中部第1624号線	恋の窪一丁目 595番5地先から	恋の窪一丁目 595番11地先まで	L = 28.0 W = 6.0~8.0
27	中部第1625号線	押熊町 1588番5地先から	押熊町 1587番45地先まで	L = 147.0 W = 6.0
28	中部第1626号線	押熊町 1587番81地先から	押熊町 1587番100地先まで	L = 259.0 W = 6.0
29	中部第1627号線	押熊町 1587番86地先から	押熊町 1587番108地先まで	L = 90.0 W = 6.0~11.5
30	中部第1628号線	押熊町 1587番108地先から	押熊町 1587番118地先まで	L = 103.0 W = 8.0
31	中部第1629号線	押熊町 1587番125地先から	押熊町 1587番64地先まで	L = 132.0 W = 8.0
32	中部第1630号線	押熊町 1587番92地先から	押熊町 1587番90地先まで	L = 16.0 W = 4.0
33	中部第1631号線	菅原町 691番2地先から	菅原町 689番11地先まで	L = 73.0 W = 6.0~8.0
34	中部第1632号線	北登美ヶ丘六丁目 1507番地先から	北登美ヶ丘六丁目 1508番地先まで	L = 102.0 W = 6.0~8.0
35	中部第1633号線	北登美ヶ丘六丁目 1553番地先から	北登美ヶ丘六丁目 1518番地先まで	L = 210.0 W = 6.0~10.0
36	中部第1634号線	北登美ヶ丘六丁目 1525番地先から	北登美ヶ丘六丁目 1542番地先まで	L = 210.0 W = 6.0
37	中部第1635号線	北登美ヶ丘六丁目 1517番地先から	北登美ヶ丘六丁目 1518番地先まで	L = 4.0 W = 6.0
38	中部第1636号線	平松四丁目 1020番2地先から	五条三丁目 933番34地先まで	L = 154.4 W = 6.2~14.2
39	中部第1637号線	六条西四丁目 1200番2地先から	七条二丁目 661番まで	L = 105.0 W = 8.8
40	中部第1638号線	秋篠町 1388番2地先から	秋篠町 1417番3地先まで	L = 183.5 W = 7.0~20.6

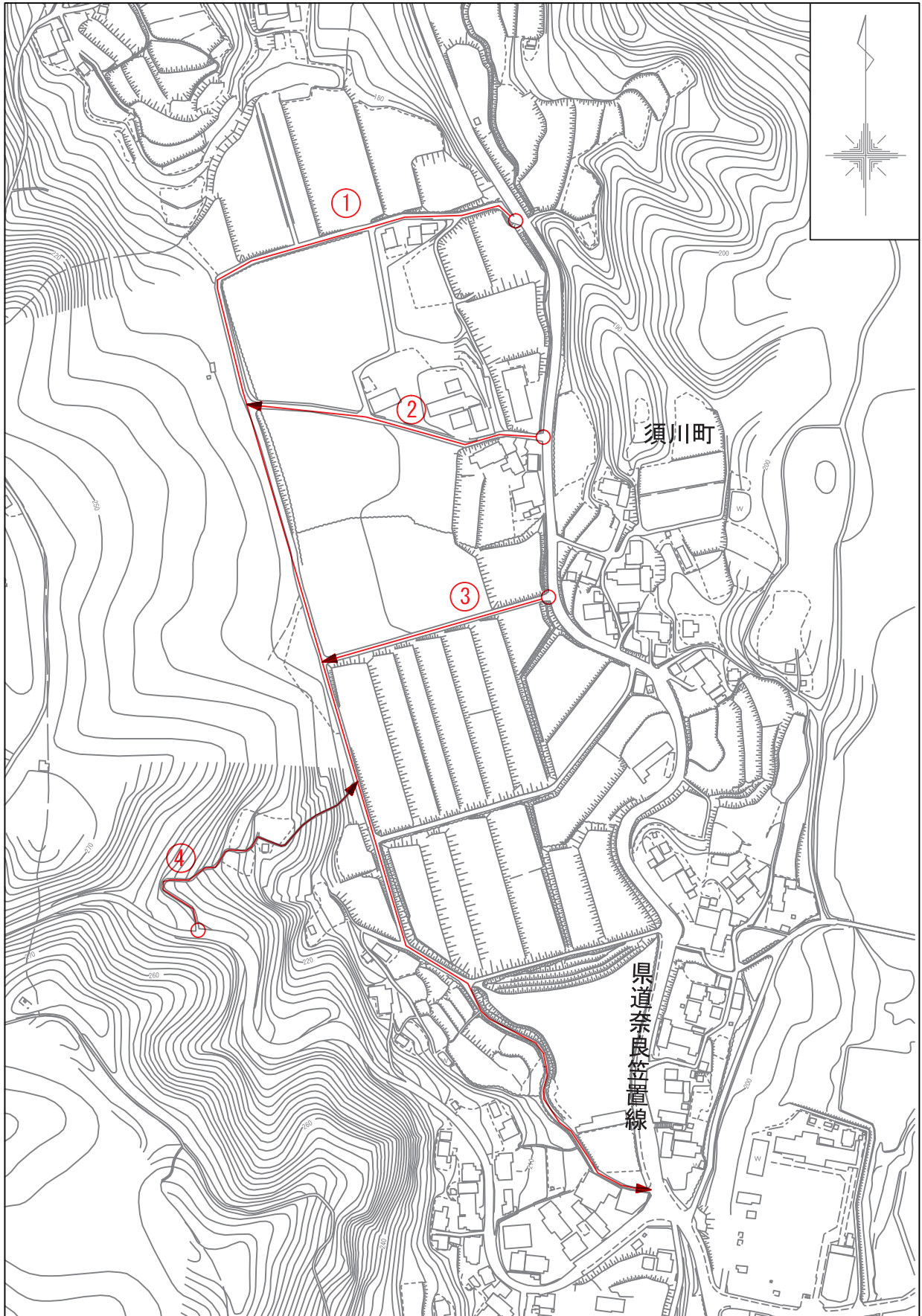
整理 番号	路 線 名	起 点	終 点	備 考 (m)
41	西部第1124号線	帝塚山南五丁目 1000番41地先から	登美ヶ丘六丁目 1000番424地先まで	L = 46.0 W = 6.0
42	西部第1359号線	登美ヶ丘六丁目 1876番27地先から	登美ヶ丘六丁目 1876番36地先まで	L = 103.4 W = 6.0
43	西部第1360号線	三碓町 2177番112地先から	三碓町 2177番102地先まで	L = 384.0 W = 6.0~8.0
44	西部第1361号線	三碓町 2177番104地先から	三碓町 2177番36地先まで	L = 166.0 W = 6.0
45	西部第1362号線	三碓町 2177番110地先から	三碓町 2177番59地先まで	L = 192.0 W = 6.0
46	西部第1363号線	三碓町 2177番105地先から	三碓町 2177番77地先まで	L = 202.0 W = 6.0
47	西部第1364号線	三碓町 2232番1地先から	三碓町 2240番1地先まで	L = 37.0 W = 6.0
48	西部第1365号線	三碓町 2177番14地先から	三碓町 2177番29地先まで	L = 25.0 W = 6.0
49	西部第1366号線	三碓町 2177番43地先から	三碓町 2177番55地先まで	L = 25.0 W = 6.0
50	西部第1367号線	三碓町 2177番65地先から	三碓町 2165番78地先まで	L = 25.0 W = 6.0
51	西部第1368号線	藤ノ木台三丁目 453番5地先から	中町 453番7地先まで	L = 98.0 W = 6.0~8.0
52	西部第1369号線	学園中二丁目 949番65地先から	学園中二丁目 949番64地先まで	L = 62.0 W = 6.0~8.0
53	西部第1370号線	三碓三丁目 781番10地先から	三碓三丁目 781番7地先まで	L = 36.1 W = 6.3~8.3
54	西部第1371号線	鳥見町三丁目 26番16地先から	鳥見町三丁目 26番19地先まで	L = 22.0 W = 6.7~13.6
55	西部第1372号線	中山町西一丁目 868番85地先から	中山町西一丁目 868番94地先まで	L = 64.4 W = 6.0~8.0
56	西部第1373号線	鶴舞東町 657番14地先から	鶴舞東町 657番4地先まで	L = 208.0 W = 10.0
57	西部第1374号線	鶴舞東町 657番4地先から	鶴舞東町 657番15地先まで	L = 145.0 W = 6.0
58	西部第1375号線	中山町西二丁目 943番4地先から	中山町西二丁目 945番20地先まで	L = 72.6 W = 6.2~13.3

①～③ 東部第17号線～東部第19号線

④ 東部第360号線

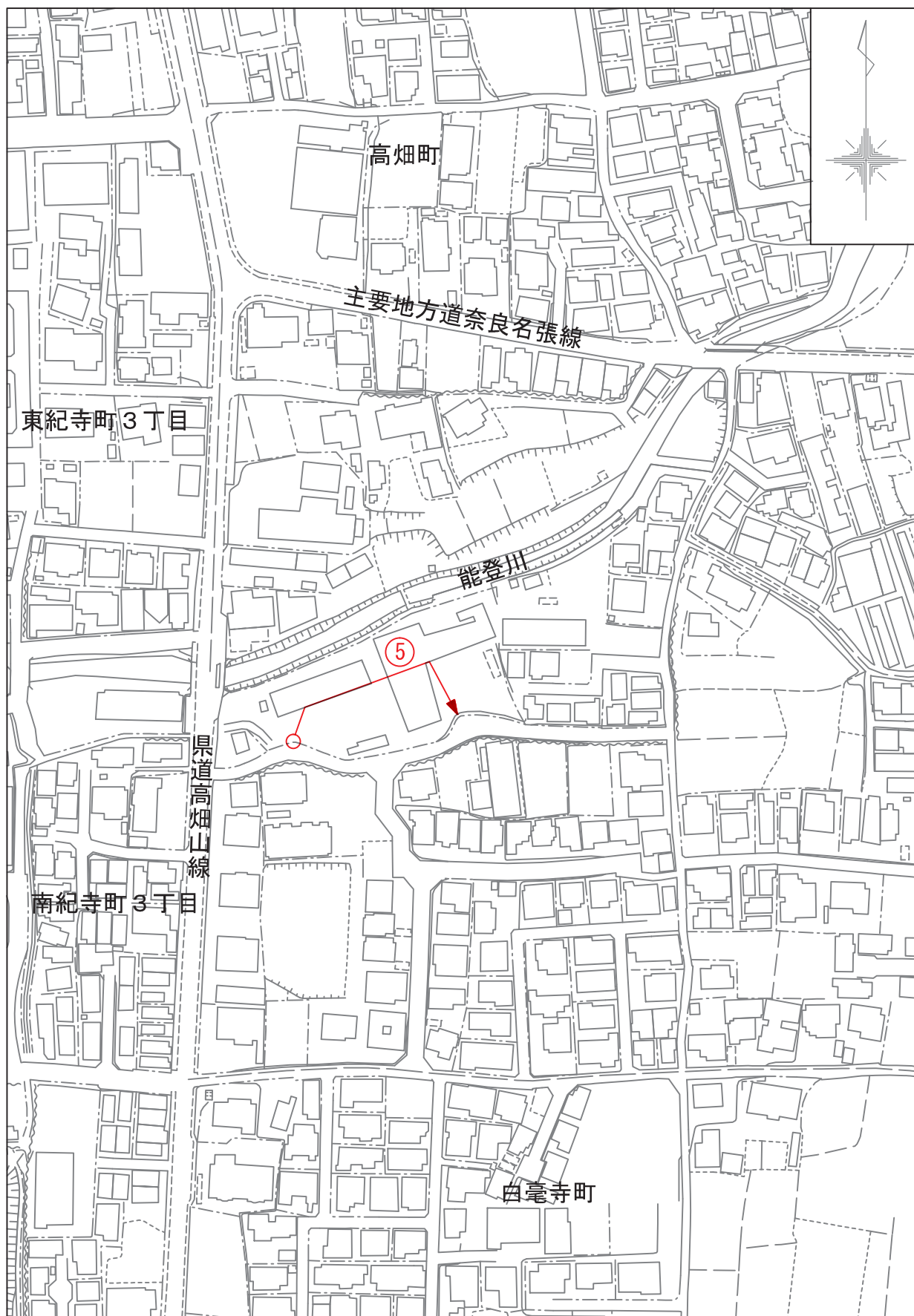


認定しようとする路線



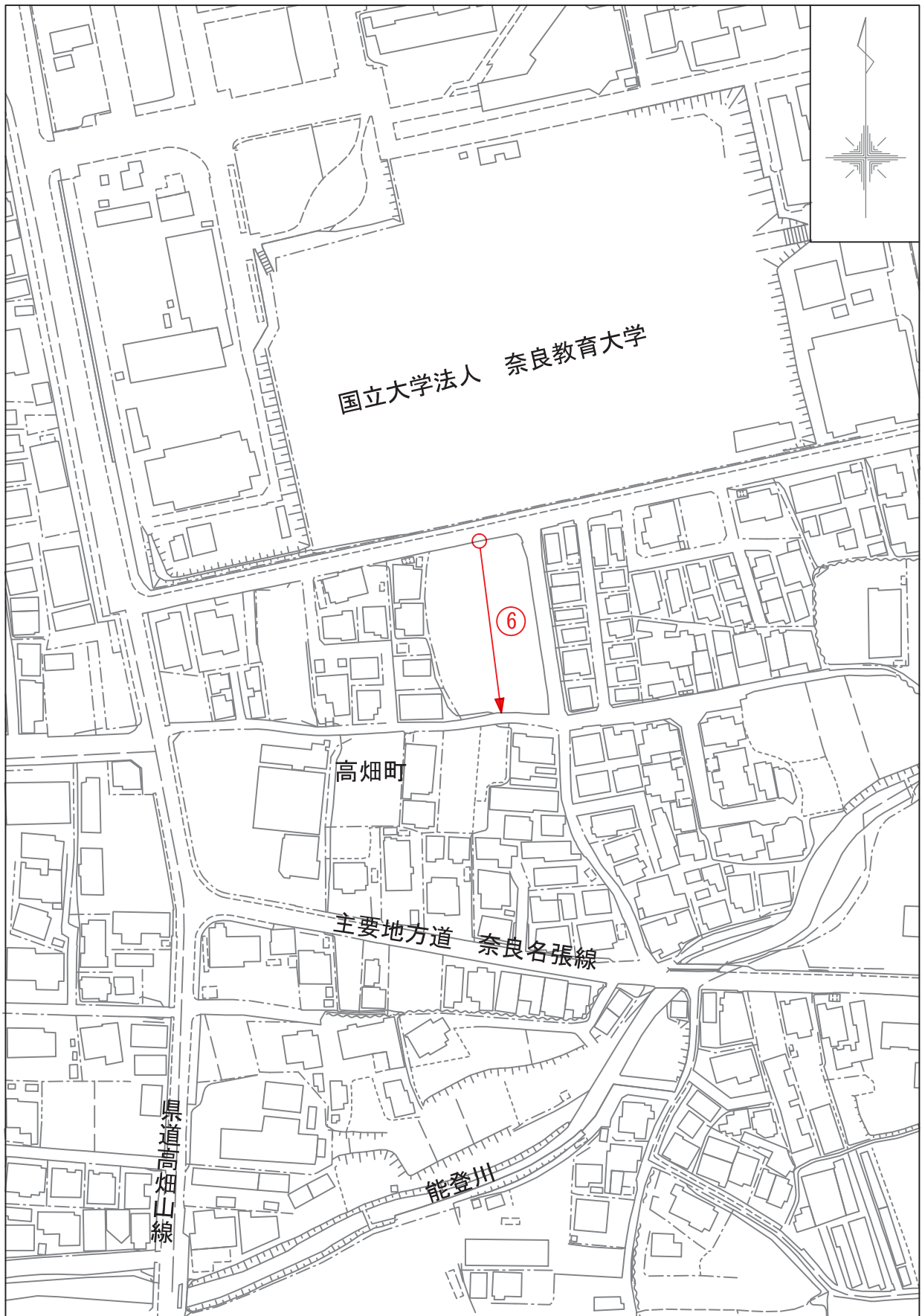
⑤ 北部第763号線

○ → 認定しようとする路線



⑥ 北部第764号線

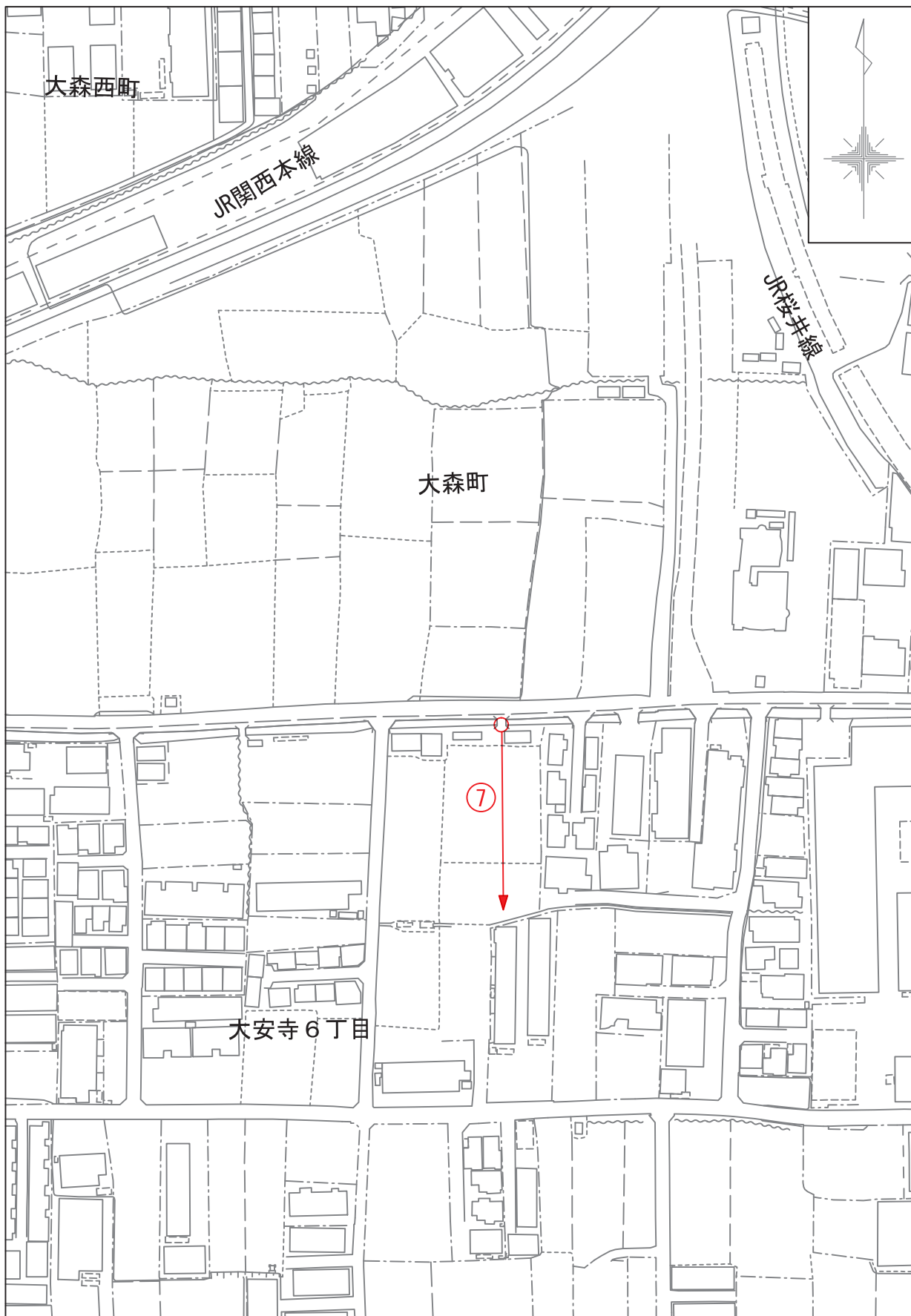
→
認定しようとする路線



⑦ 北部第765号線



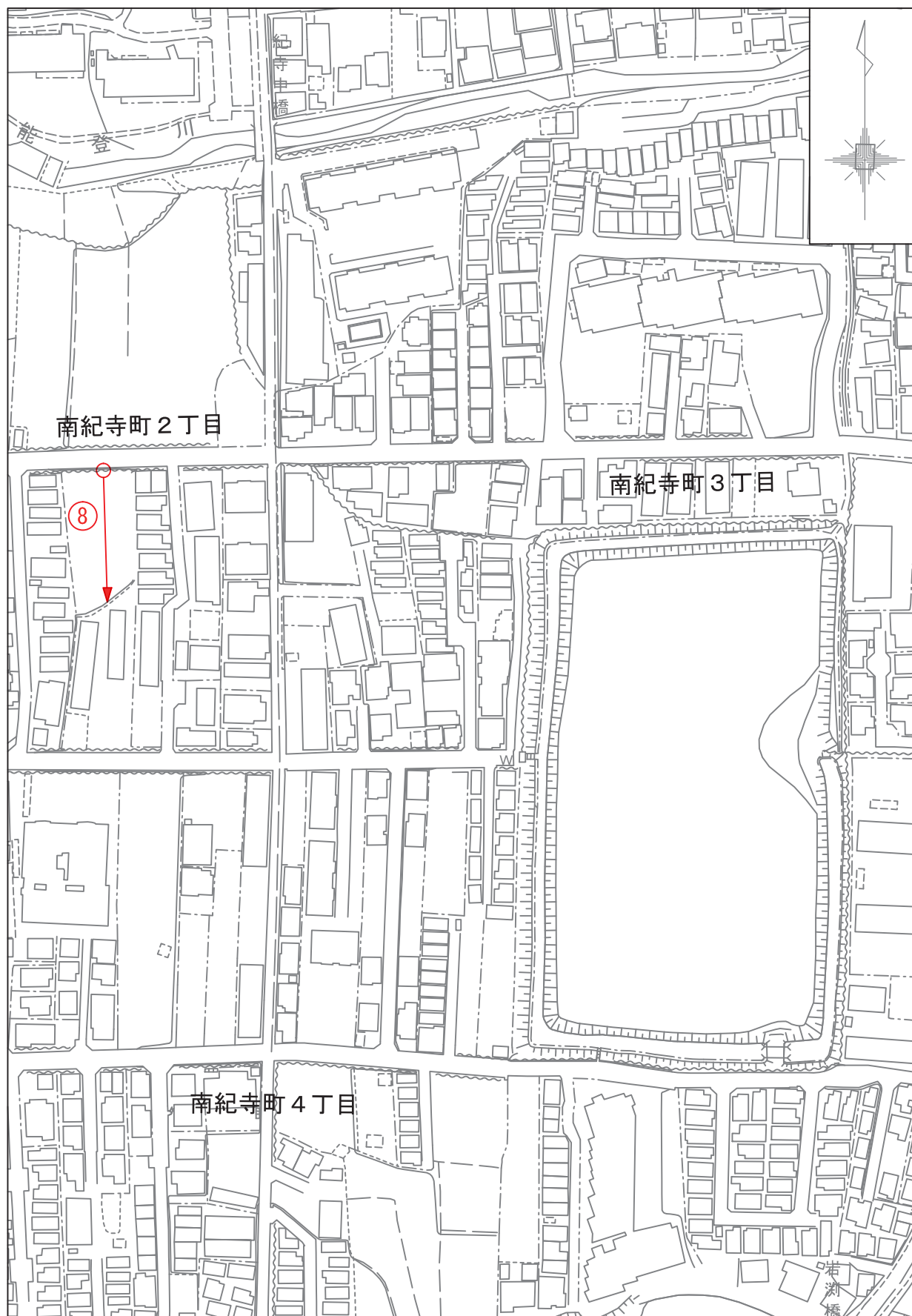
認定しようとする路線



⑧ 北部第766号線



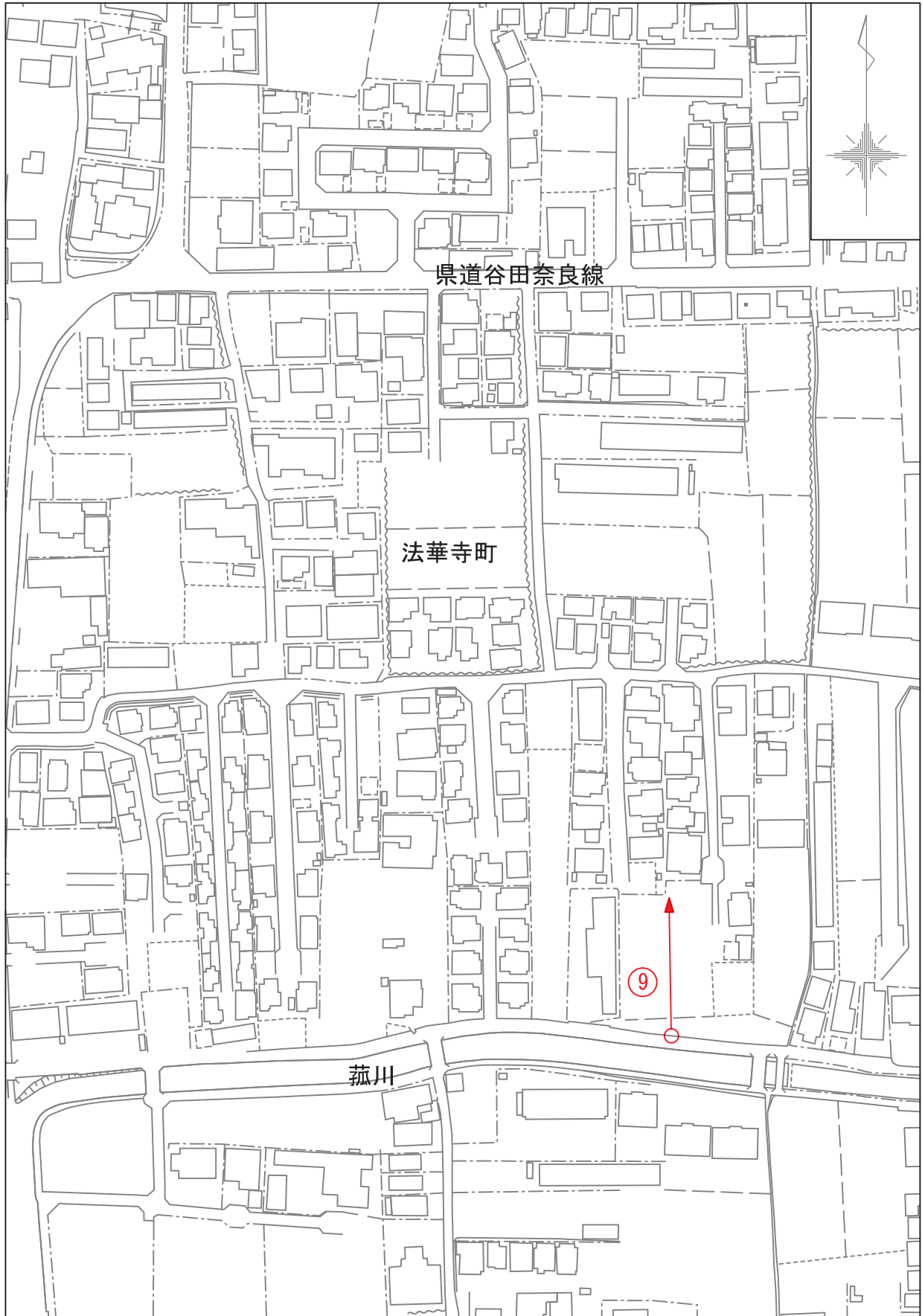
認定しようとする路線



⑨ 北部第767号線



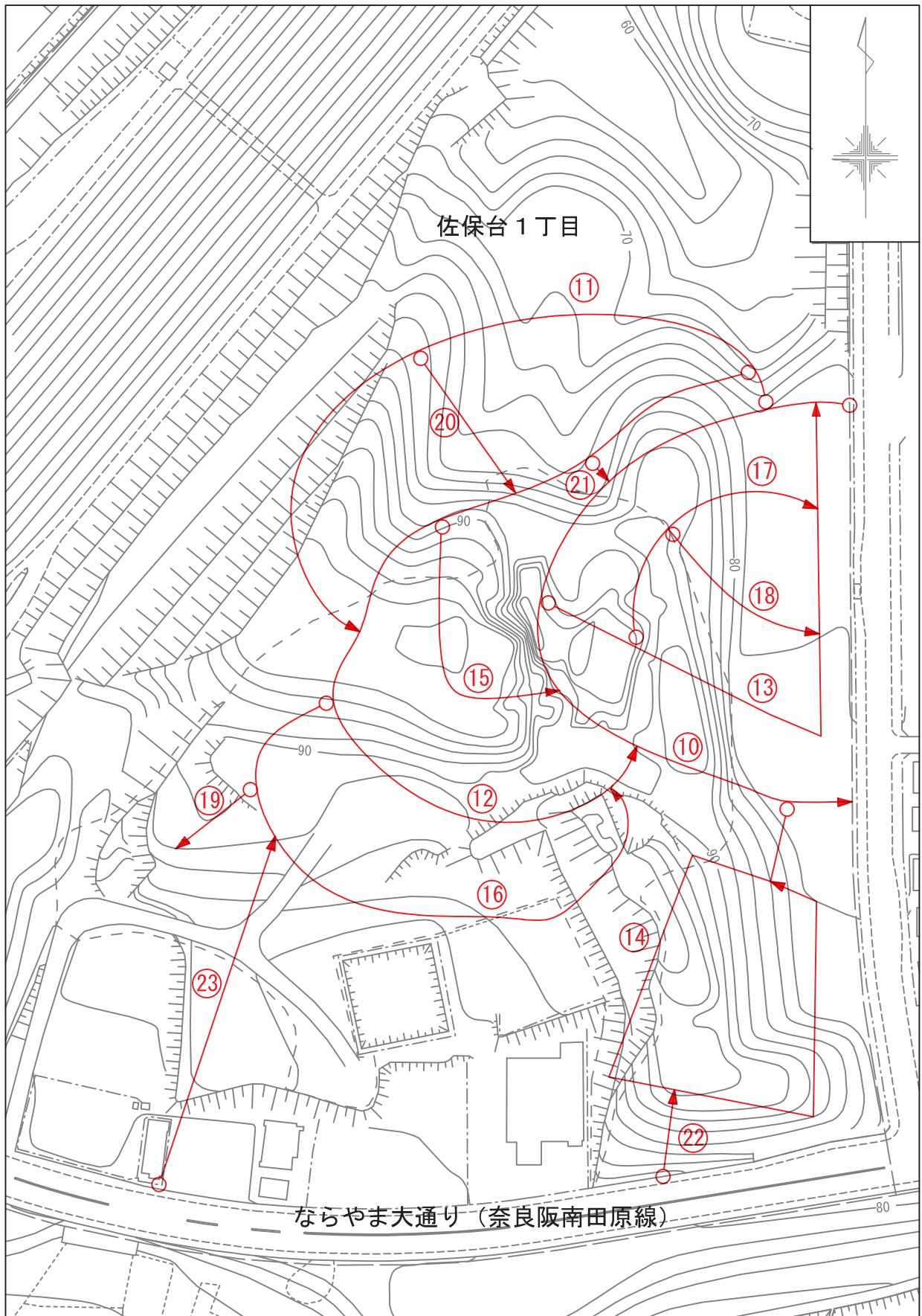
認定しようとする路線



⑩～⑳ 北部第768号線～北部第781号線

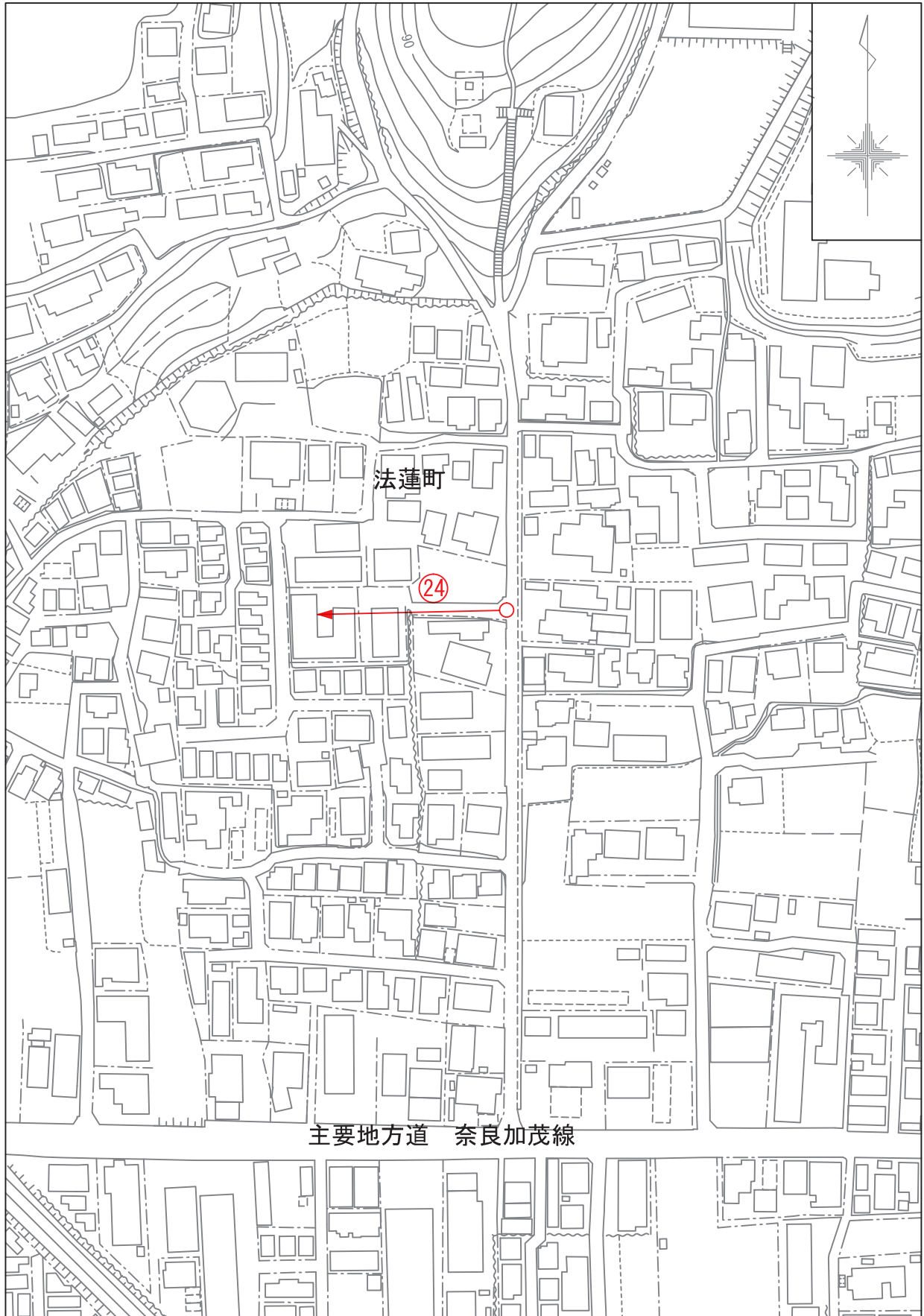


認定しようとする路線





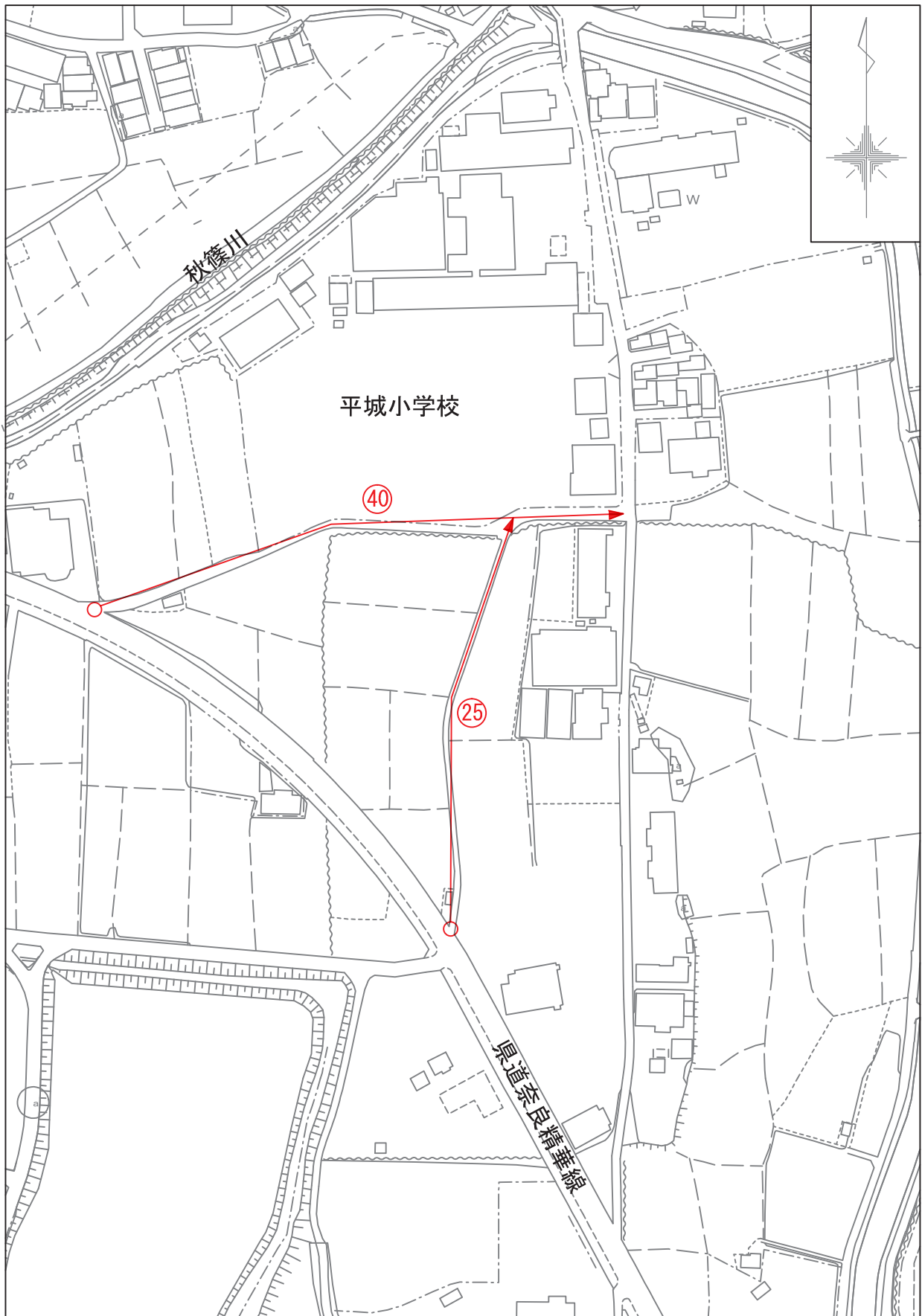
認定しようとする路線



②⑤ 中部第53号線 ④⑩ 中部第1638号線

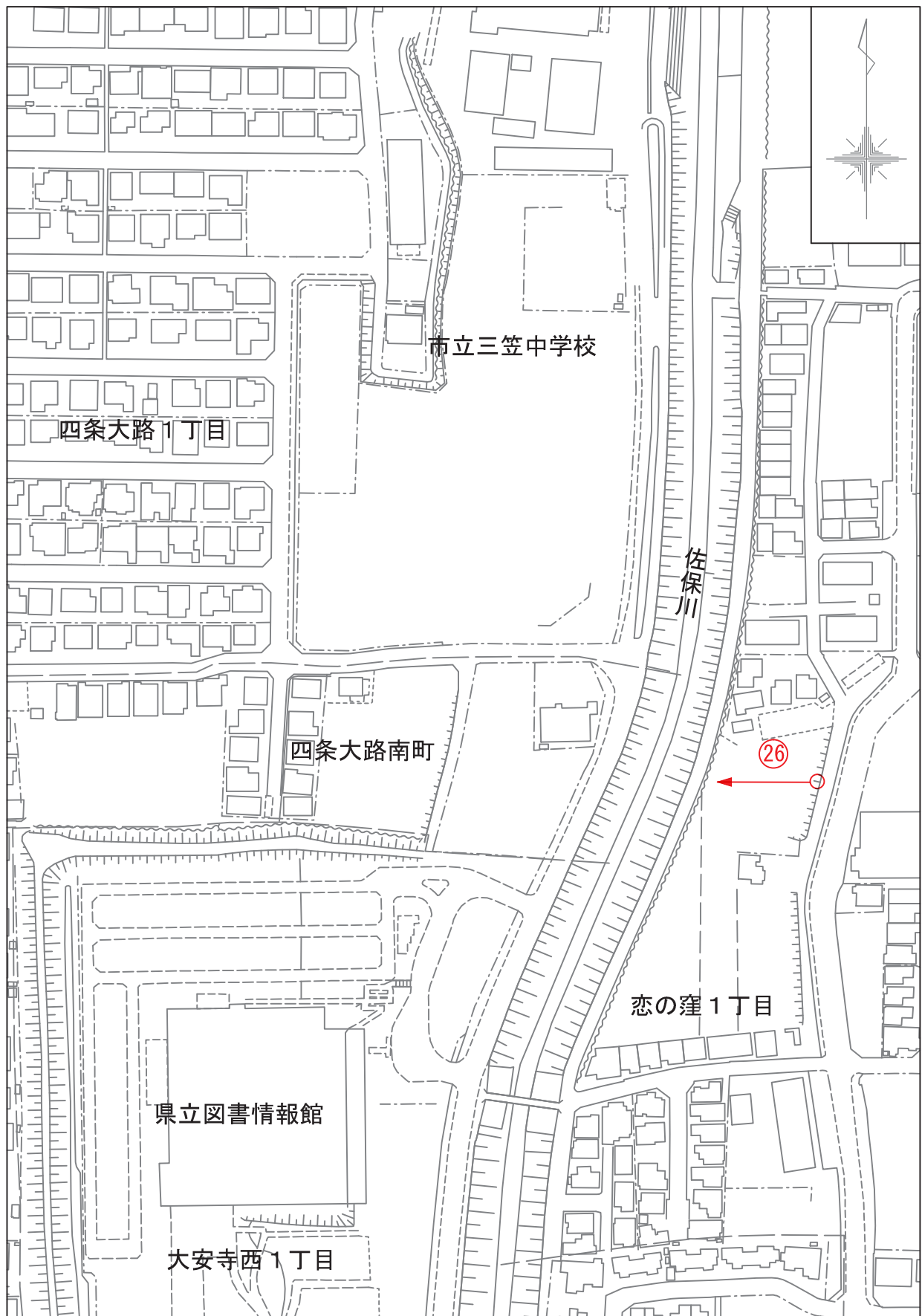


認定しようとする路線





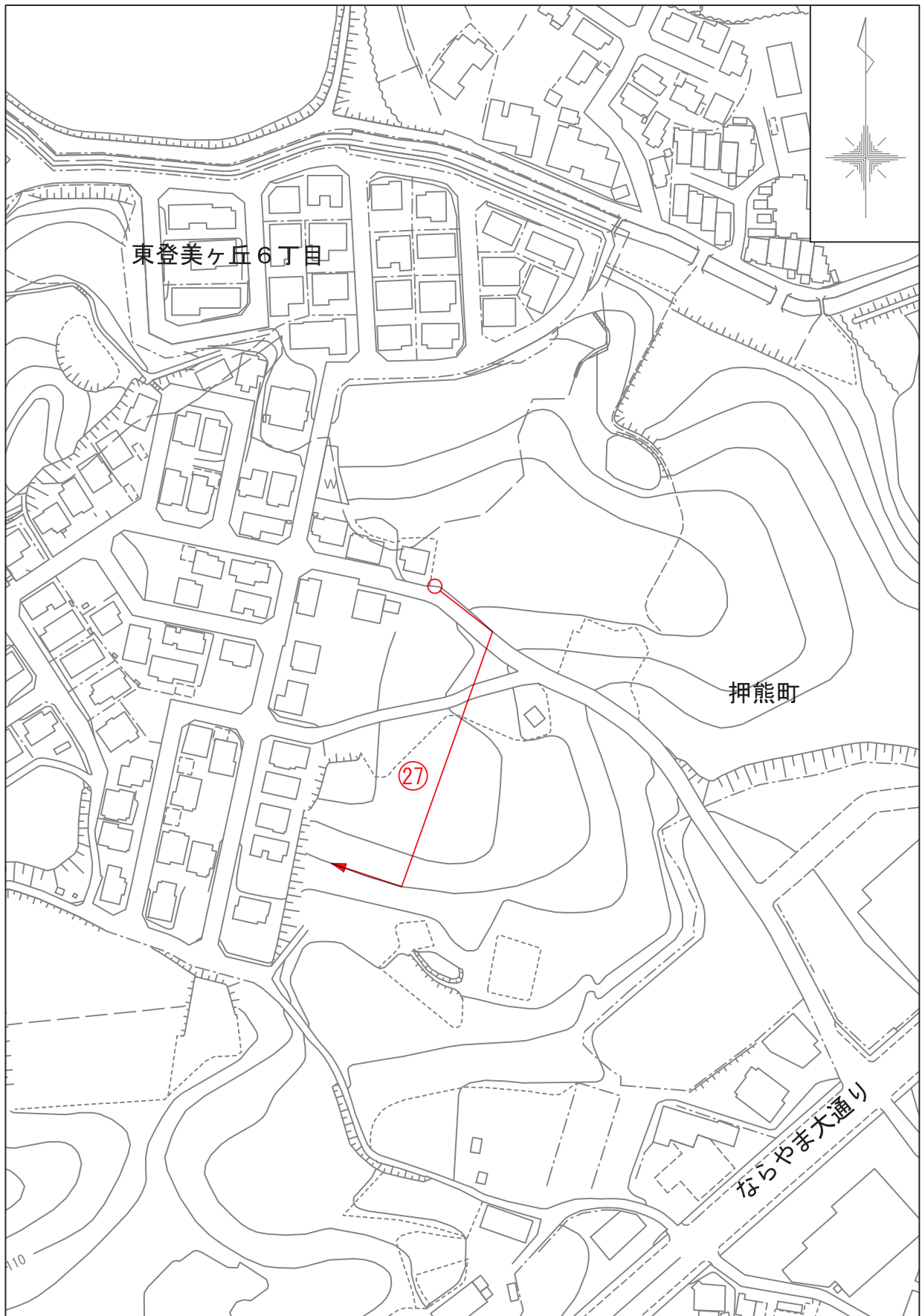
認定しようとする路線



②⑦ 中部第1625号線



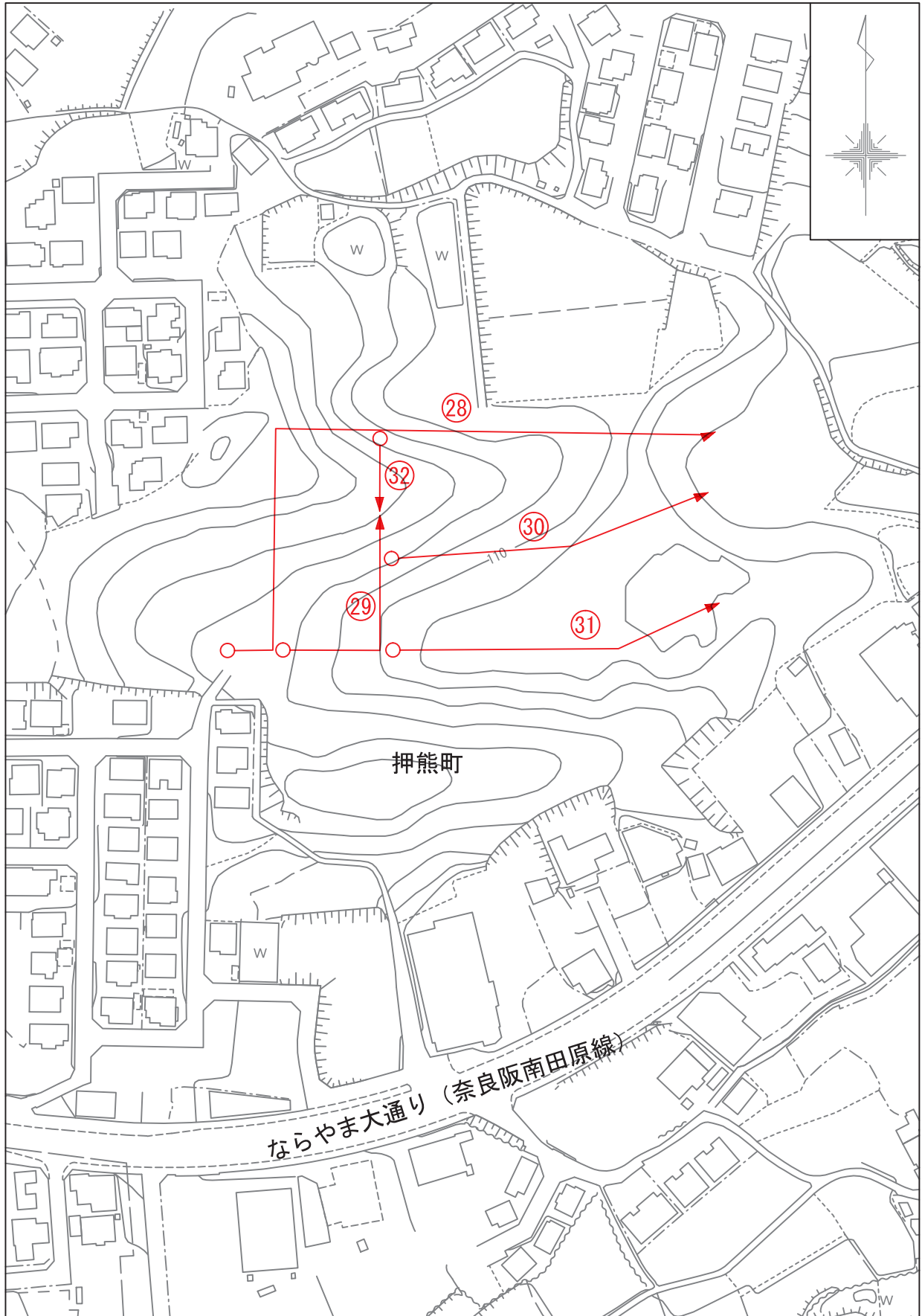
認定しようとする路線



②⑧～③② 中部第1626号線 ～ 中部第1630号線



認定しようとする路線



③③ 中部第1631号線



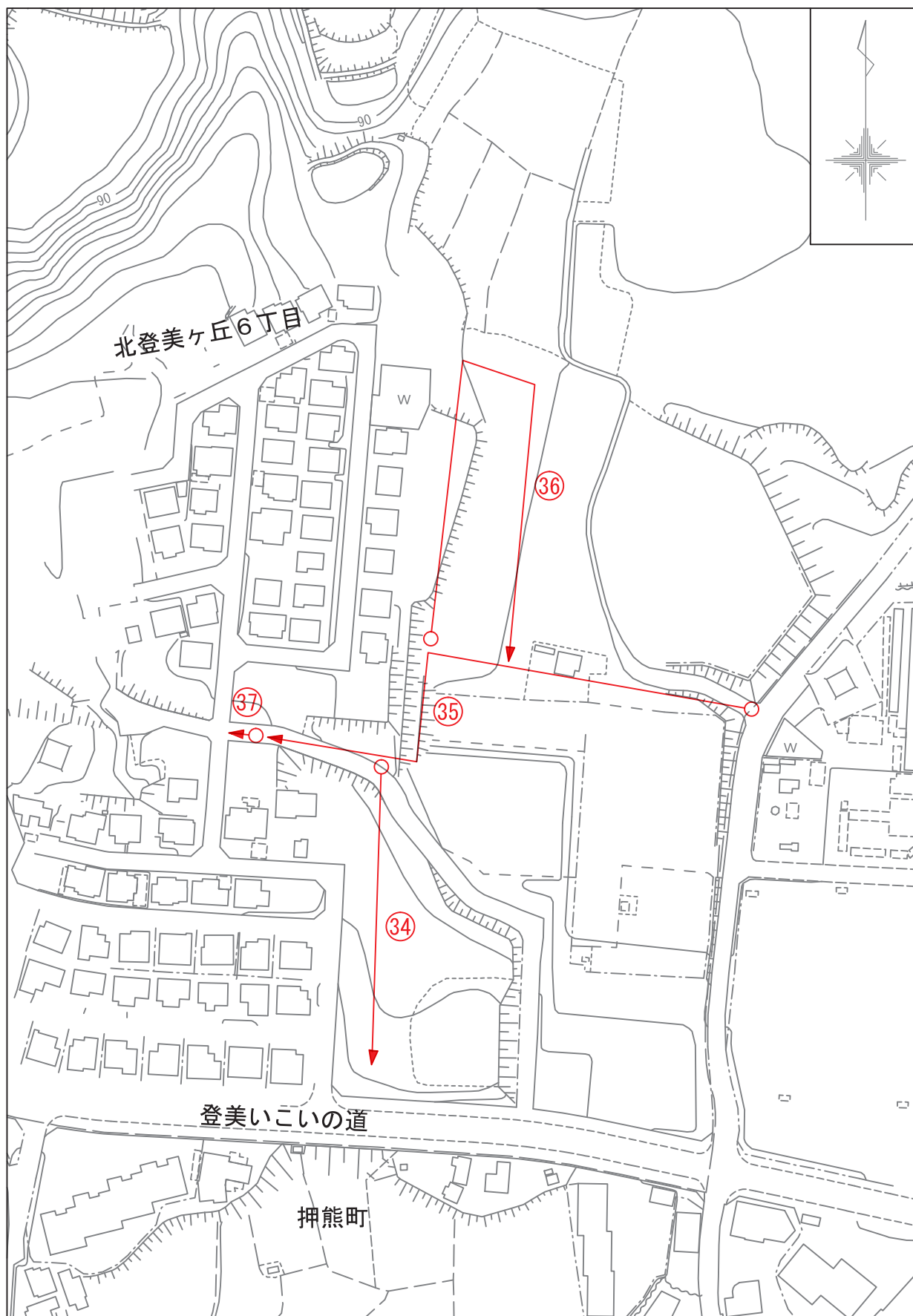
認定しようとする路線



③④～③⑦ 中部第1632号線 ～ 中部第1635号線

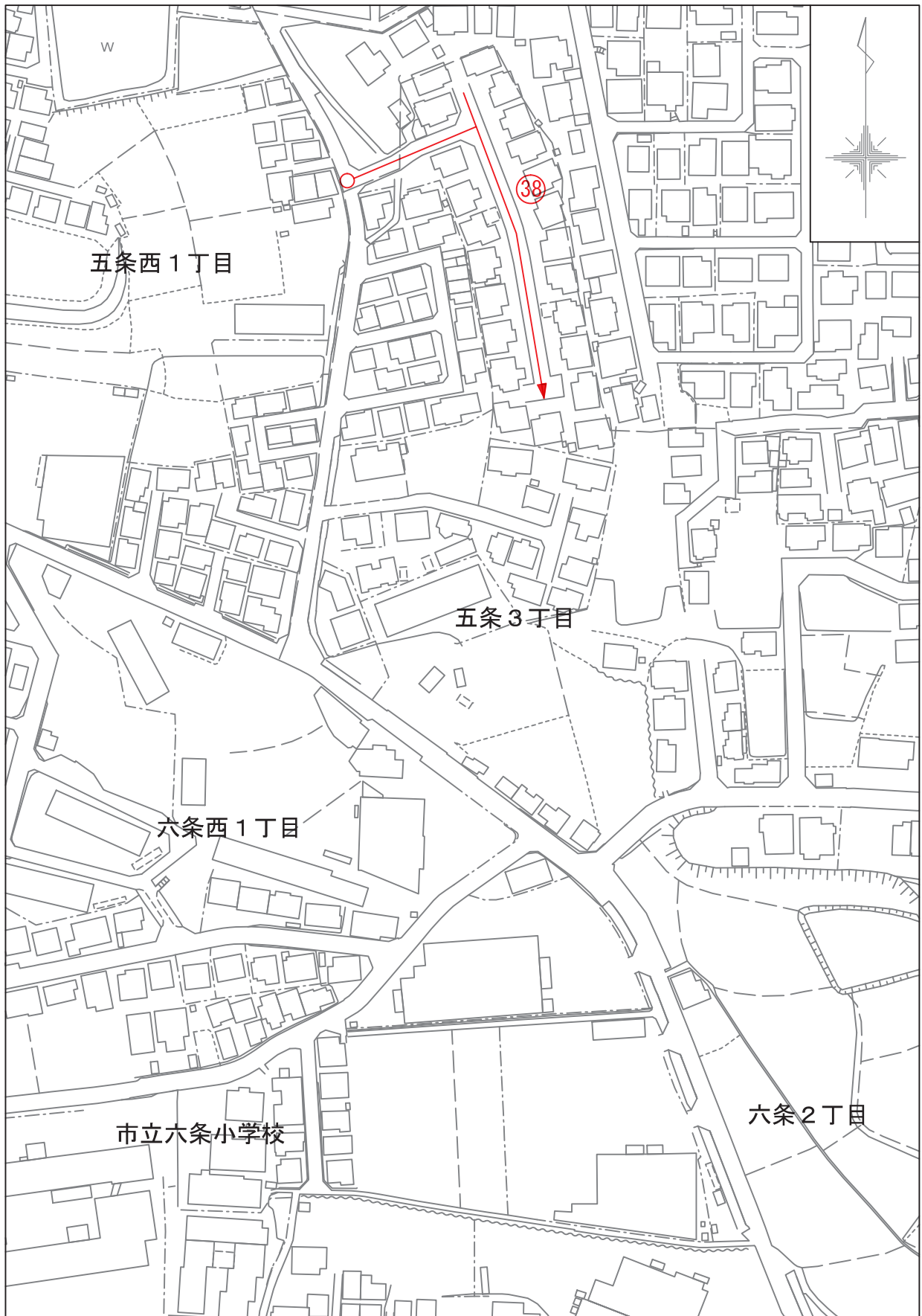


認定しようとする路線





認定しようとする路線



③ 中部第1637号線



認定しようとする路線





④2 西部第1359号線



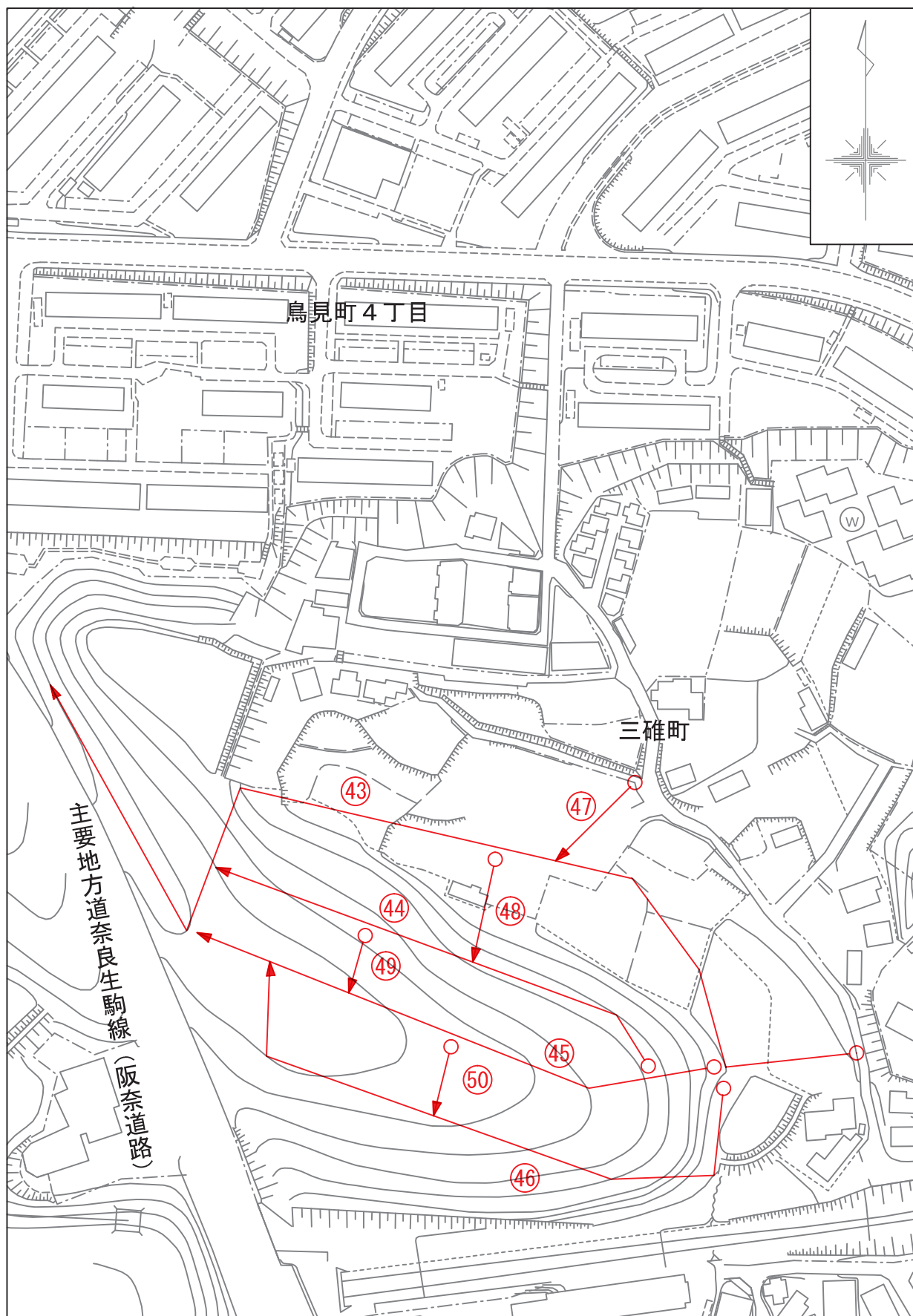
認定しようとする路線

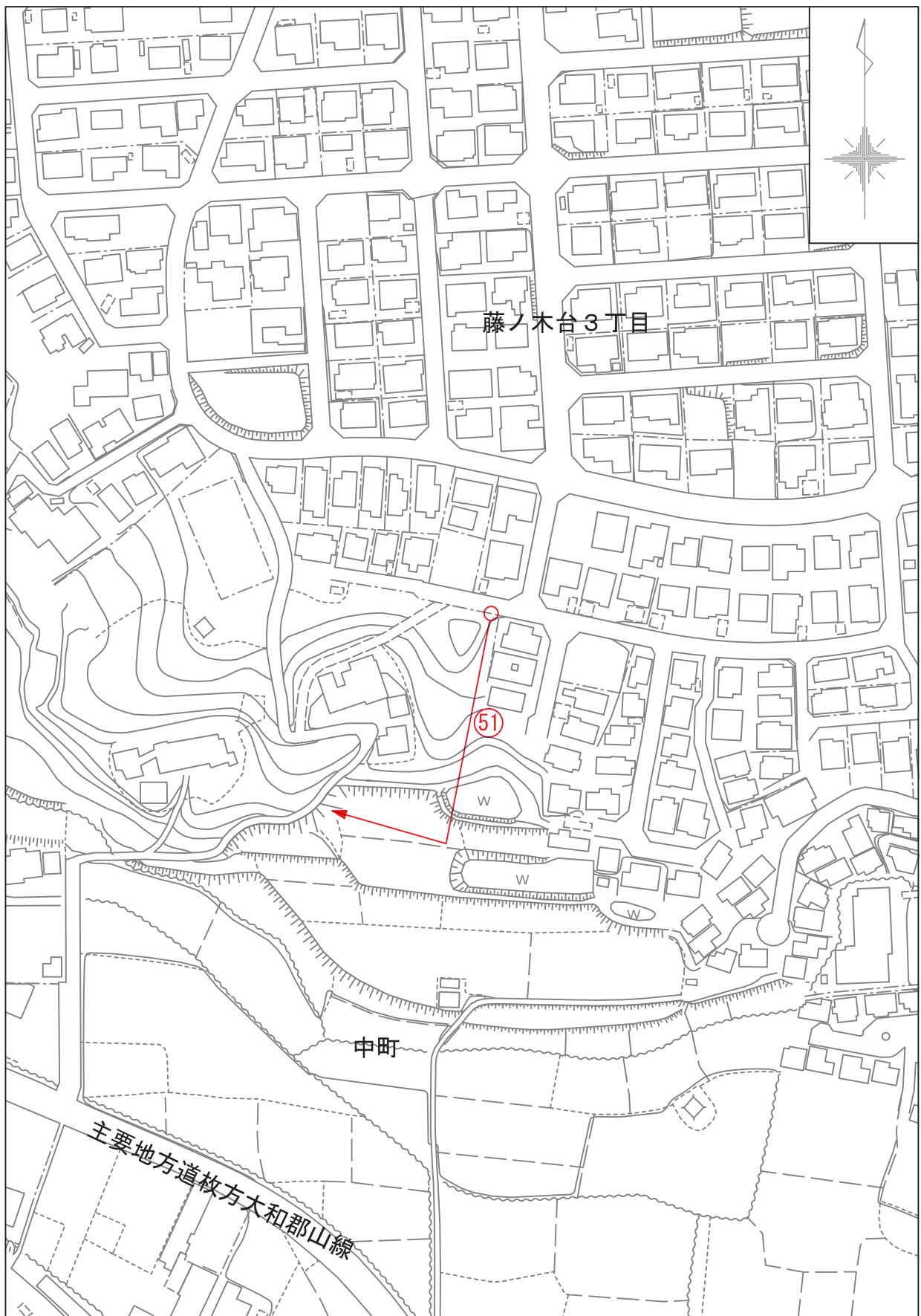


④③～⑤⑩ 西部第1360号線 ～ 中部第1367号線



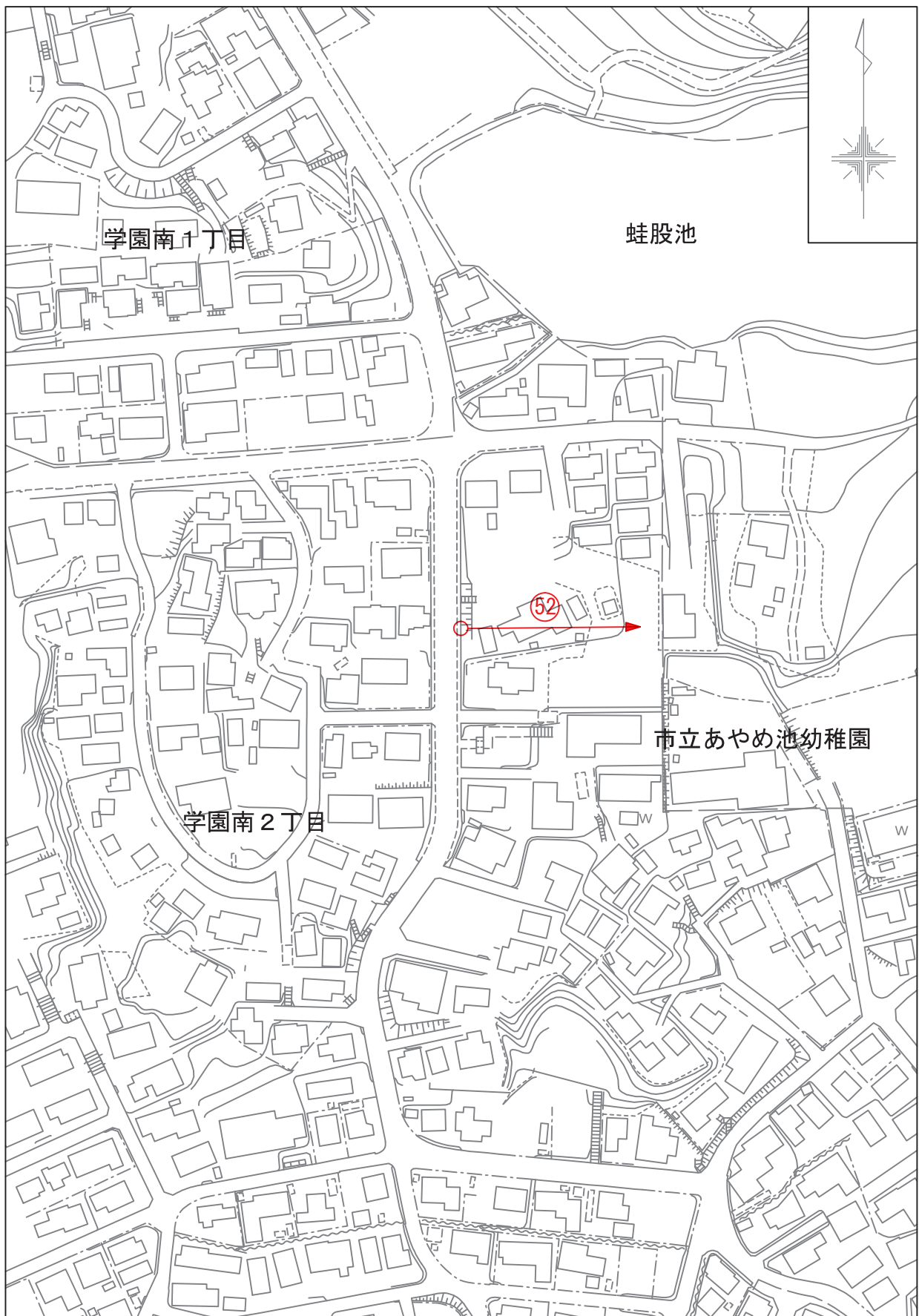
認定しようとする路線







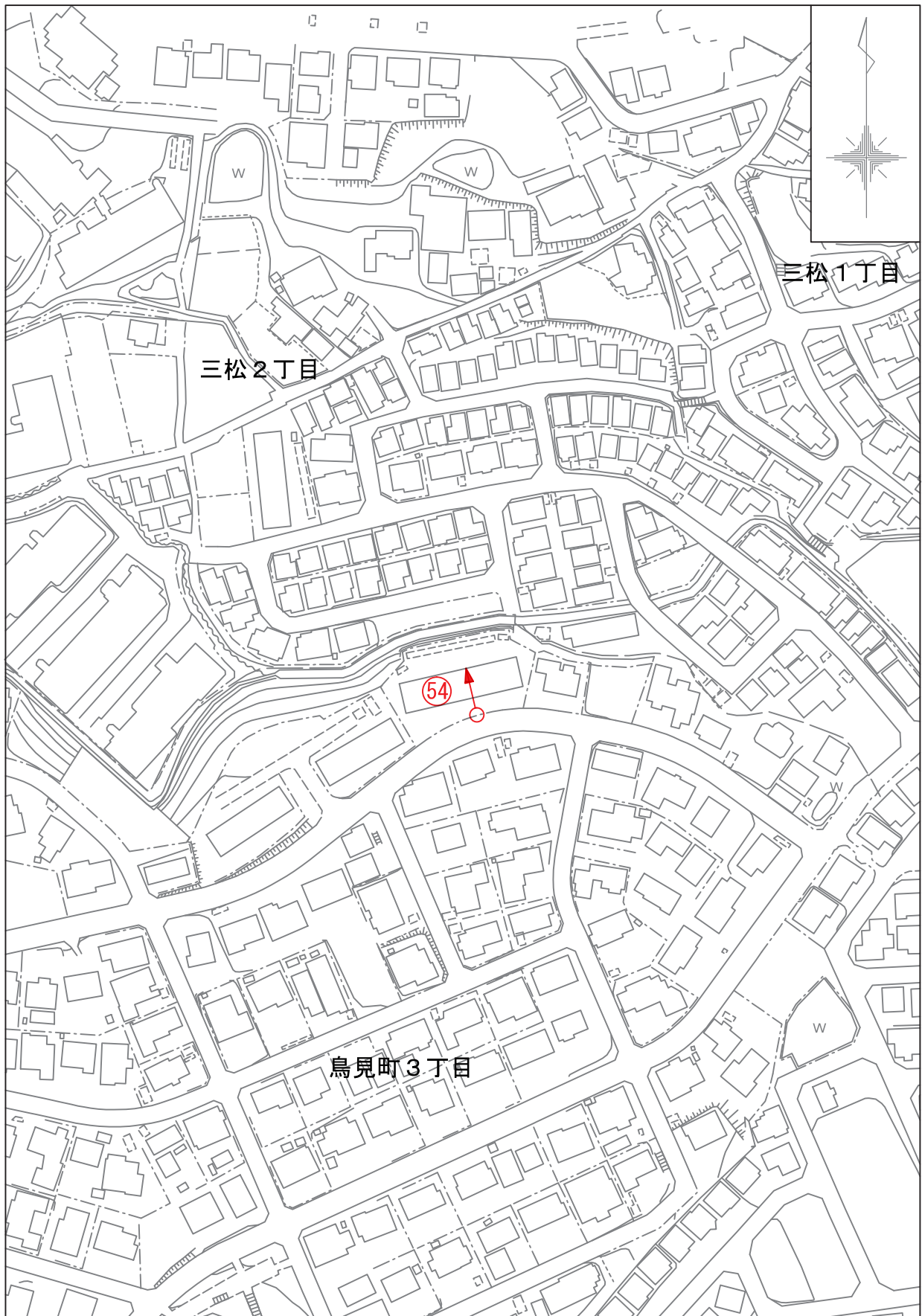
認定しようとする路線







認定しようとする路線

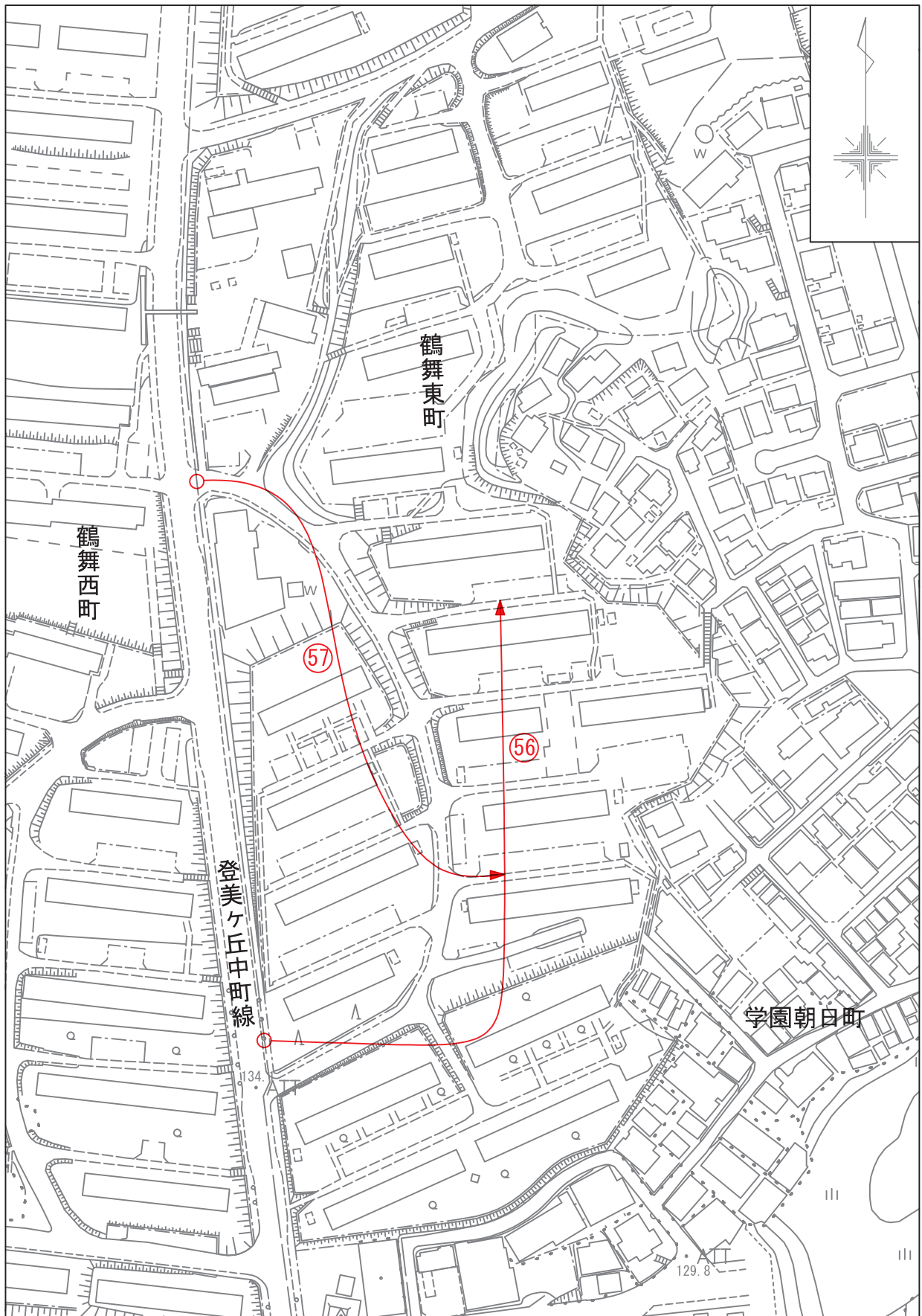




⑤⑥ 西部第1373号線 ⑤⑦ 西部第1374号線

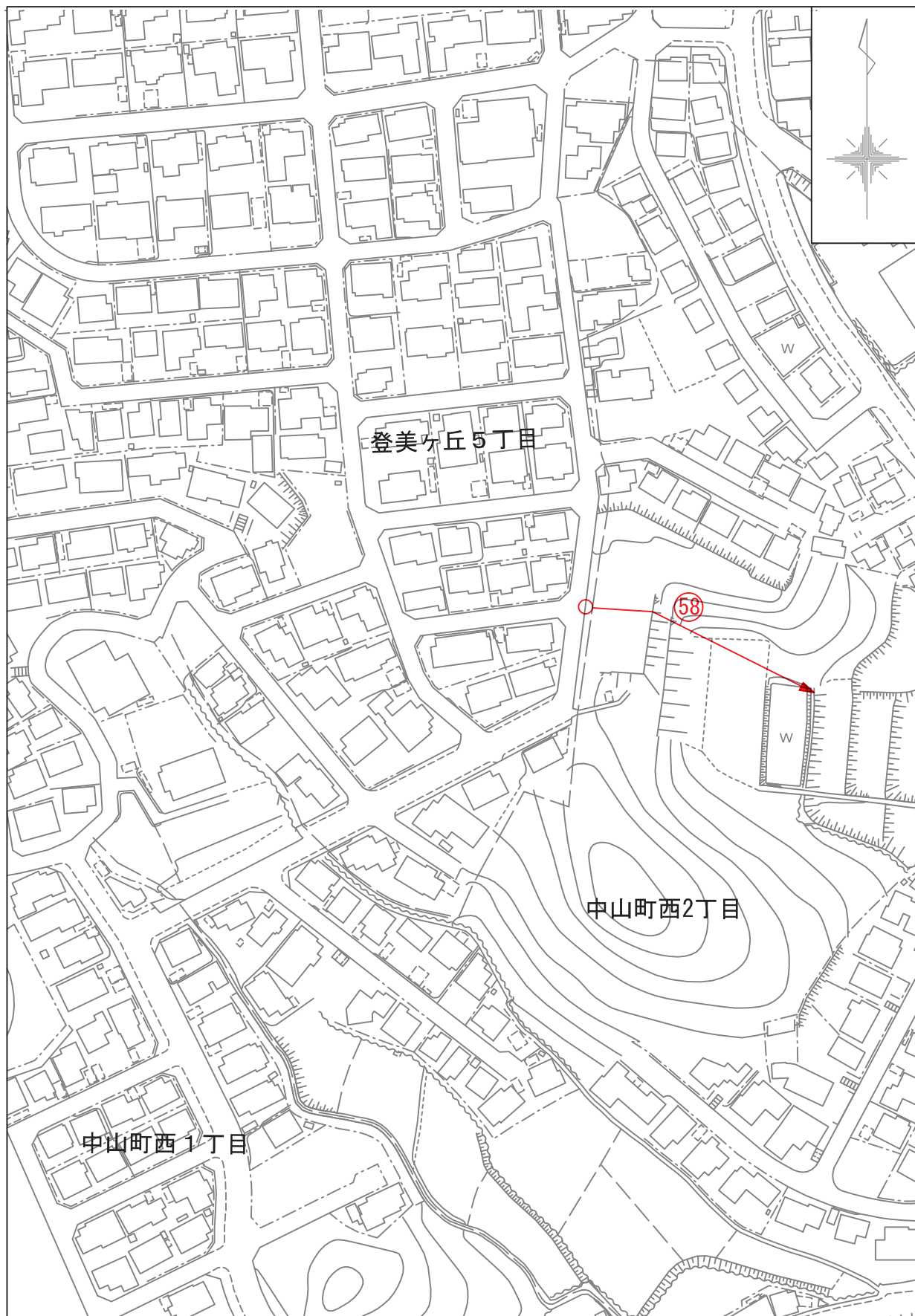


認定しようとする路線





認定しようとする路線



町の区域等の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、平成28年1月12日から本市内の区域のうち別図1に示す町の区域を別図2に示すとおり変更する。

平成27年2月27日提出

奈良市長 仲川元庸

別図1



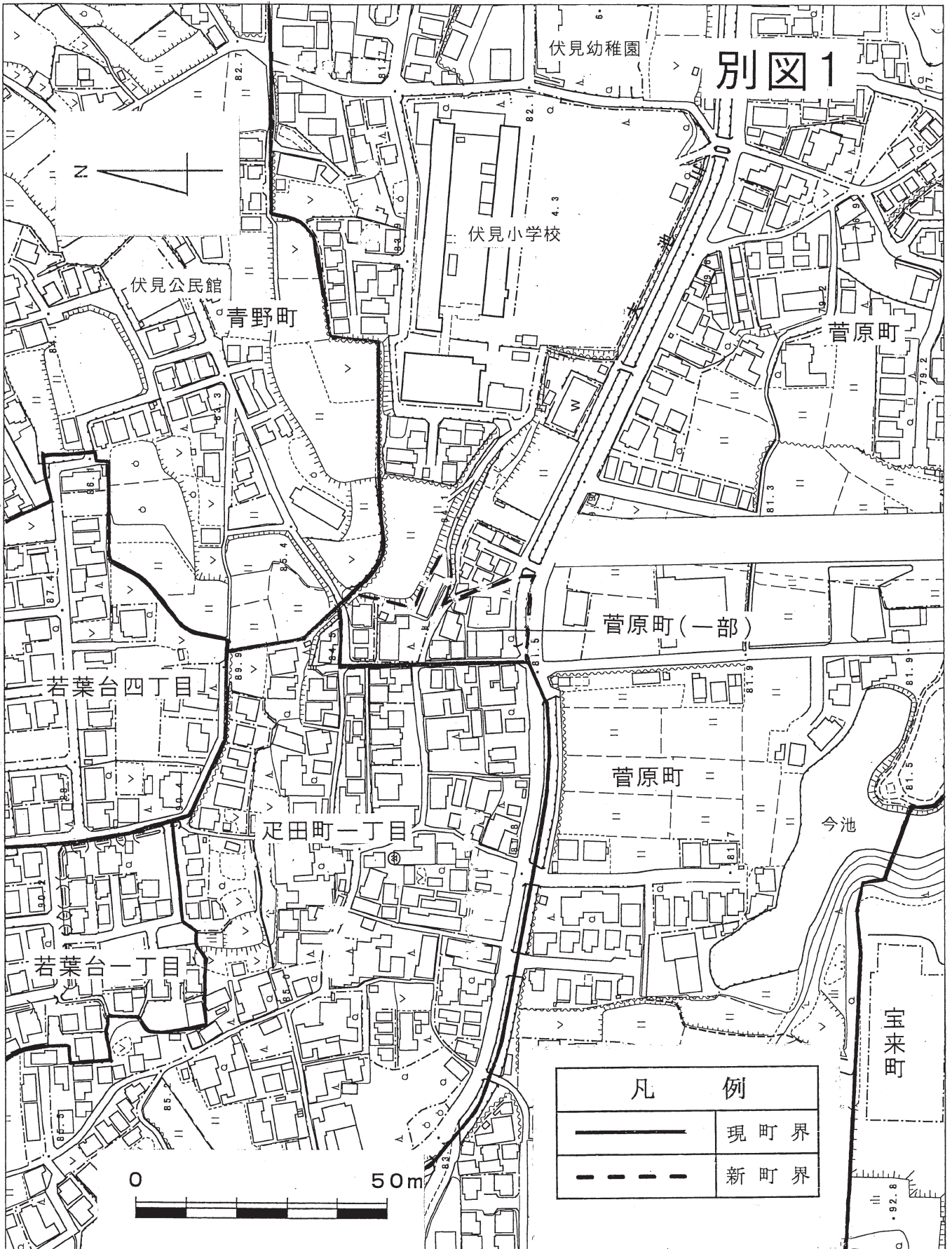
町の区域の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、平成28年1月12日から本市内の区域のうち別図1に示す町の区域を別図2に示すとおり変更する。

平成27年2月27日提出

奈良市長 仲川元庸

別図1



凡 例	
———	現町界
- - - -	新町界

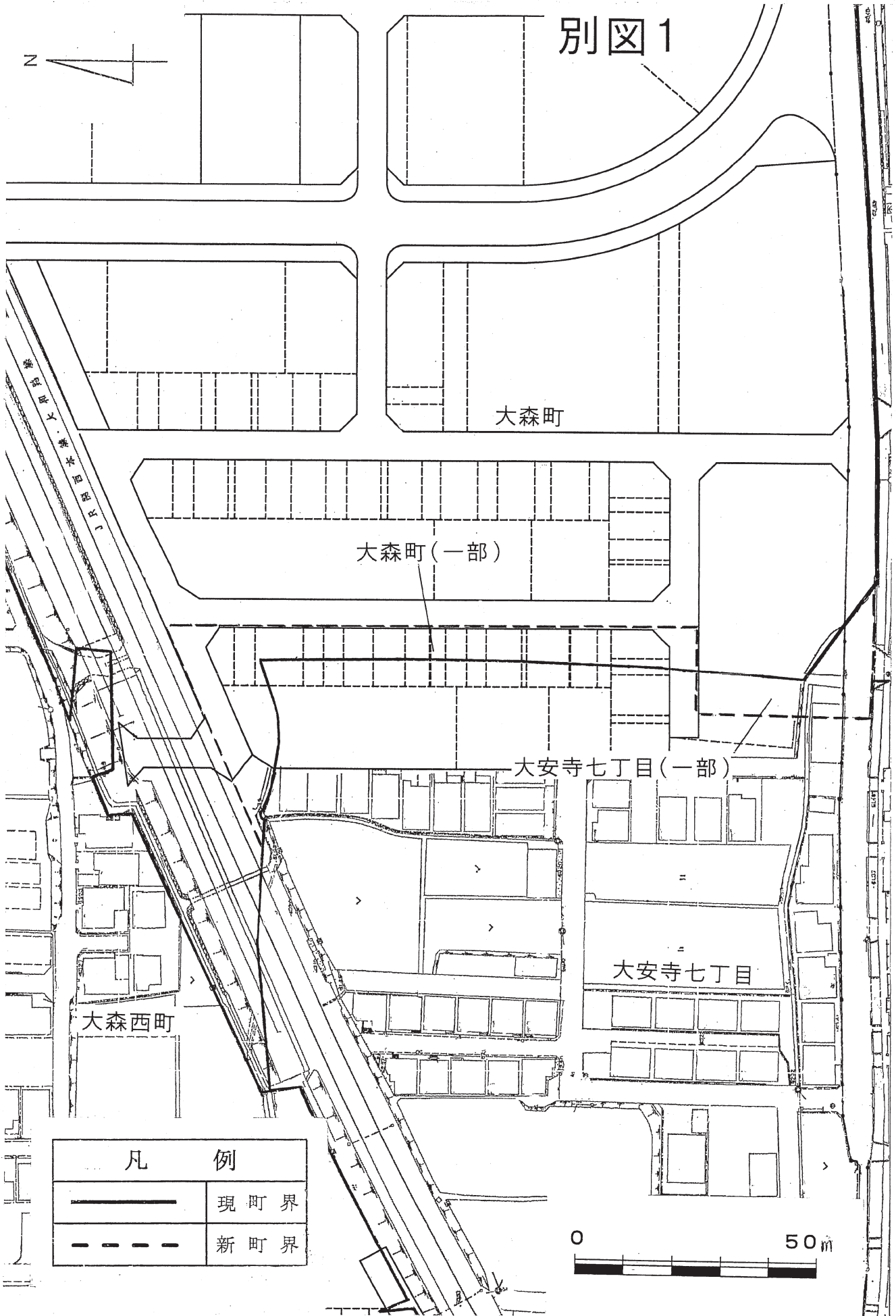
町の区域の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、平成27年5月18日から本市内の区域のうち別図1に示す町の区域を別図2に示すとおり変更する。

平成27年2月27日提出

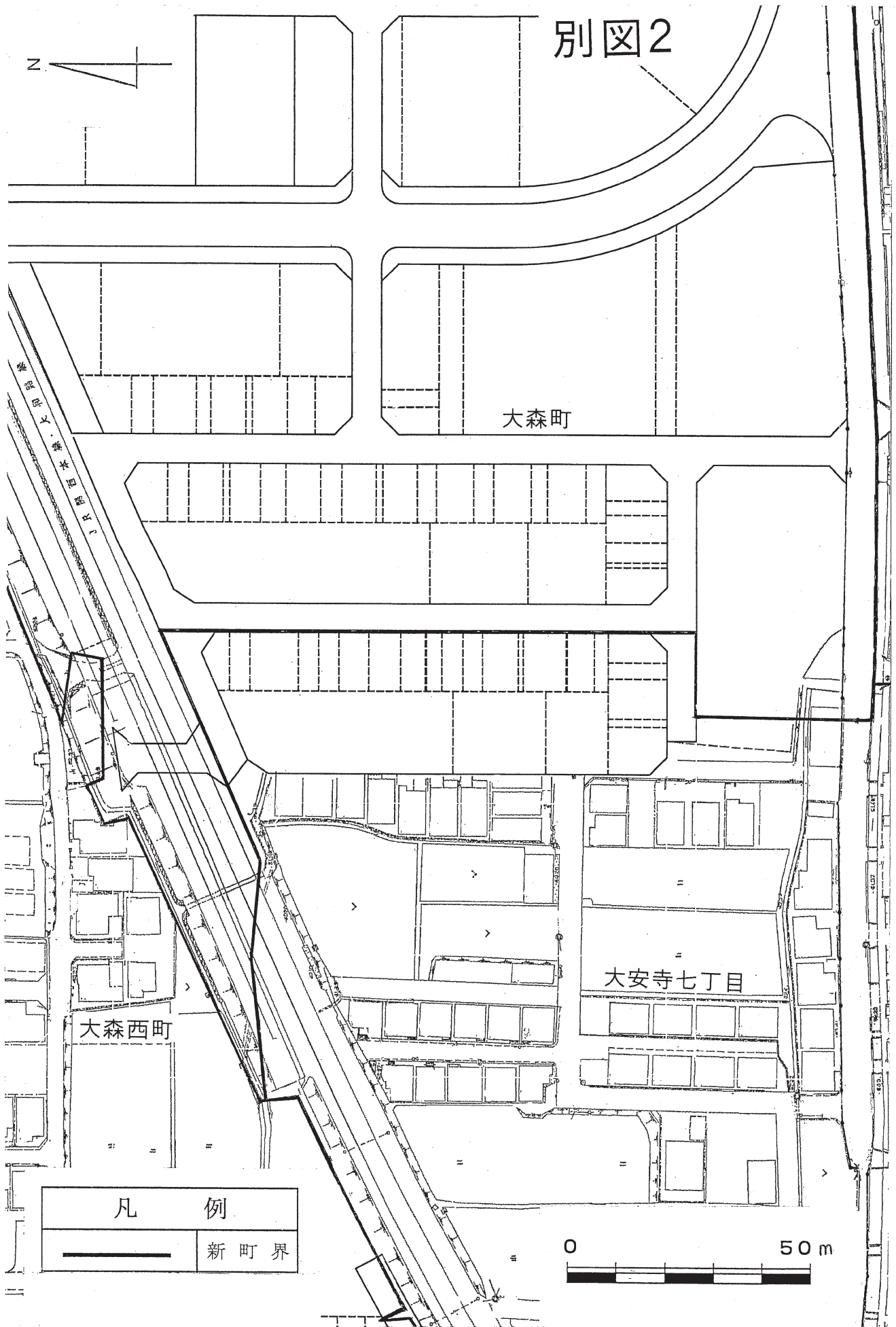
奈良市長 仲川元庸

別図1



凡 例	
——	現町界
- - - -	新町界

別図2



凡	例
	新町界



公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成27年2月27日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市井上町11番地

奈良市奈良町南観光駐車場

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市西登美ヶ丘一丁目6番3号

有限会社くるみの木

取締役 石村 由喜子

3 指定管理者の指定の期間

開場の日から平成32年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市奈良町南観光駐車場の供用に関すること。
- (2) 奈良市奈良町南観光駐車場の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定めること。

資 格

[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]

履 歴 書

氏 名 近 藤 朗

生 年 月 日 [Redacted]

現 住 所 [Redacted]

学 歴

[Redacted] [Redacted] [Redacted]

職 歴

[Redacted] [Redacted] [Redacted]
[Redacted] [Redacted] [Redacted]
[Redacted] [Redacted] [Redacted]
[Redacted] [Redacted] [Redacted]
[Redacted] [Redacted] [Redacted]
[Redacted] [Redacted] [Redacted]
[Redacted] [Redacted] [Redacted]
[Redacted] [Redacted] [Redacted]